

(案)

第6次藤枝市地域福祉計画

(第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画)

(藤枝市重層の支援体制整備事業実施計画)

第6次藤枝市地域福祉活動計画



藤枝市
Fujieda City



藤枝市社会福祉協議会

(表紙裏)

市長あいさつ文

藤枝市長 北村 正平

社会福祉協議会 会長あいさつ文

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会長 水野 明

第1章	計画策定にあたって	6
1	計画の概要	6
第2章	地域福祉の現状と課題	12
1	国の動向	12
2	第4期静岡県地域福祉支援計画	16
3	藤枝市の現状と課題	16
第3章	計画の基本理念と基本目標	20
1	基本理念	20
2	基本目標	21
3	施策体系	22
第4章	施策の展開	24
	基本目標1 交流とつながりを深める地域をつくる	24
	基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域をつくる	29
	基本目標3 福祉の基盤をつくる	40
	基本目標4 地域福祉の担い手をつくる	50
第5章	第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画	55
1	趣旨	55
2	成年後見制度について	55
3	施策の展開	58
第6章	藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画	70
1	趣旨	70
2	重層的支援体制整備事業について	70
3	施策の展開	71
第7章	計画の推進にあたって	74
1	計画の推進体制	74
2	目標指標（再掲）	76
第8章	資料編	78
1	統計資料	78
2	アンケート調査	90
3	前計画の検証	103
4	地域カルテ	108
5	策定経過	128
6	用語集	130

第1章 計画策定にあたって

1 計画の概要

(1) 計画策定の背景

少子高齢化や人口減少などの社会構造の変化により、地域における生活課題は、介護、子育て、就労、住まい、家族関係、障害、生活困窮など複数の分野にまたがり「複雑化・複合化」が進行しています。また、雇用形態やライフスタイルの変化などにより、福祉に対するニーズは「多様化」しています。さらに、老老介護*やダブルケア*、ひきこもり*、ヤングケアラー*などの「制度の狭間」の問題*が発生し、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事例が増加しています。

加えて、共働き世帯の増加や、働く高齢者の増加など、地域における担い手の確保が難しくなってきています。

このような社会構造の変化や地域住民の複雑化・複合化している支援ニーズに対応するため、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会*」の実現を目指しています。

(2) 計画策定の趣旨

複雑化・複合化する地域生活課題や地域福祉を取り巻く情勢が変化する中でも、持続的に地域福祉を推進するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とし、本市の地域福祉の推進に関する取組の方向性を定めた『第6次藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定します。

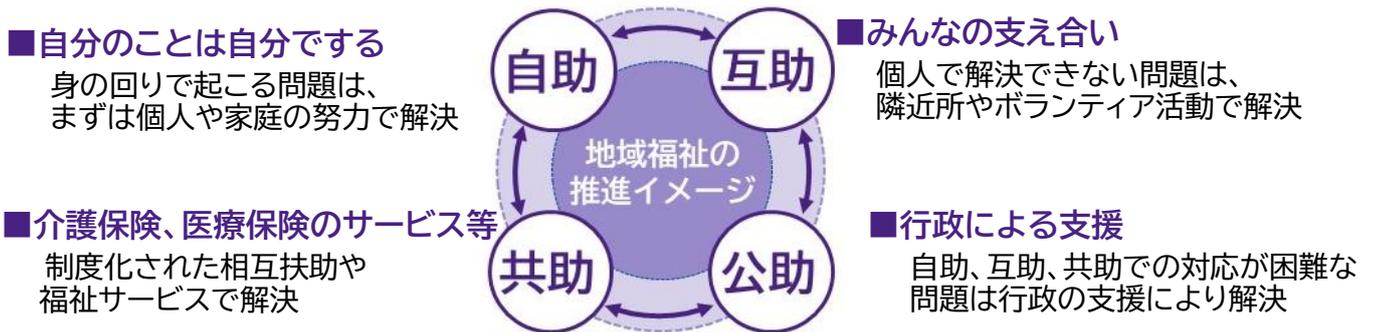
行政計画である地域福祉計画と民間の行動計画である地域福祉活動計画とを一体的に策定することで、行政と地域住民、地域・関係団体、ボランティア*、民間事業者等が手を取り合って地域づくりを進め、協働*しながら、誰一人取り残すことのない、支え合いの地域共生社会の実現を目指します。

(3) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もがそれぞれの地域で安心して暮らせるよう、地域住民や関係機関、行政等の社会福祉関係者が相互に連携して、地域の生活課題の解決に取り組む考え方です。

生活課題や地域課題の解決に向けては、自助、互助、共助、公助の考えに基づいて、市民、事業者、関係機関、団体、行政など、様々な主体がそれぞれの役割を果たし、解決に向けて活動することが必要です。

◆自助・互助・共助・公助のイメージ◆

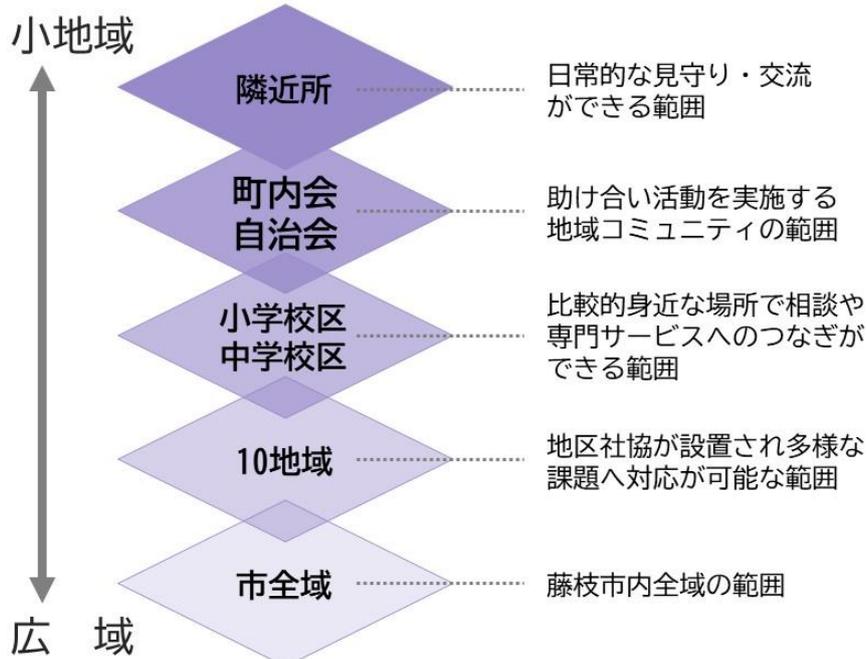


(4) 地域の範囲

地域区分には、隣近所の付き合いといった最も小さな範囲から町内会・自治会の地域コミュニティ*の範囲、小・中学校区の範囲があります。

それに加えて本市では、地区社会福祉協議会（地区社協）*が組織されている10地域の範囲があります。

◆地域の範囲の捉え方◆



(5) 藤枝市社会福祉協議会とは

社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会（市社協）は、社会福祉法（以下「法」という。）第109条に基づく社会福祉法人*で、地域住民や関係団体とともに地域福祉を推進する非営利の民間団体です。地域福祉活動の中核を担う団体として、住民やボランティア、関係団体と一体となってより良い地域づくりを目指して福祉教育の推進やボランティア活動の推進、権利擁護の推進など、地域福祉の推進に関する活動を行っています。

(6) 計画の位置づけ及び関連計画等との関係

① 地域福祉計画の法的な位置付け

地域福祉計画は、法第107条に基づく市町村地域福祉計画として位置付けられ、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、本市の地域福祉の推進に関する事項を総合的に定めた行政計画です。また、本計画は、成年後見制度*の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する市町村成年後見制度利用促進基本計画及び法第106条の5に規定する重層的支援体制*整備事業実施計画を一体的に策定します。

【社会福祉法 抜粋】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋】

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

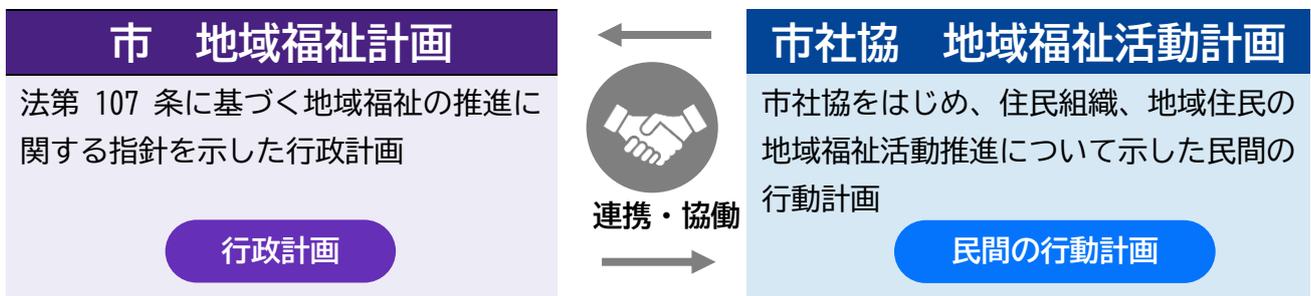
② 地域福祉活動計画の位置付け

地域福祉活動計画は、住民及び福祉関係団体等が地域社会における福祉のニーズの把握や課題の解決に主体的に取り組むために、市社協が中心となって策定する民間の活動・行動計画です。

③ 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

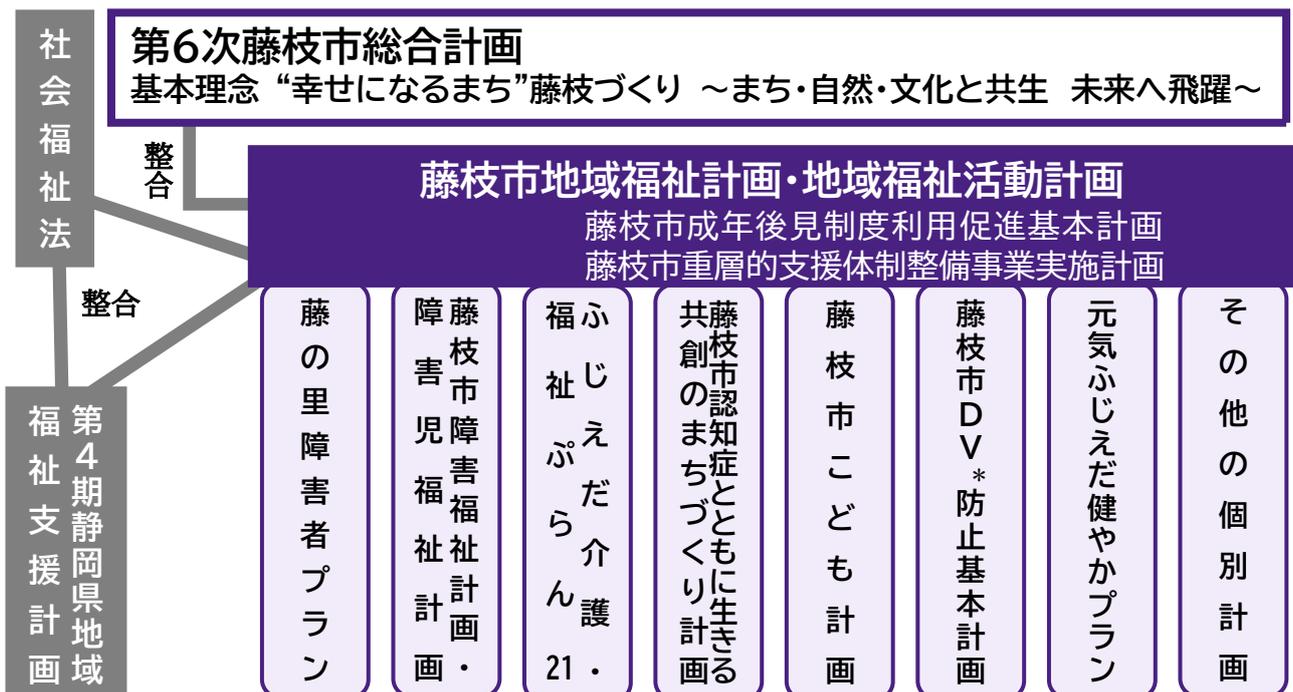
地域福祉の推進のためには、行政と市社協、地域住民や関係団体等の多様な主体が共通の理念のもとで目指すべき方向性を明確にし、連携・協働しながら活動に取り組む必要があります。本市では前計画から引き続き、行政計画である地域福祉計画と民間の行動計画である地域福祉活動計画を策定することで、計画の推進においても連携・協働を図り、相互に評価・検証を行うことで実効性のある取組を推進します。

◆地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定のイメージ◆



④ 関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「第6次藤枝市総合計画」と整合を図りながら、本市の福祉分野における上位計画として位置づけ、高齢者、障害のある人、こども・子育て支援などの福祉に関する他の個別計画について地域福祉という観点から横串をさし、それぞれ縦割りの計画、施策等を総合的かつ包括的に推進し、本市における地域福祉の推進に関する方向性を示した計画です。



(7) SDGsの17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標

本市では、SDGs*の実現に向けて地方自治体として取り組むべき目標を、本市独自のローカルSDGsとして掲げており、SDGsの17のゴールに貢献する本市独自の目標を設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指しています。本計画に掲げている施策・事業についても、SDGsの17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。

SDGsとは？

持続可能な世界の発展を実現するため国連サミットで採択された、2030年までに達成すべき国際目標です。17の長期的なビジョン（ゴール）と169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、貧困の撲滅やジェンダーの平等等、「誰一人取り残さない」社会を目標に掲げています。

本計画の基本的な方針に関わるローカルSDGsのゴールは、以下の9項目です。



(8) 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。また、計画の期間中であっても、関連法の改正や社会情勢の大きな変化等の計画の見直しが必要と思われる場合には、計画の最終年度を待たずに計画の見直しを行います。

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
藤枝市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第5次	第6次計画				
藤枝市成年後見制度 利用促進基本計画	第1期	第2期計画				
藤枝市重層的支援体制 整備事業実施計画		(新規策定)				
藤枝市総合計画	第6次	第6次計画(後期基本計画)				
藤の里障害者プラン	第6次					第7次
藤枝市障害福祉計画	第7期	第8期				第9期
藤枝市障害児福祉計画	第3期	第4期				第5期
ふじえだ介護・福祉ぱらん21	第9次	第10次				第11次
藤枝市認知症とともに生きる 共創のまちづくり計画	第1期					第2期
藤枝市こども計画	第1次					第2次
藤枝市DV防止基本計画	第3次	第4次				
元気ふじえだ健やかプラン	第3期	第4期				

第2章 地域福祉の現状と課題

1 国の動向

(1) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をいいます。

【包括的な支援体制の整備（法第106条の3）】

「住民の身近な圏域において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備」、「住民に身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」及び「多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」などを通じ、包括的な支援体制を整備していくことを市町村の努力義務としています。

【重層的支援体制整備事業の創設（法第106条の4）】

令和2年の法改正によって新たに盛り込まれた重層的支援体制整備事業は、市町村の努力義務の具体化の一手法として創設されたものであり、地域住民の多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業です。

この3つの支援は、本人や世帯の属性を問わない包括的な相談支援、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援、そして、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援を、支援関係機関全体で進めることで、個別支援と地域に対する支援の両面から地域における人と人のつながりを基礎としたセーフティネットを構築し強化するものです。

(2) 孤独・孤立対策の推進

【孤独・孤立対策推進法の施行】

令和6年4月、「孤独・孤立対策推進法（以下「推進法」という。）」が施行され、「誰ひとり取り残さない社会」「人と人とのつながりが生まれる社会」の実現を目指しています。推進法では、「社会全体での対応」、「当事者に寄り添った施策」及び「人とのつながりを実感できる施策」の3点を基本理念とし、地方公共団体には地域の状況に応じた施策の策定・実施が求められています。国民にも、関心と理解を深め施策に協力する努力が求められています。

また、令和6年6月には、推進法に基づく「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画（孤独・孤立対策重点計画）」が策定され、「支援を求めやすい社会づくり」、「切れ目のない相談支援」、「つながりを実感できる居場所*の確保」及び「官民・NPO*連携による支援体制強化」の4点を基本方針とするなど、孤独・孤立対策に関する施策の方向性が定められました。

(3) 高齢者福祉の推進

【介護保険法の改正】

要介護（要支援）認定者の増加に伴い、介護ニーズが一層多様化・深刻化する中で、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援する体制の整備や、介護人材の確保など、持続可能なサービス提供体制の構築が課題となっています。

令和6年に改正された介護保険法では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステム*の深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」などが重視されています。今後は、制度改正の趣旨を踏まえ、介護の質の向上とともに、地域全体で支え合う体制の充実と、継続的なサービス提供に向けた仕組みづくりが求められます。

【共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行】

令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「認知症基本法」という。）」では、認知症の人が住み慣れた地域で尊厳を保ち、希望をもって暮らし続けられる共生社会の実現を理念に掲げ、自治体に対し地域の実情に応じた認知症施策の総合的かつ計画的な策定・実施を義務付けています。

さらに、令和6年12月には、認知症基本法に基づく「認知症施策推進基本計画」が策定され、「新しい認知症観」の普及を中心に、知識・理解の深化、バリアフリー*化、社会参加、意思決定支援など、12の基本施策を盛り込んでおり、自治体には、この基本施策をベースに、地域特性に応じた認知症施策を推進することが求められています。ま

た、策定後おおむね5年目を目途に計画の見直しの検討を行うことも定められました。

また、デジタル化の進展により、行政手続きや情報へのアクセスが困難な高齢者への対応も課題であり、デジタルを利用する力の格差（デジタル・デバイド）への配慮を含めた情報提供体制や相談支援の充実が求められています。高齢者が役割やつながりを感じながら安心して暮らせる地域づくりが、一層重要となっています。

（4）障害者福祉の推進

障害のある人の権利を尊重し、社会参加を促進することで、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、様々な法改正が行われています。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正】

障害のある人の地域生活や就労支援の強化等により、障害のある人の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上が図られています。

また、基幹相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされるとともに、精神障害に関する相談については、精神保健に課題を抱える人々も対象とした相談支援が明確化されるなど、地域の相談支援体制も強化されました。

【精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正】

医療保護入院中の患者の意思決定を支援する仕組みが導入されるとともに、入院中から退院後の生活を見据えた「退院後支援計画」の作成が義務付けられました。

【障害者の雇用の促進等に関する法律の改正】

障害のある人の雇用機会を拡大するため、民間企業の法定雇用率が段階的に2.7%まで引き上げられることになりました。

また、週10時間以上20時間未満で働く重度障害者も実雇用率に算定できるようになったことで、多様な働き方に対応した就労機会が拡大しました。

さらに、雇用後のサポートも重視され、企業や関係機関が連携し、職場定着を支援する体制の強化が図られています。

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正】

事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年4月から義務化されました。これにより、障害者が不当な差別を受けることなく、障害の無い人と同様に社会参加できる環境づくりがさらに進むことが期待されます。

(5) こどもまんなか社会の実現に向けて

【こども基本法、こども大綱の施行】

国は、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として「こども基本法」を施行しました。

さらに令和5年12月にはこども基本法に基づき、これまで別々に作成・推進されてきた「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく3つのこどもに関する大綱を1つに束ね、こども政策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進しています。

(6) 生活困窮者支援の推進

【生活困窮者自立支援法等の一部改正】

国は、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や生活保護世帯のこどもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、令和7年4月に施行された「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法）」により、「居住支援の強化」、「こどもの貧困への対応」及び「支援関係機関の連携強化」等の措置を講じ、生活困窮者支援を推進しています。

(7) 成年後見制度の利用促進

【第二期成年後見制度利用促進基本計画】

国は「第一期成年後見制度利用促進基本計画」における地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の定義が明確ではなかった等の課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、政府が講ずる成年後見制度利用促進策に関する基本的な計画として、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4年3月に閣議決定しました。成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方として、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」「尊厳のある本人らしい生活を維持できるようにするための成年後見制度の運用改善等」及び

「司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり」が定められているほか、権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決

定支援等の取り組みも進めていくため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

2 第4期静岡県地域福祉支援計画

静岡県では、本県の地域福祉を推進するため令和3年度から令和8年度までを計画期間とする「第4期静岡県地域福祉支援計画」を策定しています。法律の改正や国の制度改正に加え、孤独・孤立の問題の深刻化やヤングケアラーの社会問題化、激甚化・頻発化する自然災害への対応などの計画策定後の地域福祉を取り巻く状況と課題への対応のため、令和6年3月に中間見直しを実施し、地域共生社会の実現に向けて市町の包括的支援体制の構築を支援しています。

3 藤枝市の現状と課題

(1) 地域のつながりの「再構築」と住民同士の助け合いの「促進」

① すべての世代が交流し、互いに支え合える地域づくりが必要

コロナ禍の影響があった前回の市民意識調査に比べ、「親しい付き合いがある」または「顔が合えば立ち話をする」という回答が、前回より7.5%高い一方、地域活動の参加頻度では、30代以下は「あまり参加していない・参加していない」(72.3%)の割合が高く、地域活動への関心が薄れている状況です。町内会や地域団体の加入率の低下により、従来あった自然な支え合いや見守りの仕組みが機能しにくくなっています。

また、次代を担う子どもたちを地域全体で支える視点も欠かせません。「地域の子は地域で守り育てる」という意識のもと、地域全体で子どもの成長を見守る環境づくりが重要です。福祉教育や地域ボランティア活動、コミュニティ・スクール*など、子どもが多様な人と関わり、他者を思いやる心や社会性を育む取組の充実が求められます。

住民同士が日常的に助け合い、多様な背景を持つ人々がつながりを感じられる環境を実現するには、対面交流に加え、SNSやオンラインツールを活用した新たなつながり方の模索も必要です。地域活動の形式に柔軟性を持たせ、幅広い世代が参加できる仕組みの構築が必要です。

② 日常的な関係性の中で、住民同士が助け合う地域づくりの促進が必要

地域のつながりが希薄になりつつある現代でも、災害時等、緊急時においては、近隣住民同士の助け合いや声かけが重要となる場面が出てきます。

困りごとがあったときに「近所の人」に相談相手となってほしいと考える人は7.9%にと

どまり、相談に対する心理的なハードルが一定程度あることがうかがえます。相談しない理由は、「解決しないと思う」(40.3%)、「悩みや不安を知られたくない」(34.1%)、「適切な相談相手がない」(33.5%)などとなっています。

一方で、地域の中での支え合いを「必要」と考える人は68.9%にのぼり、内容としては「災害時の協力体制」(80.6%)や「防災・防犯などの協力体制」(73.5%)が挙げられています。また、こども食堂など、地域でこどもや子育て世帯を支える活動を継続・発展させることも重要です。

今後は、世代・年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて、地域住民の意識啓発や相互理解の促進に取り組み、多様な交流の機会を通じて人と人との関係性を築く取組の充実が求められます。

(2) 地域の見守りの「充実」と情報提供体制の「強化」

① 必要な情報を誰もが入手できる情報提供体制の強化が必要

福祉制度や地域資源の情報は複雑で、必要な情報にアクセスできず支援につながらないケースもあります。特に高齢者や障害のある人、外国人などにとっては、言葉や手段の壁が情報取得の障害となっています。

今後は、多様な媒体の活用や、やさしい表現・多言語対応の推進、相談支援体制との連動、日常生活に身近な場での情報提供の充実が求められます。加えて、SNSやICT*の活用によって若年層や子育て世代にもアクセスしやすい工夫や、デジタル・デバイド（情報格差）への対応を進めることで、誰にとっても分かりやすく、届きやすい情報提供体制の強化が必要です。

② 地域の見守りの強化と権利擁護支援の充実が必要

高齢者の孤立死やこどもの虐待、障害のある人の社会的排除などを防ぐには、地域における早期の「気づき」と「つなぎ」が重要です。その実現には、日常の中で「気づく力」を持つ地域の見守り体制が不可欠ですが、近隣関係の希薄化や、福祉活動に携わる関係機関の担い手不足により、十分に発揮できない地域も見受けられます。

多様な主体が連携し、地域ぐるみで見守り合える体制の充実や、ICTを活用した見守りの仕組みづくりが求められます。あわせて、防災・防犯意識を高め、災害時にも安心して支え合える地域体制の整備が必要です。

また、更なる高齢化の進展により、判断することに不安を感じる高齢者や障害のある人の増加が予想されます。本人の意思を尊重し、生活や財産を守り、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送るための成年後見制度などの権利擁護支援を必要とする人が多くなっていくことが考えられます。

成年後見制度の認知度については、「知っている」「名前は知っている」が73.8%と、前

回調査から6.9%上昇し、制度の認知度は高まったものの、多くの人が制度を知っていない現状があります。

制度の利用希望については、「わからない」が47.4%となっており、制度の周知啓発とともに、安心して利用できる環境整備が求められます。

(3) 福祉サービスの「充実」と多機関協働による支援体制の「構築」

① 複合的課題への包括的な支援の充実が必要

令和6年度末時点で、市内の高齢化率は31.69%であり、令和2年度末と比較し、1.48%増加しています。また、高齢者の一人暮らし世帯は、10,337世帯、障害者手帳*を所持している人は7,736人で、いずれも増加しています。

生活困窮や高齢者の孤立、障害のある人の社会参加の困難、8050問題、子育て世帯の虐待や育児疲れなど、複合的な課題や、現状では対応できる制度がない「制度の狭間」の問題は、支援が届きにくかったり、課題が長期化する傾向があります。

地域福祉の実現には、行政だけでなく、多様な主体が協働して支援にあたることを求められる一方、現状では、こうした連携が限定的で、情報共有や役割分担が十分に整理されていない場合も見受けられます。

今後は、分野を横断的につなぐ「地域包括的なネットワーク体制」の構築が必要です。あわせて、災害時の支援体制など、平時からの地域福祉基盤の整備を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりの推進が求められます。

② 福祉サービスの充実が必要

高齢化の進展や家族構成の変化により福祉サービスのニーズが多様化し、老老介護やダブルケアといった課題が顕著化しており、それに対応する支援体制や、住民が必要とする福祉サービスを的確に提供するための仕組みが、十分に整っていないことが課題となっています。

住民一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな福祉サービスの充実、多機関協働による相談支援体制の強化、そして、効率的かつ持続可能な運営体制の構築が求められます。

(4) 多様な担い手の「確保・参画の促進」と人材育成・継続支援の「体系化・活性化」

① 多様な人材の参画を促進する仕組みの整備が必要

共働き世帯や働く高齢者の増加に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、活動が一部の人々に依存する状況が続いています。ボランティアグループに対する調査では、最も多い構成員は70代(84.9%)で、課題としては、「高齢化」(71.2%)や「人材不足」(51.8%)

など、担い手の確保に関する無課題が挙げられました。団体・施設に対する調査でも、「担い手不足」(63.6%)や「後継者育成」(42.4%)、「スタッフの高齢化」(39.4%)など、いずれも共通した課題が挙げられています。

地域福祉を持続的に推進するためには、若年層や学生、企業、外国人住民など、多様な主体が参画できる環境づくりと担い手の育成が不可欠です。しかし、担い手不足の解消に向けた具体的な育成プログラムや、学校教育・企業との連携が十分でないことが課題です。地域全体で継続的に人材を育成し、活躍できる仕組みを構築することが求められます。

一方で、若者や現役世代、企業、学校、地域活動に関心を持つ個人など、潜在的な担い手は存在していることから、こうした多様な人々が参加しやすい仕組みを整え、参加のきっかけや役割の提示、柔軟な関わり方を促す取組の推進が必要です。「できるときに、できるかたちで」地域福祉に関われる機会の創出・推進が必要です。

② 継続的な学びと支援体制の充実が必要

一度担い手になった人が活動を継続できるよう、研修や交流、情報共有の機会を確保することが不可欠です。また、精神的・制度的なサポートに加え、活動に対する評価や感謝の可視化を通じて、担い手がやりがいと誇りを持ち続けられる仕組みづくりも重要です。

さらに、福祉人材の育成は、専門職の養成だけでなく、地域で支え合う市民の育成という側面も含まれます。そのため、子育て支援ボランティア、障害(児)者のサポーター、介護予防の推進役など、多様な育成・支援プログラムの体系化と継続的な展開が求められます。

今後は、担い手が学び合い、支え合える環境を整えるとともに、高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援など、各分野の特性に応じた人材育成プログラムの体系化と支援策の充実を図ることが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

近年、少子高齢化・人口減少・核家族化の進行などの社会構造の変化を背景とし、人々の暮らし方・働き方が多様化するとともに、地域での人と人とのつながりが希薄化しており、老老介護やダブルケア、こどもの貧困、孤独な子育てなど、地域における生活課題は、複雑化・複合化しています。

このような社会状況の中でこそ、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、いつまでも安心して笑顔で暮らしていけるよう、制度・分野ごとの縦割りをなくし、支える側と支えられる側に分かれることなく、地域住民や多様な主体がそれぞれの役割を持ち、互いにつながり、支え合う必要があります。

本計画では、互いを尊重し、共に支え合うことにより、藤枝に住む誰もが住み慣れた地域において安心して、自分らしく、いきいきと元気に笑顔で暮らし続けられる「地域共生社会」を体現するまちを目指して、次のとおり基本理念を定めます。

共に支え合い 幸せあふれるまちづくり

～笑顔で自分らしく暮らし続けられるまちへ～

2 基本目標

基本理念を実現させるため、4つの基本目標を定め、地域福祉の推進に関する方向性を示します。

基本目標1 交流とつながりを深める地域をつくる

支える側と支えられる側に分かれるのではなく、誰もが、時に支え、時に支えられる互いに支え合う地域をつくるため、住民の福祉に関する理解や関心を深めるとともに、地域福祉の基礎となる地域での人と人のつながりの強化に努めます。

基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

年齢や障害の有無等にかかわらず藤枝に住む誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、防犯・防災対策を推進するとともに、孤立対策や権利擁護を推進します。

基本目標3 福祉の基盤をつくる

住民が個々に必要とする福祉サービスを適切に受けられるよう、利用者のニーズに対応したきめ細やかな福祉サービスの充実に努めます。また、8050問題をはじめとして、老老介護やダブルケアなど複雑化・複合化している生活課題に対応するため、個人や世帯の抱える相談や困りごとを包括的に受け止め、課題の解決に向けて、多機関協働による包括的な支援を進めます。

基本目標4 地域福祉の担い手をつくる

少子高齢化などにより担い手不足が懸念される中でも、地域活動やボランティア活動が持続的かつ活発に行われる地域をつくるため、地域福祉やボランティアの担い手などを育成するとともに、多様な主体が活躍できる環境づくりを推進します。

3 施策体系

基本目標1 交流とつながりを深める地域をつくる

基本方針1-1 共に支え合う意識づくり

施策1 福祉教育の推進

施策2 福祉に関する啓発、情報発信

基本方針1-2 地域のつながりの強化

施策1 地域交流の促進

施策2 居場所づくりの推進

基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

基本方針2-1 孤立対策の推進

施策1 見守り活動の推進

施策2 相談機会の充実

施策3 早期発見・早期対応の推進

基本方針2-2 防犯・防災対策の推進

施策1 防犯対策の推進

施策2 再犯防止の推進

施策3 防災・減災対策の推進

施策4 青少年健全育成の推進

基本方針2-3 人にやさしいまちづくり

施策1 ユニバーサルデザインの推進

施策2 交通安全対策の推進

施策3 男女共同参画の推進

施策4 多文化共生の推進

施策5 デジタルデバイドの解消

施策6 権利擁護の推進

第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画

基本目標3 福祉の基盤をつくる

基本方針 3-1 社会参加しやすい環境づくり

- 施策1 障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 施策2 高齢者の生きがいづくり
- 施策3 子育てと仕事の両立支援
- 施策4 移動支援の充実

基本方針 3-2 福祉サービスの充実

- 施策1 生活困窮者支援の充実
- 施策2 障害者支援の充実
- 施策3 地域包括ケアシステムの推進
- 施策4 健康づくりの推進
- 施策5 妊産婦・子育て世帯・こども・若者までの切れ目のない包括的な支援の充実
- 施策6 包括的な支援の充実

└─ 藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画

基本目標4 地域福祉の担い手をつくる

基本方針 4-1 地域福祉の担い手の確保

- 施策1 地域福祉の担い手の確保
- 施策2 ボランティア人材の確保

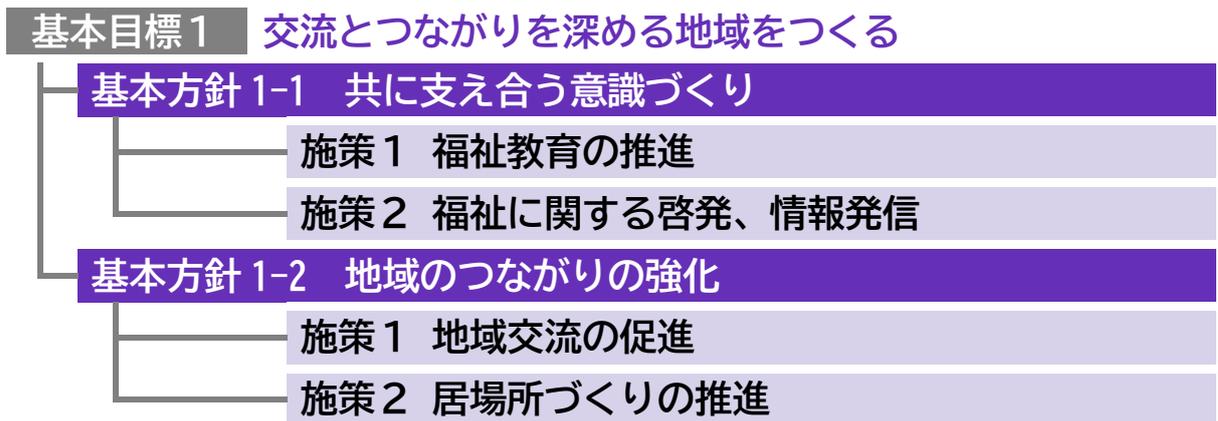
基本方針 4-2 多様な主体による地域福祉活動の活性化

- 施策1 ボランティア活動の推進
- 施策2 地域福祉活動の促進

第4章 施策の展開

基本目標 1

交流とつながりを深める地域をつくる



基本方針 1-1 共に支え合う意識づくり

「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体がそれぞれの役割を持ち、支え合うことができる地域をつくるため、住民が地域福祉に関する意識を持ち、共につながる支え合いの意識の醸成に努めます。あわせて、認知症になっても希望をもって暮らせる社会観を広めます。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 福祉や地域活動に関する情報を積極的に入手し、地域共生社会に関する理解を深めましょう。
- ❖ 市や市社協が実施する地域福祉に関するセミナーやイベントに参加しましょう。
- ❖ 市やイベントなどへの協賛を行い、地域活動を支援しましょう。
- ❖ 住民一人ひとりが福祉の意識を持ち、地域の支え合いを積極的に行いましょう。

施策 1 福祉教育の推進

市民の福祉への理解と関心を高めるため、学校や地域における福祉教育を推進します。

【市の主な事業】

将来の地域福祉の担い手となる子どもたちが、福祉やボランティアを身近に感じられるよう小中学校において福祉教育を行うとともに、「ふじえだ型ピア・サポート*」により、子どもたち相互の人間関係を豊かにするための学習の設定や実践活動を行います。

また、豊かな人格を育む家庭教育の推進により互いを尊重し共に生きる社会を実現します。

- ◇保育士等の働きやすい環境づくり
- ◇「ふじえだ型ピア・サポート」の推進
- ◇総合的な学習の時間における福祉教育の推進

【社会福祉協議会の主な事業】

住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、課題解決に向けて参加できるような主体形成を図るため、学校や地域、社会人等あらゆる場面で世代を問わず福祉教育を推進します。

- ◇市内の小中学校及び高等学校での福祉教育の実施及び支援
- ◇大人のための福祉講座
- ◇中高生福祉体験事業
- ◇障害者サポーターの養成

施策2 福祉に関する啓発、情報発信

市民の福祉への理解や関心を高めるため、福祉に関する啓発を行います。また、誰もが必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを適切に選択できるよう福祉サービスに関する情報提供を行います。

【市の主な事業】

広報ふじえだや市のホームページ・SNS等、様々な媒体の活用により、地域の福祉活動に関する情報を発信するとともに、地域福祉に貢献した個人や団体を健康福祉大会で表彰することで、地域福祉の機運を醸成します。

また、人権や権利擁護の啓発、発達障害や認知症に対する理解を深めるための啓発などにより、互いを尊重し共に生きる社会を実現します。

- ◇ホームページや各種SNSを活用した情報発信
- ◇ユニバーサルデザイン*の視点を取り入れた情報発信
- ◇認知症の人が講師となる出前講座の開催
- ◇人権問題啓発関係事業
- ◇こどもにやさしいまちづくり推進事業
- ◇藤枝市健康福祉大会の開催
- ◇共生社会普及啓発事業
- ◇発達障害理解啓発事業
- ◇地域の活動や支援に関する広報・周知

【社会福祉協議会の主な事業】

市内で開催される地域福祉活動の様子や本会の事業に関する情報等をリアルタイムに住民に届けるため、健康福祉大会等のイベントや広報紙、SNSを活用して、福祉に関心のない人にも目を向けてもらえるような情報発信を行います。

- ◇社協だより
- ◇藤枝市健康福祉大会の開催
- ◇声の広報・点字の広報発行事業
- ◇ホームページや各種SNSを活用した情報発信

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	75.5%	90.0%
住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合	68.9%	85.0%
会議や検討会・講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人
市ホームページ訪問者数	292.3万人	293万人

写真

写真

基本方針 1-2 地域のつながりの強化

人と人とのつながりを大切にしながら、魅力ある地域づくりを住民主体で進めるため、地域交流の促進や居場所づくりの推進などにより、地域のつながりを強化します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 大人が率先してこどもの手本となるようにあいさつを行い、地域行事・地域活動へ積極的に参加しましょう。
- ❖ 地域の民生委員・児童委員*を把握し、困りごとがあったときや知ったときは、相談するようにしましょう。
- ❖ 地域で行事を行う際は様々な人が参加できるよう、開催場所や内容に配慮しましょう。
- ❖ 地区社協の情報を積極的に入手し、活動に参加しましょう。

施策 1 地域交流の促進

地域における住民同士のつながりを強化するため、地域における交流を促進します。

【市の主な事業】

町内会への加入を促進し、地区交流センター*等を拠点とした地域コミュニティ活動の活性化を図るほか、「市民活躍まちづくり事業補助制度」の活用等、地域の自主的な活動の支援や、市民活動*団体等との連携を推進します。

また、地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員*の活動の充実とスキルアップ、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

- ◇地区交流センター事業
- ◇コミュニティ・スクールの推進
- ◇協働で元気なまちづくり事業
- ◇学校サポーターズクラブ*事業
- ◇市民活躍まちづくり事業補助制度
- ◇青少年活動推進事業
- ◇民生委員・児童委員協議会事業

【社会福祉協議会の主な事業】

地域住民が主体となり、福祉の視点を持った地域づくりを進める地区社協に対して、地域福祉活動を持続的に行えるよう、活動の支援を行います。

複合的な福祉課題を抱える人等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な人の課題解決に向け、相談から適切な機関・サービス等へのつなぎ、見守りや地域とのつながり強化、新たなサービスや仕組みの開発等を行います。

- ◇地区社協への支援・助成
- ◇地域福祉アドバイザーの助言による効果的な地域支援
- ◇コミュニティソーシャルワーカー*による個別支援・地域づくり支援

施策2 居場所づくりの推進

高齢者、障害者、生活困窮者、子育て中の親などが、心理的・社会的に孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で自分の「居場所」と「役割」を持てるよう、地区社協や福祉団体などが運営するふれあいサロン*への助成をはじめ、日常的に集い、楽しめる居場所づくりを推進します。

【市の主な事業】

市社協や福祉団体等と連携し、年齢や障害の有無等の垣根なく誰もがいつでも自由に利用できる「居場所」の設置・運営を支援するとともに、積極的な情報提供等を行います。

- ◇こども食堂の支援
- ◇ふれあいサロン活動支援事業
- ◇さわやかクラブの活動支援
- ◇生活困窮者等のための地域づくり事業
- ◇こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり事業

【社会福祉協議会の主な事業】

地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育む居場所づくりを推進します。

また、支援者を対象とした連絡会や講座等を開催し、活動しやすい環境づくりを推進します。

- ◇ふれあいサロン事業への支援
- ◇ふれあい会食会*事業の開催への支援
- ◇こども食堂への支援
- ◇居場所及び居場所づくりへの支援
- ◇各種助成金による支援
- ◇居場所(夕焼けサロン・まるっとカフェ)の開催

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
ふれあいサロン参加者数	19,532人	23,000人

写真

写真

基本目標 2

誰もが安心して暮らせる地域をつくる

基本目標 2 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

基本方針 2-1 孤立対策の推進

- 施策 1 見守り活動の推進
- 施策 2 相談機会の充実
- 施策 3 早期発見・早期対応の推進

基本方針 2-2 防犯・防災対策の推進

- 施策 1 防犯対策の推進
- 施策 2 再犯防止の推進
- 施策 3 防災・減災対策の推進
- 施策 4 青少年健全育成の推進

基本方針 2-3 人にやさしいまちづくり

- 施策 1 ユニバーサルデザインの推進
- 施策 2 交通安全対策の推進
- 施策 3 男女共同参画の推進
- 施策 4 多文化共生の推進
- 施策 5 デジタルデバイドの解消
- 施策 6 権利擁護の推進

第 2 期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画

基本方針 2-1 孤立対策の推進

悩みごとや困りごとを抱えている人が社会的に孤立しないよう、地域の見守り活動を強化するとともに、ICTの活用等により、速やかに相談や支援につなげられる体制づくりを推進します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 地域の民生委員・児童委員に積極的に相談し、地域の活動に関する情報を得るようにしましょう。
- ❖ 助け合いやお互いさまの精神で近所の人たちとの関係を構築しましょう。
- ❖ 近隣で気になることがあれば、些細なことでも相談窓口に連絡するようにしましょう。
- ❖ 住民一人ひとりが地域を見守る担い手である意識を持ちましょう。

施策 1 見守り活動の推進

地域の支え合いにより、安心して暮らせる地域をつくるため、日常生活での声かけや見守りなどの活動を推進します。

【市の主な事業】

「在宅一人暮らし高齢者等配食サービス」の実施や「ふれあい会食会」の運営を支援するとともに、地域・職域・学校等におけるキャラバン・メイトの講座開催を支援し「認知症サポーター*」を養成します。

また、デジタル技術を活用した見守り機能付きスピーカーを設置することで、一人暮らし高齢者の安心確保と家族の負担を軽減します。

さらに、新聞販売業者と連携した見守り声かけ活動を実施するとともに、自治会・町内会などの見守り活動を支援します。

加えて、家庭ごみの戸別収集事業を推進することで、高齢者や障害のある人の安否確認を実施します。

◇認知症サポーター養成事業

◇認知症見守りネットワーク事業

◇ふれあい会食会支援事業

◇高齢者見守り声かけサービス事業

◇在宅生活安心システム推進事業

◇在宅一人暮らし高齢者等配食サービス事業

◇家庭ごみの戸別収集事業

【社会福祉協議会の主な事業】

地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育むふれあいの場・居場所づくりを推進します。

- ◇ふれあいサロン事業への支援【再掲】
- ◇ふれあい会食会事業への支援【再掲】
- ◇居場所及び居場所づくりへの支援【再掲】
- ◇居場所(夕焼けサロン・まるっとカフェ)の開催【再掲】
- ◇居場所事業
- ◇こども食堂への支援

施策2 相談機会の充実

誰もが孤立せず、悩みや困りごとを早い段階で相談・解決できるよう、高齢、障害、こどもなど様々な分野の専門機関等による相談支援をはじめ、これらの相談窓口の周知や認知度向上と体制の充実を図ります。

【市の主な事業】

生活困窮の問題とはじめ、高齢者、障害のある人、子育て等の様々な生活課題への相談支援体制の更なる充実を図るとともに、「制度の狭間」の問題や複合的な課題に対し、分野ごとの縦割りを超え、包括的に相談支援を行う体制を構築します。

また、オンラインの相談環境を整備し、地域住民が時間や場所にとらわれずに支援を受けられる体制を強化します。

- ◇民生委員・児童委員協議会事業【再掲】
- ◇障害者相談支援事業
- ◇地域子育て支援拠点事業
- ◇認知症の方の交流事業
- ◇ひきこもり支援対策事業(LINE相談)
- ◇オンライン健康医療相談サービス
- ◇自立相談支援事業
- ◇地域包括支援センター運営事業
- ◇子育てコンシェルジュ事業
- ◇成年後見支援センター事業(委託)
- ◇こども家庭センター

【社会福祉協議会の主な事業】

複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の問題に対応していくため、高齢、障害、子育て、生活困窮等の各分野がそれぞれの機能を最大限に活かしながら協働し、あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援を行うための相談窓口を充実させます。

- ◇福祉総合相談事業
- ◇ボランティアセンター事業
- ◇障害者相談支援事業
- ◇生活支援体制整備事業
- ◇コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援・地域づくり支援事業
- ◇まるっと相談会事業
- ◇地域包括支援センター事業
- ◇成年後見支援センター事業

施策3 早期発見・早期対応の推進

支援が必要な人の存在に早期に気づき、速やかに適切な支援につなげるため、関係機関や地域住民との連携体制を強化します。

【市の主な事業】

高齢者の安否確認のための各種機材の貸与や「救急医療情報キット（F救隊）」の活用、民生委員・児童委員や児童相談所*を始めとする関係機関との連携により、速やかで適切な支援につなげます。

- ◇在宅生活安心システム推進事業【再掲】
- ◇地域包括支援センター運営事業【再掲】
- ◇こども家庭センター【再掲】
- ◇地域支え合い体制づくり事業
- ◇健康相談事業
- ◇虐待・DV防止事業
- ◇発達支援事業
- ◇乳幼児健診事業

【社会福祉協議会の主な事業】

必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、支援関係機関や地域住民等の地域の関係者と連携を通じたアウトリーチ*により早期発見・早期支援につなげていきます。

- ◇コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援・地域づくり支援事業【再掲】

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
家庭ごみ戸別収集件数	69件	75件
ひきこもり相談件数	84件	150件
児童育成支援拠点（こども居場所）の利用者数	802人	1,300人

写真

写真

基本方針 2-2 防犯・防災対策の推進

災害に強く、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちをつくるため、防災・減災対策及び防犯対策を推進するとともに、青少年健全育成を推進します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 地域でどのような犯罪や事故が発生しているか、回覧板などの情報を確認するとともに、近所で防犯・防災の話題を出し、意識を高めましょう。
- ❖ 録画機能付きドアホン・防犯カメラや防犯用センサーライトなどの機器を設置し、防犯対策を強化しましょう。
- ❖ 地域の防災訓練に参加し、災害時の対応方法や避難場所、非常持出品を確認しましょう。
- ❖ 災害時や避難時には、近隣住民と助け合うため、日常的に関係づくりやコミュニケーションを大切にしましょう。
- ❖ 介護が必要な人や障害のある人など、災害時に支援を必要とする人がいないか、日ごろから気にかけて把握しておきましょう。
- ❖ あいさつや声かけを通じて、地域の大人が子どもを見守る環境をつくりましょう。

施策 1 防犯対策の推進

犯罪のない安全で安心して暮らせる地域をつくるため、市民の防犯意識の向上や防犯対策の実践を促進するとともに、多様な主体が連携した市民総ぐるみの見守り活動を促進し、地域の防犯力の強化を図ります。

【市の主な事業】

青色回転灯パトロールやこどもの登下校時の見守り活動などの防犯対策を実施するとともに、防犯情報や悪質商法等の消費者被害情報の発信、出前講座の開催などにより防犯意識の高揚を図ります。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ◇地域防犯活動推進事業 | ◇安全安心サポートネットワーク事業* |
| ◇消費生活相談 | ◇消費者教育出前講座 |
| ◇特殊詐欺電話等防止機器購入費補助事業 | ◇住宅用防犯機器設置費補助事業 |

施策2 再犯防止の推進

犯罪検挙者に占める再犯者の割合が増加傾向にあることから、再犯防止に向けた広報や啓発を進めるとともに、地域社会での理解と協力を促進し、罪を犯した人の立ち直りを支援します。

【市の主な事業】

- ◇保護司や更生保護団体の活動支援
- ◇保健医療・福祉サービス等の利用促進
- ◇社会を明るくする運動などの啓発活動を通じた地域包摂の推進

施策3 防災・減災対策の推進

南海トラフ巨大地震や風水害・土砂災害等に備えるため、「自助」「共助」における日頃からの備えや「公助」における関係機関との連携強化など防災・減災対策を推進します。

【市の主な事業】

災害時に関係機関と地域住民が速やかに行動できるよう、各種防災計画の作成や地域防災連絡会等の開催により、各種団体との連携体制を構築します。また、防災アプリ「藤枝市防災」*を始めとしたさまざまなメディアを活用した情報提供に努めます

- ◇防災訓練の実施
- ◇自主防災組織の活性化推進
- ◇「わが家の地震対策3本柱」の周知啓発
- ◇感震ブレーカーの設置推進
- ◇耐震シェルター・防災ベッド設置の推進
- ◇ブロック塀等耐震改修事業
- ◇マイ・タイムライン*作成の推進
- ◇河川水位・雨量観測システム情報提供
- ◇各種SNSや同報無線による防災情報の情報提供
- ◇災害時避難行動要支援者*の個別避難計画の作成推進
- ◇社会福祉施設*の避難確保計画の作成促進

【社会福祉協議会の主な事業】

有事の際に災害ボランティアセンター*を円滑に設置・運営できる体制を整備します。また、災害ボランティアセンターの運営を担う「災害ボランティア・コーディネーター*」の育成に取り組みます。

- ◇災害広域連携事業
- ◇災害ボランティア・コーディネーターの養成
- ◇災害ボランティアの活動支援
- ◇災害ボランティアセンター運営訓練
- ◇災害ボランティアセンター支援に関する連携協定の締結先の拡充
- ◇VCF*(災害ボランティア・コーディネーター藤枝)への支援

施策4 青少年健全育成の推進

未来を担う子どもたちが、安全・安心に生活できる社会の実現と、犯罪の起きにくい地域づくりを目指すことで、将来の犯罪抑止につなげます。

【市の主な事業】

“地域の子は地域で守り育てる”という観点のもと、青少年補導員によるあいさつや声かけ、帰宅指導等を実施し、青少年の健全育成活動や非行防止活動を推進します。

◇青少年補導センター運営事業

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市内犯罪発生件数	385件	375件以下
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	21事業所	24事業所
防災訓練に参加した市民の割合	28.60%	30.80%

写真

写真

基本方針 2-3 人にやさしいまちづくり

地域で生活するこどもから高齢者、障害のある人、外国人、LGBTQ*等の様々な人が、誰もが暮らしやすい、共に暮らしていける地域をつくるため、誰もがお互いを理解、尊重し、それぞれの視点に立った人にやさしいまちづくりを推進します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 困っている人を見かけたら、まず声をかけるよう心遣いと勇気を持ちましょう。
- ❖ 障害のある人等それぞれの特性を理解し、コミュニケーションに配慮しましょう。
- ❖ 「もし相手の立場だったら…」という視点を持ち、「お互いさま」の気持ちで接するようにしましょう。
- ❖ 交通ルールやマナーを守り、地域ぐるみで交通事故防止に努めましょう。
- ❖ 性別や障害の有無に関わらず、誰もが個性と能力を発揮できるよう働きやすい職場環境を整えましょう。

施策1 ユニバーサルデザインの推進

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた良好な生活環境の形成を推進します。

【市の主な事業】

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、良好な生活環境の形成を推進します。

- ◇意思疎通支援事業
- ◇カラーユニバーサルデザインの推進
- ◇心のユニバーサルデザインの推進
- ◇印刷物の音声情報化の推進
- ◇ユニバーサルデザインに配慮した建築物等の整備の推進
- ◇ユニバーサルデザインに配慮した歩道整備の推進
- ◇交流及び協働学習によるインクルーシブ教育*の推進
- ◇ユニバーサルデザインの視点を取り入れた情報発信【再掲】

【社会福祉協議会の主な事業】

ボランティア団体の協力により、目の不自由な人にも情報を届けられるよう、声の広報、点字の広報を発行します。

- ◇声の広報・点字の広報発行事業【再掲】

施策2 交通安全対策の推進

市民の誰もが安全で安心して移動できるよう、警察、交通安全協会及び自治会連合会と連携して、市民総ぐるみの「ふじえだ交通事故ゼロ作戦」や各年齢層に応じた交通安全教室の開催、自転車用ヘルメットの着用促進や高齢者の運転免許証自主返納支援等、様々な交通安全対策を推進します。

【市の主な事業】

「交通安全日本一の都市」の実現のため、警察、交通安全協会及び自治会連合会と連携して、市民総ぐるみの「ふじえだ交通事故ゼロ作戦」や、各年齢層に応じた交通安全教室の開催、「ふじえだ交通安全マイレージ*」や高齢者の運転免許証自主返納支援等、様々な交通安全対策を推進します。

- ◇交通安全教室等の開催
- ◇自転車用ヘルメットの着用促進
- ◇高齢者運転免許証自主返納支援事業

施策3 男女共同参画の推進

性別に関わらず、誰もが個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を築くため、男女共同参画*社会形成への意識の向上や働きやすい職場環境づくりを推進します。

【市の主な事業】

市民、事業所及び市民団体と連携し、男女とも多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、施策を総合的・計画的に推進します。

- ◇小中学生向け出前講座の実施
- ◇働きやすい職場環境づくりの推進
- ◇女性活躍推進事業

施策4 多文化共生の推進

外国人住民と日本人住民が共に安心して暮らせる地域社会を築くため、住民間の交流などによる多文化共生*意識の醸成や各種情報の多言語化、外国人住民への生活、就労、防災情報の提供等を進めます。

【市の主な事業】

地域に暮らす外国人と地域住民が理解し合い、共に暮らしていく多文化共生の実現に向けた取組を進めます。

- ◇外国人住民への日本語教育の推進
- ◇多言語ややさしい日本語による情報発信

施策5 デジタルデバイドの解消

デジタル技術を活用して、誰もが「安全」「快適」「便利」で豊かな暮らしを実感できる取組を推進するとともに、スマートフォン等の情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる格差であるデジタルデバイドの解消に努めます。

【市の主な事業】

デジタルデバイドを解消するため、市民がデジタルに関する悩みを気軽に相談できるデジタル支援員の配置や、デジタル活用に不安のある人が分かりやすく活用方法を学べる講座の開催などの取組を推進します。

◇デジタル活用サポート事業

施策6 権利擁護の推進

多様な背景や課題を抱える人々が地域で共に生きる「地域共生社会」の実現には、一人ひとりの尊厳と権利を守ることが不可欠です。私たちは、制度の活用だけでなく、住民同士が支え合い、声を上げやすい環境を整えることで、権利擁護の仕組みを地域全体で育てていきます。

【市の主な事業】

人権ポスターや作文コンテスト、マナーブックを活用した教育や啓発、理解の促進を通じて、権利擁護を推進します。また、成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の更なる利用促進を図ります。

◇人権啓発作品コンテストへの参加促進 ◇人権問題啓発関係事業【再掲】

◇成年後見制度利用促進【第二期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画(第5章)】

【社会福祉協議会の主な事業】

判断することが不安な人の権利を守り、誰もが安心して生活が送れる地域を目指し、権利擁護支援の普及・啓発に努め、その体制づくりの強化を推進します。

成年後見制度の利用が必要な人で、個人での受任が困難と判断されるケースや、市民後見人*への意向を見据えたケースを法人として受任します。

◇成年後見支援センター事業

◇法人後見*の受任、後見監督人の受任

◇日常生活自立支援事業*

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市内人身交通事故年間発生件数	522 件	500 件以下
働きやすい職場環境づくり認定事業所の認定数 (令和5年度からの累計)	111 社	300 社
ふれあい学習事業の実施回数	22 回	27 回
日本語講座の受講者数(延人数)	532 人	700 人
「多言語」により情報提供を行った行政資料の件数(累計)	10 件	30 件
「やさしい日本語」により情報提供を行った行政資料の件数(累計)	13 件	30 件
国際交流イベントの参加者数(令和8年度からの累計)	128 人	2,000 人
成年後見支援センター相談受付件数	383 件	400 件
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数	15 件	24 件

基本目標 3

福祉の基盤をつくる

基本目標 3 福祉の基盤をつくる

基本方針 3-1 社会参加しやすい環境づくり

- 施策 1 障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現
- 施策 2 高齢者の生きがいづくり
- 施策 3 子育てと仕事の両立支援
- 施策 4 移動支援の充実

基本方針 3-2 福祉サービスの充実

- 施策 1 生活困窮者支援の充実
- 施策 2 障害者支援の充実
- 施策 3 地域包括ケアシステムの推進
- 施策 4 健康づくりの推進
- 施策 5 妊産婦・子育て世帯・こども・若者までの切れ目のない包括的な支援の充実
- 施策 6 包括的な支援の充実

藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画

基本方針 3-1 社会参加しやすい環境づくり

地域住民が立場や状況、希望に応じた活動ができるよう、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 日頃から地域貢献・社会貢献に関する意識を持ち、関心のある分野で自分ができることを考え、積極的に参加しましょう。
- ❖ 退職後も生きがいを見つけ、健康的で心豊かな生活を送りましょう。
- ❖ 市や市社協の発行する広報紙を通じて、地域のイベントや行事を確認しましょう。
- ❖ 子育てと仕事を両立できるサービスや制度をうまく活用し、ワーク・ライフ・バランスを実現させましょう。
- ❖ 子育てがしやすい就労環境の構築に努めましょう。

施策 1 障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現

障害のある人が地域で安心して暮らし、社会の諸活動に参加するためには、地域住民が障害のある人を正しく理解していくことが必要です。そのため、様々な場面や媒体を通じ、障害に対する理解の促進に取り組み、障害のある人もない人も、お互いを尊重し合いながら生活できる共生社会の実現を目指します。

【市の主な事業】

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、市民の障害に対する理解促進のための普及啓発を行うとともに、社会の諸活動への参加を促進します。

また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供など理解促進に取り組みます。

- ◇共生社会普及啓発事業【再掲】
- ◇藤枝市地域自立支援協議会事業
- ◇障害のある方の文化・芸術・スポーツ等による社会参加の推進
- ◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく取組
- ◇手話通訳等意思疎通支援の充実

【社会福祉協議会の主な事業】

家事援助や身体介護などの日常生活支援・移動支援を行い、障害のある人自身が希望する生活に向け支援します。

- ◇障害福祉サービスの提供
- ◇地域生活支援事業の提供
- ◇ライフサポート事業の提供

施策2 高齢者の生きがいづくり

高齢者が生きがいを持って健康的で豊かな生活を送れるよう、学びやふれあいの場を提供するとともに、健康づくりや介護予防の推進を図り、社会の一員として、健康的で活力のある生活ができる仕組みづくりを推進します。

【市の主な事業】

高齢者が生きがいをもって健康的で豊かな生活を続けられるよう、「生きがい対応型デイサービス*」や「ふれあいサロン」、「ふれあい会食会」等の憩いの場に加え、新たに学ぶ場としての「藤枝市民大学」を提供するなど、経験と知識を生かせるような活動の拠点を確保します。

- ◇生きがい対応型デイサービス事業
- ◇ふれあいサロン活動支援事業【再掲】
- ◇ふれあい会食会支援事業【再掲】
- ◇藤枝市民大学
- ◇介護予防人材育成支援事業
- ◇高齢者就労支援事業
- ◇老人福祉センター藤美園の運営

【社会福祉協議会の主な事業】

高齢者を対象に健康体操、レクリエーション活動や趣味の講座などの学びやふれあいの場を提供し、高齢者が健康で明るい生活を楽しむことができるように、高齢者の生きがいづくりを支援します。

- ◇生きがい対応型デイサービスセンターの運営

施策3 子育てと仕事の両立支援

仕事をしながら安心して子育てができるよう、保育園や放課後児童クラブの量の確保と質の向上を図るとともに、就労を希望する保護者に対する就労しやすい環境づくりを進めます。

【市の主な事業】

子育ての多様なニーズに対応できる支援体制を構築するとともに、子育てと仕事の両立が可能なまちの実現に向けて、保育所や放課後の児童預かりの体制を整備します。また、男女共同参画の視点から、男性の積極的な育児参加を促し、家庭と仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。

- ◇特別保育事業(一時預かり保育・延長保育事業)
- ◇病児・病後児保育事業
- ◇母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業
- ◇放課後児童健全育成事業
- ◇男女共同参画推進事業【再掲】

【社会福祉協議会の主な事業】

放課後児童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全育成と、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。

- ◇放課後児童クラブの運営

施策4 移動支援の充実

自力での移動に課題を抱える高齢者や障害のある人が安心して外出し社会参画できるよう、地域のタクシー事業者や社会福祉法人と連携し、様々な移動支援サービスの充実を図るとともに、効率的で持続可能な公共交通の整備により「交通空白」の解消に努め、誰もが自由に外出できる環境づくりを推進します。

【市の主な事業】

高齢者や障害のある人等の外出を促進するため、高齢者バス乗車券や障害者タクシー料金の助成と利用を促進するとともに、地域における各種移動支援体制の拡充や効果的な公共交通機関の確保を図ります。

- ◇藤枝型買い物支援サービス応援事業
- ◇交通空白地域等通院支援事業
- ◇自家用有償運送支援事業
- ◇自主運行バス等運行事業
- ◇藤の里ふれあい乗車券交付事業
- ◇移動支援事業(地域生活支援事業)
- ◇地域支え合い出かけっCARサービス*支援事業
- ◇重度障害者等・こころの保健タクシー料金助成事業
- ◇路線バス維持費補助金、地域間幹線系統確保維持費補助金
- ◇外出支援デマンドバス「ふじえだ足すと号」運行事業
- ◇自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送・福祉有償運送)の登録・審査業務

【社会福祉協議会の主な事業】

移動が困難な高齢者を対象に、買い物や通院をサポートする地域主体の移動支援事業の後方支援を行います。また、常時、車いすを利用している人などに対し、福祉車輛の貸し出しを行い、社会参加をする機会を設けられるようにします。

- ◇車イス貸出事業
- ◇福祉車輛貸出事業
- ◇地域支え合い出かけっCARサービスの運営支援

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
共生社会普及啓発イベント参加者へのアンケート調査において、「共生社会が進んでいる」と回答した割合	15.2%	50.0%
障害者福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	5人
障害者施設から一般企業への就労者数	11人	30人
自立高齢者の割合※	90%	90%
運動サポーター養成者数	286人	350人
高齢者等雇用奨励金の活用企業数(令和5年度からの累計)	15件	45件
保育所等利用待機児童数	0人	0人
保育所等利用受入れ可能人数	2,639人	2,695人
放課後児童クラブ利用受入れ可能人数	1,398人	1,511人
地域支え合い出かけっCARサービス実施地区数	6地区	7地区

※1- (「要介護(2~5)認定者数(第1号被保険者)」 / 「第1号被保険者数」) × 100

基本方針 3-2 福祉サービスの充実

支援を必要とする家庭が地域で孤立することがないように、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな福祉サービスを充実させるとともに、多機関協働により一体的かつ包括的な支援に努めます。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 日常生活での困りごとについて、民生委員・児童委員や市、市社協等の窓口相談し、利用できるサービスや制度について確認しましょう。
- ❖ 周囲で困ったことがある人を見かけたら、相談窓口等の情報提供をしましょう。
- ❖ 市や市社協等が発信する福祉に関する情報を積極的に入手しましょう。
- ❖ 市や市社協等の相談窓口を把握しましょう。
- ❖ 福祉事業への協賛や寄附を行い、福祉サービスの充実に貢献しましょう。

施策 1 生活困窮者支援の充実

生活困窮者が健康で経済的に自立した生活を送れるよう、包括的な相談や関係機関と連携した就労支援、こどもの将来的自立に向けた支援を行います。

【市の主な事業】

自立生活サポートセンター*を中心に、生活に困っている人からの相談対応のほか、関係機関と連携した就労支援を通じての自立支援や、生活困窮世帯の生徒に対する学習支援を行います。

- ◇自立相談支援事業【再掲】
- ◇学習チャレンジ支援事業
- ◇就労準備支援事業
- ◇空調設備設置等支援事業
- ◇要保護及び準要保護就学援助費、特別支援教育就学奨励費

【社会福祉協議会の主な事業】

生活困窮者の自立と生活の質の向上を目指し、他事業・他機関と連携しながら生活相談を行うとともに、各種資金の貸し付けや支援金の助成を行います。

- ◇生活福祉資金等の各種貸付事業
- ◇年越し支援金支給事業
- ◇フードドライブ事業への協力
- ◇ふじえだ暮らしをつなぐ支援事業
- ◇家計相談事業

施策2 障害者支援の充実

障害のある人と家族等介助者それぞれの状況やニーズの把握に努め、各種サービスを円滑に利用しながら地域で暮らし続けることができるよう、相談支援体制及び各種障害福祉サービスの充実を図ります。

【市の主な事業】

障害の有無にかかわらず地域で自立した生活を継続できるよう、雇用の促進や共生社会の実現に向けた取組を推進します。

- ◇障害福祉サービスの提供
- ◇地域生活支援事業
- ◇自発的活動支援事業
- ◇重度障害者(児)日常生活用具助成
- ◇障害者相談支援事業【再掲】
- ◇家庭ごみの戸別収集事業【再掲】
- ◇障害児通所支援事業
- ◇障害者の就労・定着支援

【社会福祉協議会の主な事業】

障害者総合支援法等に基づく様々なサービスの提供を通じ、障害のある人やその家族等が安心して生活できる環境を整えます。

- ◇障害福祉サービス事業
- ◇生活介護事業所「ポップライフ」の運営
- ◇地域生活支援事業
- ◇放課後等デイサービス「社協ルピナス」の運営
- ◇ライフサポート事業

施策3 地域包括ケアシステムの推進

市民の誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域で完結する住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括システムの充実を図ります。

【市の主な事業】

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムをさらに推進します。

- ◇在宅医療・介護連携推進事業
- ◇介護給付等費用適正化事業
- ◇介護予防人材育成支援事業【再掲】
- ◇介護予防把握事業

【社会福祉協議会の主な事業】

複雑化・複合化した課題や「制度の狭間」の問題に対応していくため、高齢・障害・子育て・生活困窮等の各分野の相談支援機関が、分野や属性を超えてあらゆる相談を受け止め、それぞれの機能を最大限に活かしながら相互に協働し、課題解決に向けた包括的な支援を行います。

- ◇福祉総合相談事業【再掲】
- ◇まるっと相談会事業【再掲】
- ◇ボランティアセンター事業【再掲】
- ◇地域包括支援センター事業【再掲】
- ◇障害者相談支援事業【再掲】
- ◇成年後見支援センター事業【再掲】
- ◇生活支援体制整備事業
- ◇コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援・地域づくり支援事業【再掲】

施策4 健康づくりの推進

市民が自ら健康意識を高め、その人らしい健康づくりを実践できるよう、健康の保持・増進、疾病の発症予防・重症化予防の取組を推進します。また、保健委員*活動など地域ぐるみの健康づくりを通じて、健康格差の縮小と健康寿命の延伸を図り、“健幸”で豊かな暮らしの実現を目指します。

【市の主な事業】

心身共に健康な状態で生活ができるよう、地域の保健委員による保健講座などの啓発活動をはじめ、各種団体やグループ、民生委員等との連携による見守り活動を通じて、予防対策を進め、地域住民の健康づくりを促進します。

- ◇保健委員活動活性化事業
- ◇地域支え合い介護予防教室事業

施策5 妊産婦・子育て世帯・こども・若者までの切れ目のない包括的な支援の充実

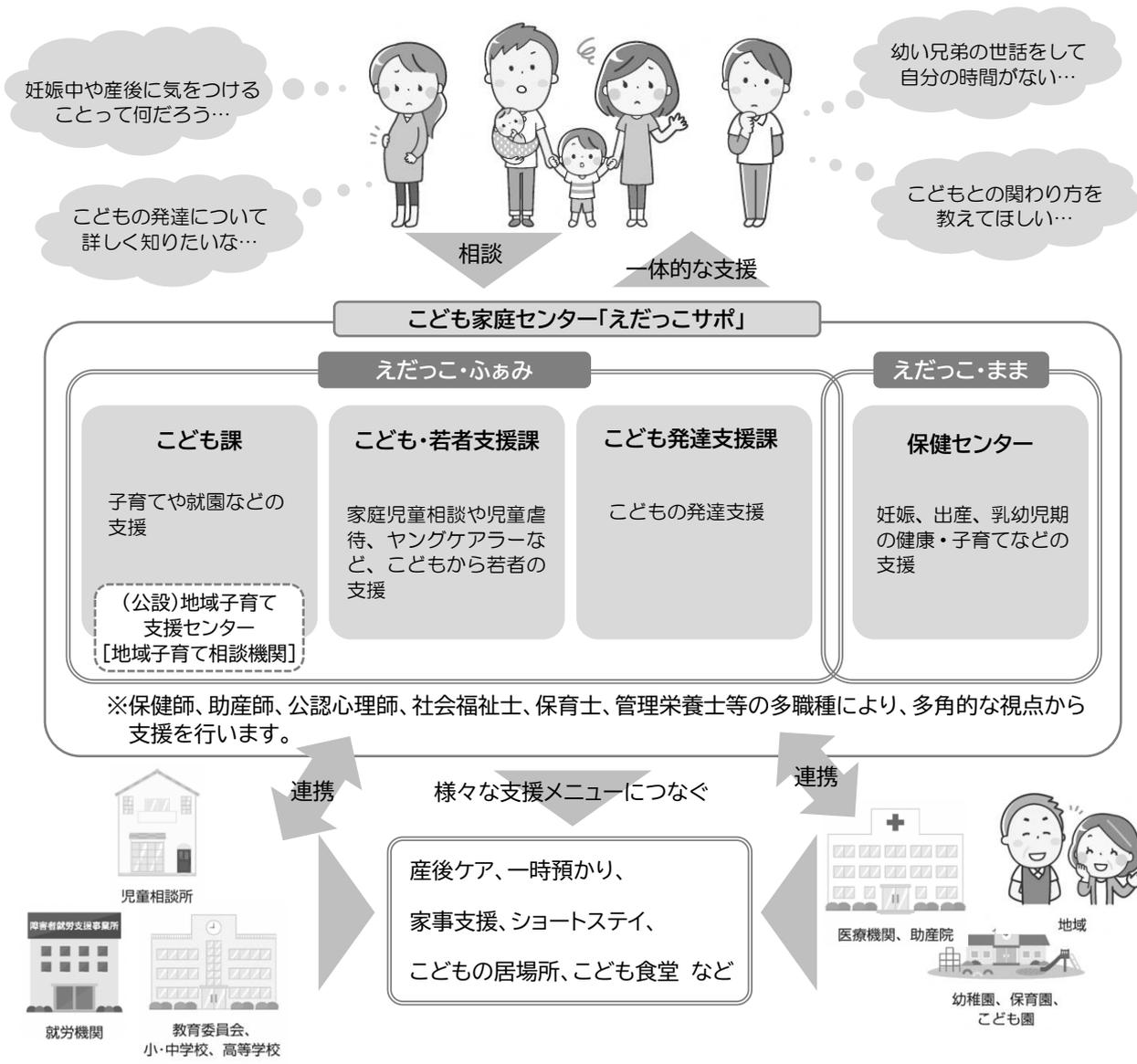
すべての妊産婦・子育て世帯・こども・若者が、夢と希望を抱きながら幸せに暮らすことができる「こどもにやさしいまち」の実現を目指し、こども・若者施策を総合的に推進していきます。

【市の主な事業】

こども家庭センターを中心に、多機関の協働により、妊娠、出産、育児への不安の軽減などそれぞれの状況に応じた多様な居場所・環境づくりを進めるとともに、こどもの健やかな成長を育みこどもを年齢で区切らず若者が自立できるまで誰ひとり取り残さない切れ目のない支援を実施します。

- ◇こども家庭センターにおける切れ目のない包括的な支援事業
- ◇こども・若者の視点に立った多様な居場所づくり事業【再掲】
- ◇認定こども園・保育所・幼稚園・地域子育て支援拠点・病児保育などの支援事業
- ◇幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続事業
- ◇特別な配慮を必要とするこどもを含めた支援事業
- ◇保育所等におけるインクルージョンの促進事業
- ◇産前産後の支援の充実と体制強化事業
- ◇家庭・教育・福祉との連携推進事業
- ◇こどもの遊び場や体験・交流機会創出事業
- ◇妊婦・子育て世帯への経済的支援事業

【藤枝市こども家庭センター「えだっこサポ」】



施策6 包括的な支援の充実

個人や世帯、地域を取り巻く生活課題は、核家族化や少子化に伴い、「複雑化」と「複合化」が進行しています。また、ひきこもりや孤立死、ヤングケアラー等「制度の狭間」の問題も増加し、従来の支援では課題解決が困難なケースが増加しています。高齢者や障害、子ども、生活困窮者、既存の相談支援機関の更なる機能強化を図るとともに、分野や属性にかかわらず、「制度の狭間」の問題や複合的課題等あらゆる相談を受け止め、課題解決に向けた支援を行う体制を強化します。

【市の主な事業】

高齢、障害、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。

◇重層的支援体制の整備【藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画(第6章)】

【社会福祉協議会の主な事業】

複合的な福祉課題を抱える人等、既存の福祉サービスだけでは対応困難な人の課題解決に向け、相談から適切な機関・サービス等へのつなぎ、見守りや地域とのつながり強化、新たなサービスや仕組みの開発等を行います。

地域での孤立を防ぎ、困ったときに助け合うことができる地域づくりを進めるため、人と人とのつながりを育む居場所づくりや仕組みづくりを推進します。

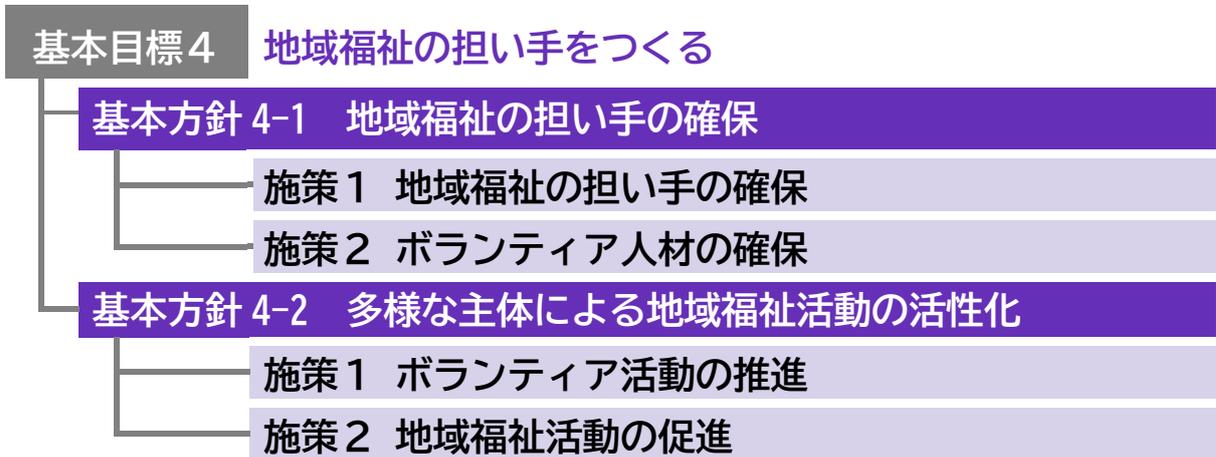
◇コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援【再掲】

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
生活困窮者への就労支援による就労者数	30人	60人
学習チャレンジ支援事業参加者高校進学率	100%	100%
障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数	1,146人	1,300人
グループホーム*月平均入居者数	155人	170人
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	3,655件	4,000件
医療型短期入所の利用者数	9人	20人
農福連携事業の取組件数	4件	8件
介護給付の適正化等に向けたケアプラン点検件数	20件	27件
在宅看取率	17.3%	17.3%
看護小規模多機能型居宅介護施設数	2箇所	3箇所
介護予防把握事業訪問件数	302人	370人
地域支え合い介護予防教室の年間参加者数	20,149人	20,500人
保健講座等参加者数	3,219人	3,340人
地域ケア個別会議開催数	91回	100回
地域子育て支援拠点の利用者数	121,466人	120,000人
保育所等訪問支援の実利用人員	3人	10人
巡回相談支援実施児童数	102人	90人
学校巡回支援実施人数	12人	10人
産後1か月時点での産後うつの高リスク者の割合	9.70%	9.00%

基本目標 4

地域福祉の担い手をつくる



基本方針 4-1 地域福祉の担い手の確保

地域福祉活動やボランティア活動が持続的に行われるよう、地域福祉を担う人材やボランティア活動に取り組む人材を育成します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ ボランティア活動に関心を持ち市内で開催される講座や研修に参加しましょう。
- ❖ 家族でボランティア活動について話し合い、身近なボランティア活動、地域活動に参加しましょう。
- ❖ 地域のために、自分に何ができるのかを考え、市や市社協等に相談しましょう。

施策 1 地域福祉の担い手の確保

地域福祉活動の担い手を確保するため、地域に眠る人材や活動資源を掘り起こし、多様な主体が参画できる仕組みを整備するとともに、福祉教育や地域活動を通じた人材の育成・定着を図ります。

【市の主な事業】

市民後見人や認知症サポーター、手話通訳者、ペアレントメンター*等地域で支援を必要とする人の相談に乗り、伴走して支援する人材を育成します。

また、コミュニティ・スクールの推進を通じて、こどもと地域住民との協働活動を重ねる中で、地域を支える意識や共生の心を育むことで、将来的な地域福祉の担い手としての土台を築きます。

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ◇地域人材育成事業 | ◇市民後見人育成事業 |
| ◇多文化共生事業 | ◇認知症サポーター養成事業【再掲】 |
| ◇意思疎通支援事業【再掲】 | ◇社会福祉教育実習生の受入れ |
| ◇学校サポーターズクラブ事業【再掲】 | ◇コミュニティ・スクールの推進【再掲】 |
| ◇地域支え合い出かけっCARサービス支援事業【再掲】 | |
| ◇若者や保護者同士のピア・サポート推進事業 | |

【社会福祉協議会の主な事業】

福祉教育を通じて、地域福祉への関心を高め、日頃から地域福祉活動に目を向けてもらえるような講座や研修の開催をします。

福祉関係の資格取得を目指す学生たちの現場実習を受け入れ、将来を担う福祉専門職等の育成に努めます。

- | | |
|-----------|----------|
| ◇福祉教育【再掲】 | ◇実習生の受入れ |
|-----------|----------|

施策2 ボランティア人材の確保

地域活動やボランティア活動を持続的に実施するため、ボランティア人材の育成及び確保に努めます。

【市の主な事業】

市民と団体、団体同士をつなぐ中間支援組織として、ふじえだ市民活動支援センターを運営し、市民活動の支援や情報発信を行います。

藤枝ボランティア（Fボラ）*事業や、藤の里ファミリー・サポート・センター事業など、ボランティア人材の育成及び確保に努めます。

◇ふじえだ市民活動支援センターの運営 ◇藤の里ファミリー・サポート・センター事業

【社会福祉協議会の主な事業】

ボランティアに関する相談やコーディネートを行うほか、助成金に関する情報やボランティア活動の魅力を発信し、各種ボランティアの養成・確保と地域福祉活動の推進に努めます。

◇ボランティア入門講座 ◇各種ボランティア養成講座
◇障害者サポーター養成講座 ◇ボランティアセンター事業【再掲】

写真

写真

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
市民後見人の登録者数	13人	25人
権利擁護サポーターの登録者数	6人	30人
地域支え合い出かけっCARサービスボランティア数	195人	225人
学校の希望に対する学校サポーターズクラブ活動の実施率	71.8%	80.0%

基本方針 4-2 多様な主体による地域福祉活動の活性化

地域福祉の活性化のため、民間企業など多様な主体と連携し、地域の自主的な活動を支援します。

市民・地域・事業者に期待する役割

- ❖ 地域のボランティア活動に目を向け、自分も活動したい、新たに団体を設立したいと思ったときは、積極的に取り組みましょう。
- ❖ 活動への参加や始め方がわからないときは、地域の関係者や市社協に相談しましょう。
- ❖ 近隣の困ったことがある人を見かけたら話しかけ、自身で対応が難しい場合は、市や市社協等に相談しましょう。
- ❖ 共同募金は、「じぶんのまちをよくするしくみ」です。募金運動への理解を深め、募金活動に協力しましょう。

施策1 ボランティア活動の推進

ボランティア活動の活性化を図り、ボランティアに関する情報提供を行うとともに、困っている人とボランティアしたい人のマッチング支援などを行い、ボランティア活動を推進します。

【市の主な事業】

市民と団体、団体同士をつなぐ中間支援組織として、ふじえだ市民活動支援センターの運営、情報発信、市民活動の支援を行うほか、藤枝ボランティア（Fボラ）事業を推進し、ボランティアの活躍の場を提供します。

また、福祉活動に積極的に取り組む個人や団体を健康福祉大会で表彰することで、福祉活動の啓発・意識の醸成を行います。

◇ふじえだ市民活動支援センターの運営【再掲】

◇藤枝市健康福祉大会の開催【再掲】

【社会福祉協議会の主な事業】

地域福祉活動に取り組む個人や団体に対する支援を行い、活動の更なる充実を促進します。

ボランティア登録とあわせてボランティア保険加入の周知・促進を図ります。また、ボランティア団体同士の連携や交流を促進します。

◇ボランティアセンターの運営

◇ボランティア活動保険の加入促進

◇ボランティア団体への支援

◇ボランティア連絡協議会への支援

◇地区社協への支援

◇地域福祉アドバイザーの配置

◇高校生ボランティアサークルへの支援

施策2 地域福祉活動の促進

地域福祉活動の活性化のため、地域の自主的な活動を支援します。

【市の主な事業】

市民、ボランティア、団体、NPO、企業、行政が協働で行う地域福祉活動を支援します。また、地域福祉活動の中核的担い手である市社協や、民生委員・児童委員の組織や活動の充実を図ります。

- ◇地区交流センター事業【再掲】
- ◇自発的活動支援事業【再掲】
- ◇民生委員・児童委員協議会事業【再掲】
- ◇介護支援専門員の活動支援事業
- ◇福祉有償運送事業

【社会福祉協議会の主な事業】

地域住民、行政や福祉団体、企業等と連携し、住民同士で支え合う地域のしくみづくりを推進し、個別課題・地域課題に対応できるような地域づくりを目指すとともに、地域福祉・在宅福祉活動を展開します。

- ◇福祉団体助成金
- ◇生活サポートサービス「キー坊大縁隊」おおえんたい
- ◇企業の社会貢献活動の促進
- ◇ふじえだ生き生き助成金事業
- ◇生活支援体制整備事業【再掲】
- ◇福祉センターきすみれの運営
- ◇共同募金*運動
- ◇市社協会員の拡大
- ◇善意銀行*

写真

写真

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
ボランティア活動者数（延人数）	1,194人	1,320人
福祉活動を行う市民の数	4,416人	5,000人
福祉有償運送の実施団体数	5団体	7団体

第5章 第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画

1 趣旨

令和4年3月、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が制定されました。この計画を踏まえ、本市では、今後さらに進む超高齢社会において、支援を必要とする人が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支える仕組みとなる地域共生社会の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」の中で、本章を「第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、第2期計画という。）として、一体的に策定し施策を推進します。第1期計画の施策により、制度の利用促進に一定の成果が見える一方で、制度の認知度や市民後見人の活動の推進などについてはまだ課題があります。第2期計画では、課題の改善に向けて更なる施策の推進を図っていきます。

2 成年後見制度について

(1) 成年後見制度と利用促進基本計画の概要

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などにより判断することに難しさや不安のある人が自分らしく安心して暮らせるよう、本人の意思を尊重し、その人の生活や財産管理や契約などを適切に行えるように後見人が法的な支援・保護を行う制度です。

成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、判断能力が低下し、本人の生活に支障が出た場合、本人や親族等が家庭裁判所に申立てることにより利用できる制度です。裁判所が本人の判断能力に応じて、「補助」・「保佐」・「後見」の3つの類型があります。また「任意後見制度」は、判断能力があるうちに、将来に備え、後見人として自分をサポートしてくれる人やサポートしてほしい内容を決めて契約しておく制度です。

国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の地域連携ネットワークの機能強化については、権利擁護支援を行う3つの場面における3つの視点を反映した施策を盛り込む必要があるとしています。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て 成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

資料：国 第二次成年後見制度利用促進基本計画より

(2) 藤枝市の現状と課題

【現状】

藤枝市の人口は、64歳以下が減少する一方、65歳以上が年々増加しています。市内の高齢者人口は令和6年度末で44,146人となっており、10年前に比べ4,800人ほど増加し、そのうち要支援・要介護認定者*数は7,817人で10年前より1,800人ほど増加しています。障害者手帳については、療育・精神の手帳所持者数が増加し、精神障害者においては10年前の2倍となっており、支援を必要とする人は年々増加しています。

本市では、平成27年7月に「成年後見支援センター」を藤枝市社会福祉協議会に委託し、令和4年に市福祉所管課と連携し「中核機関」と位置づけ、制度の普及啓発や相談支援、広域連携による権利擁護人材の確保に取り組むなど、幅広い施策を展開してきました。

市民意識調査では、制度を「知らない」と答えた人が、前回32.5%に対し今回24.0%で8.5%減少しました。制度の利用意向については、「利用しない」と答えた人が前回34.7%のところ今回30.2%で4.5%減少し、理由として「制度を知らないから」が前回の18.5%から12.6%となり5.9%減少しました。制度の普及啓発の成果が一部感じられますが、依然「わからない」とする人が半数程度を占めており、引き続き制度の認知度を上げていく必要があると考えます。

【成年後見制度利用者数】

(単位：人)

	成年後見	保佐	補助	任意後見	計
平成30年12月末時点	153	61	21	1	236
令和6年12月末時点	171	69	42	3	285

資料：静岡家庭裁判所

【市長申立て件数】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	13	5	9	7	9
障害者	2	0	3	1	1

資料：地域包括ケア推進課、障害福祉課

【成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数及び助成額）】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	件数（件）	22	33	37	29	26
	金額（円）	5,067,297	6,134,262	6,613,837	5,247,302	4,815,501
障害者	件数（件）	5	8	9	5	11
	金額（円）	1,042,000	1,819,848	1,793,154	1,407,676	2,312,135

資料：地域包括ケア推進課、障害福祉課

【法人後見新規受任件数】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
補助	1	0	0	0	0
保佐	1	0	1	1	0
後見	—	1	0	0	1

【相談受付件数】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	218	194	216	218	383

資料：藤枝市社会福祉協議会

【日常生活自立支援事業利用者数】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症高齢者	2	0	0	0	2
認知症高齢者以外	23	28	31	33	34

資料：藤枝市社会福祉協議会

【3市1町市民後見人養成講座取組状況】

(単位：人)

	令和2年度 (第4期)	令和3年度 (第5期)	令和4年度 (第6期)	令和5年度 (第7期)	令和6年度 (第8期)
受講者数	2	2	5	4	6

資料：福祉政策課

【課題】

成年後見制度の状況、市の現状、アンケート結果などを踏まえ、制度の利用促進における課題を以下の4つの項目にまとめました。

1. 制度の普及啓発の強化

相談件数は増加し認知度も向上しているが、制度の内容が難しく市民にとって身近とは言いがたい状況で、書類の複雑さや費用への不安などを解消するため、制度の意義や相談先を広く周知する必要があります。

2. 利用しやすい環境づくり

制度を必要とする人が、適切に相談を受けられるような体制の強化が求められます。手続きの煩雑さや費用面の負担軽減のため、公的支援の充実も必要であると考えます。

3. 権利擁護人材の育成・確保

高齢者の増加に伴い支援ニーズが多様化していることから、専門職に加え市民後見人や権利擁護サポーターなど権利擁護人材の育成が重要であると考えます。またその人材の活動を支援する体制づくりが求められます。

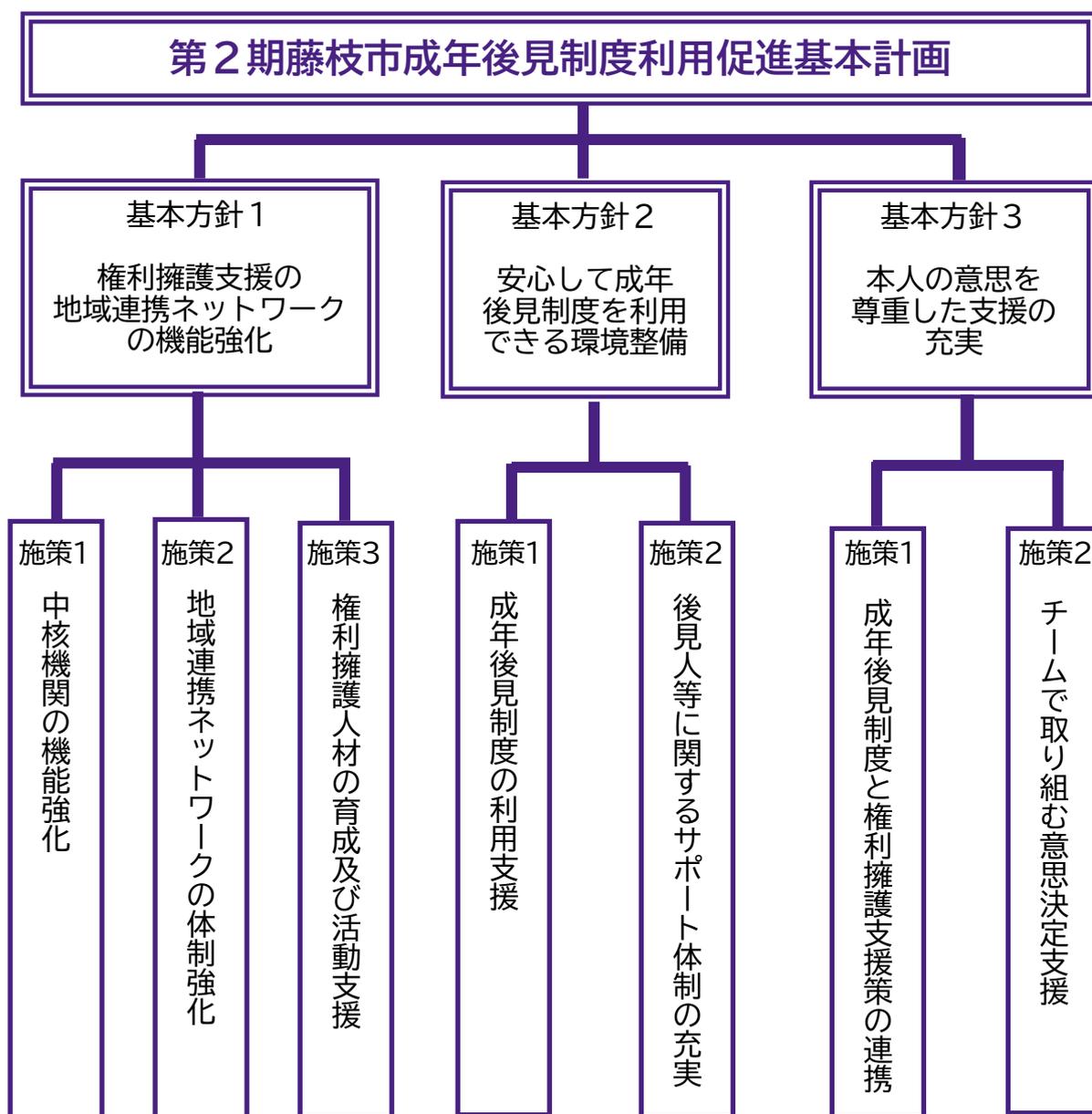
4. 不正防止への取り組み

後見人による財産管理に対する不安から制度利用をためらうケースがあります。不正防止には関係者が連携し、兆候を早期に察知できる体制づくりが必要です。

3 施策の展開

制度の利用促進を図る上では、制度の普及啓発をはじめ、計画的な施策の推進による制度の正しい理解促進や、人材確保、利用手続きの支援等の体制整備、後見業務におけるリスクマネジメント等の各課題の解決に努める必要があります。

地域福祉計画・地域福祉活動計画における権利擁護支援策の推進や包括的相談支援体制との連携を図るため、共通の基本理念と基本目標のもとに定めた基本方針に基づく各施策を推進します。

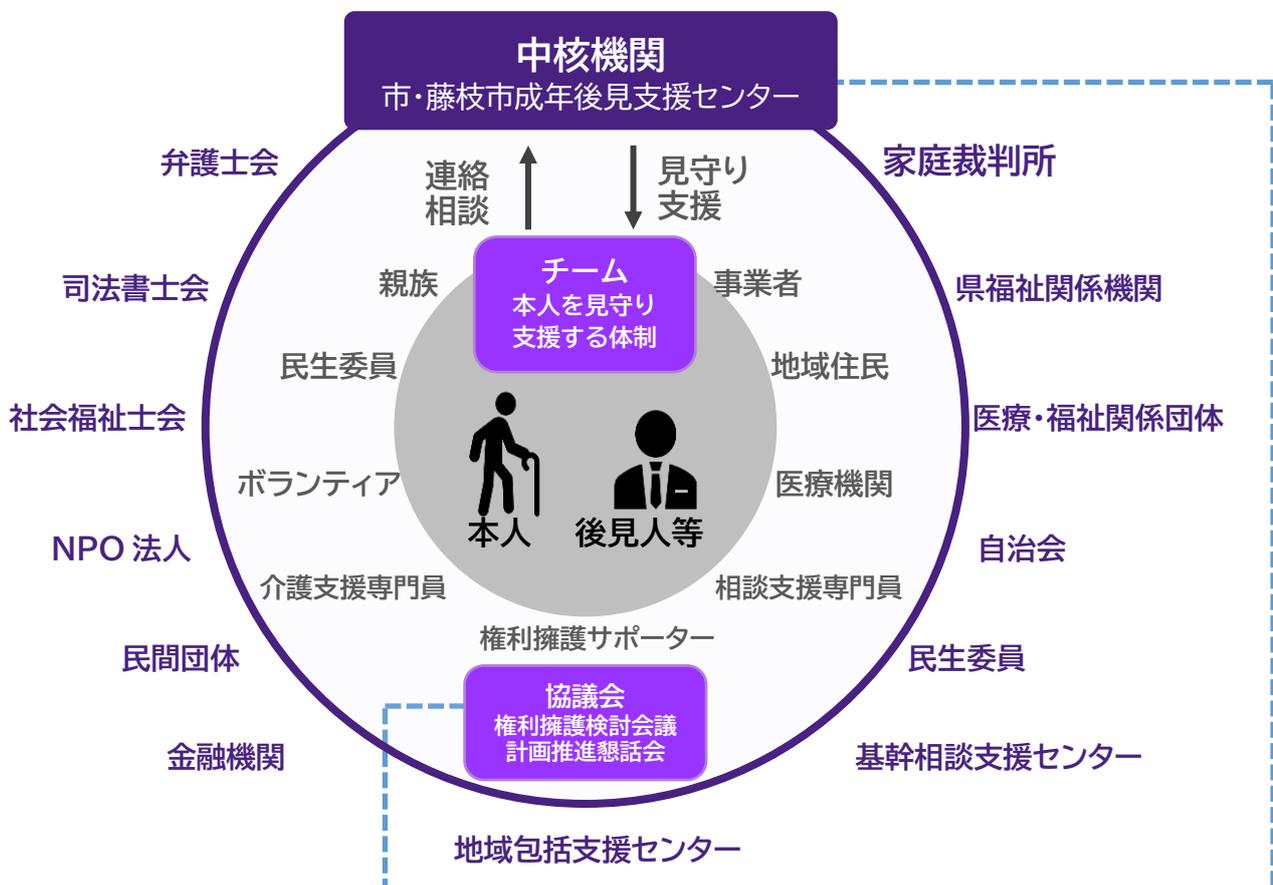


基本方針 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化

第一期成年後見制度利用促進基本計画における成年後見制度の利用促進に向けた取組は、市の福祉所管部署と成年後見支援センターによる中核機関を中心とする「藤枝市地域連携ネットワーク」と、島田市、焼津市、川根本町との連携による「3市1町成年後見推進委員会」を軸に展開してきました。

これらのネットワークを活用し、中核機関が主体となって、市内における制度の広報から相談支援、後見人支援まで円滑な進行を図るとともに、市民後見人の養成・育成を継続し、権利擁護人材の確保に努めるなど、地域連携ネットワークの機能強化を図ります。

藤枝市地域連携ネットワーク



協議会とは、中核機関が中心となり、チームに対して法律・福祉の専門団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。権利擁護検討会議や計画推進懇話会を協議会として位置づけています。

中核機関とは、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局、地域連携ネットワークのコーディネート役を担う機関で、本市では、2022(令和4)年に整備をしました。中核機関を構成するのは、藤枝市福祉政策課・地域包括ケア推進課・障害福祉課・成年後見支援センター(市社協へ委託)です。

成年後見制度の利用促進に向けた取組として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を担い、地域連携ネットワークの強化を図ります。

施策1 中核機関の機能強化

中核機関とは、地域において成年後見制度の利用が必要な方の支援を行い、専門職等の助言の確保や各関係機関との連携・協力体制の構築などにより、「地域連携ネットワーク」を確立するための中核を担う機関です。

本市では、平成27年7月から「藤枝市成年後見支援センター*」を藤枝市社会福祉協議会に委託するかたちで開設し、令和4年に市及び成年後見支援センターを中核機関と位置づけ、制度の利用促進を進めてきました。中核機関が担う広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能という4つの機能をさらに充実させるため、成年後見支援センターが中心となり、市関係部署と連携して取り組みます。

中核機関が担う4つの機能

広報
<ul style="list-style-type: none">❖ 市民や関係機関を対象とした講演会、研修会の開催❖ 成年後見制度に関するチラシを作成し、市民や関係機関に配布❖ 出前講座の実施
相談
<ul style="list-style-type: none">❖ 成年後見制度に関する相談窓口の常設❖ 地域包括支援センターや障害者相談支援事業所が開催する地域ケア会議やケース会議など、課題解決に向けた支援方針等を検討する会議への参加
成年後見制度利用促進
<ul style="list-style-type: none">❖ 権利擁護支援方針についての検討や後見人等候補者の調整を行う会議の開催❖ 家庭裁判所及び法律・福祉等の知識を持つ専門職や幅広い関係者との関係の維持、発展❖ 日常生活自立支援事業の利用者へのモニタリングによる成年後見制度移行の見極めの実施❖ 市民後見人養成講座修了生のフォローアップ研修への参加促進、実務経験の場の確保、活動支援
後見人支援
<ul style="list-style-type: none">❖ 後見業務に関する相談窓口の常設❖ 個々の支援チームの状況把握❖ 後見人等への苦情等の相談の対応

【主な取組】

制度の周知・啓発の推進

- ❖ 地域住民に対し、成年後見制度について広く周知するため、出前講座を実施します。
- ❖ 福祉や介護の施設や事業所へ「成年後見支援センター」を周知し、制度が必要な人の相談につながるよう努めます。
- ❖ 障害福祉や介護予防の講習会、イベントの機会に成年後見制度のチラシを配布し、希望者には関連する資料を送付する等、将来的に制度を利用する可能性の高い方に重点を置いた広報の実施を推進します。
- ❖ 本人の判断能力があるうちに将来に備えて本人の意思を反映することができる任意後見制度についても啓発します。

日常生活自立支援事業との連携の推進

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の適正な運用を図ります。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら制度の特性や必要な手続きについて説明し、申立て支援につなげます。

権利擁護検討会議の体制強化

- ❖ 成年後見支援センターが、市の福祉所管部署、3職種専門委員（弁護士、司法書士、社会福祉士）、その他関係機関で構成される協議の場を設定・調整し、専門職に助言を求め、後見人等の受任調整などを検討します。

協議会の運営

- ❖ 国の基本計画において位置づけられた協議会として、権利擁護検討会議（上記参照）及び市基本計画の設計と進捗管理を行う成年後見制度利用促進部会を開催します。

施策2 地域連携ネットワークの体制強化

中核機関が主体となり、福祉・医療・司法等の関係機関との情報共有及び連携強化を図り、支援を必要とする人の発見・早期の段階からの相談・支援につなげるとともに「チーム」に対する専門的助言や相談対応等切れ目のない支援を実施します。

また日常的な見守りの中で、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要に応じて「チーム」以外の多様な主体と連携し、新たな支援者の参画を検討する体制を構築します。

【主な取組】

権利擁護検討会議の体制強化（再掲）

- ❖ 成年後見支援センターが、市の福祉所管部署、3職種専門委員（弁護士、司法書士、社会福祉士）、その他関係機関で構成される協議の場を設定・調整し、専門職に助言を求め、後見人等の受任調整などを検討します。

「チーム」の編成及び体制強化

- ❖ 後見人等選任後、本人への支援が適切に行えるよう、日常的に本人を支援する「チーム」を編成します。
- ❖ 「チーム」だけでは本人を支えられない場合は、必要な支援を行えるよう、司法や福祉機関等との連携体制を強化します。
- ❖ 本人への支援を進める上で、更なる支援策の必要が生じた場合、現状の「チーム」以外の多様な主体との連携を進めます。

司法関係者との連携

- ❖ 候補者調整を含め、家庭裁判所との情報共有・意見交換を行います。
- ❖ 後見業務や報告に必要な書類作成等、後見人支援について指導を仰ぎ、助言を求めます。

3市1町成年後見推進委員会の開催

- ❖ 3市1町の担当課長、3市1町の社会福祉協議会の担当課長、学識経験を有する者（大学教授、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、県社会福祉協議会）を委員として組織し、成年後見制度の利用促進に関する協議を行います。
- ❖ 権利擁護に関する検討事項に対し、専門的な判断を仰ぎ、助言を求めます。

施策3 権利擁護人材の育成及び活動支援

3市1町で開催している市民後見人養成講座を継続し、「権利擁護サポーター」や「市民後見人」の養成・育成に努めます。

権利擁護サポーターには、日常生活自立支援事業の支援や、権利擁護支援の普及啓発事業への取り組みが期待されます。また、市民後見人には、本人に近い立場で寄り添うことができる地域住民としての意識や感覚を強みとし、本人の持つ意思をうまく引き出し、それを行動に移すための支援の実施が期待されます。権利擁護人材としての活動の幅が広がるよう、中核機関がバックアップ体制を強化し、連携を進めます。

【主な取組】

権利擁護サポーターの育成及び活動支援

- ❖ 市民後見人養成講座のカリキュラムの過程で、権利擁護について学び、権利擁護支援に関わることのできる人材を養成します。
- ❖ 市民後見人養成講座により専門的な知識を身につけた後、権利擁護サポーターとして登録し、権利擁護支援の普及、啓発に関する事業や日常生活自立支援事業に携わるなど、多くの活動へ参画する人材をサポートする体制を整備します。

市民後見人の育成及び活動支援

- ❖ 司法や福祉等の専門職の協力を得ながら、地域で後見業務を受任できる人材を養成します。
- ❖ 日常生活自立支援事業の生活支援員や、市社協の法人後見支援員として活動する中で、更なるスキルアップを図り、市民後見人として活動できるようサポートします。

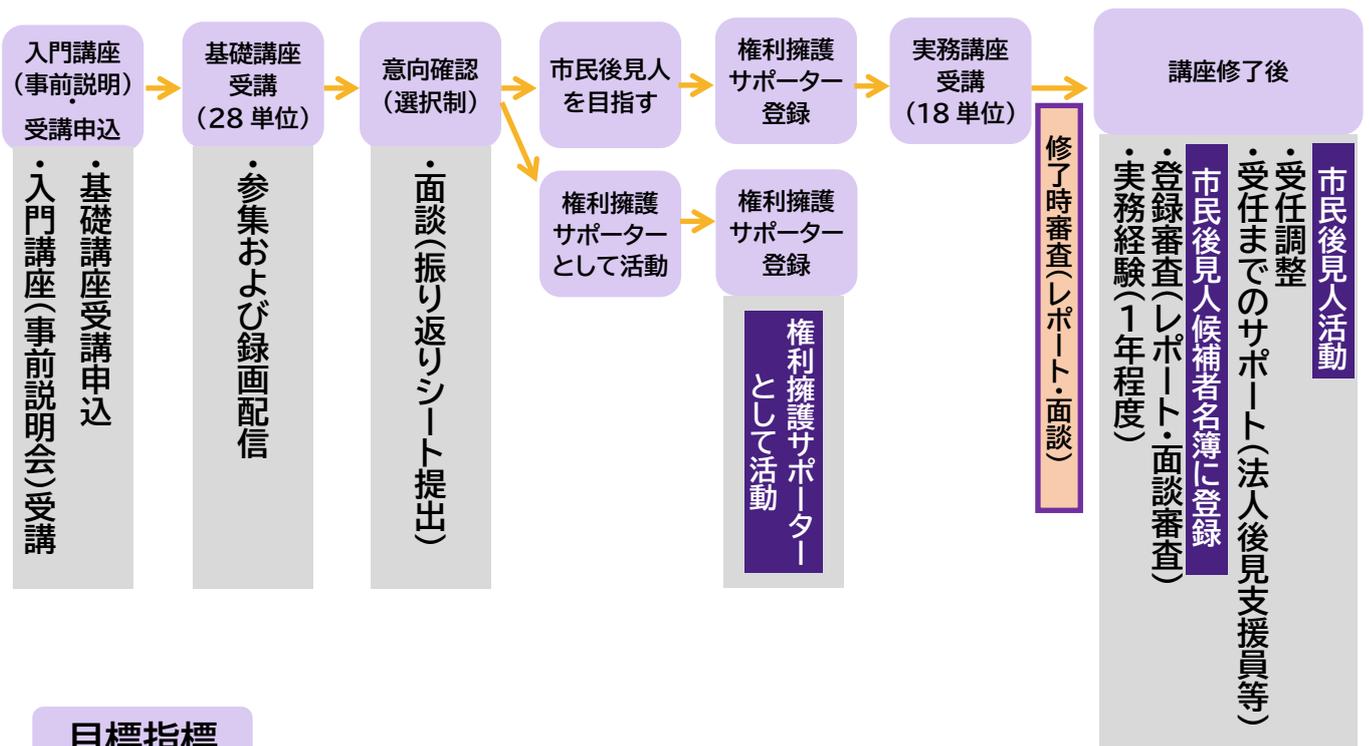
後見監督人の受任

- ❖ 市民後見人が活動を開始する際は、市社協が後見監督人を受任し、サポートする体制を整備します。

後見人等相談窓口の設置

- ❖ 後見人、被後見人双方の悩みや課題等について相談を受ける窓口を設置し、専門職の協力を仰ぎながら解決に向けた支援を行います。

3市1町市民後見人養成講座の流れ



目標指標

指標の内容	基準値	目標値
成年後見支援センター相談受付件数【再掲】	383件	400件
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数【再掲】	15件	24件
権利擁護検討会議における受任調整等の検討案件数	41件	48件
市民後見人の登録者数	13人	25人
権利擁護サポーターの登録者数	6人	30人

基本方針 2 安心して成年後見制度を利用できる環境整備

生活状況等にかかわらず、支援を必要とする人が誰でも気兼ねなく相談でき、制度の利用につながる体制を強化します。また、制度を利用する上で不正などが起きないように多くの関係機関が関わる環境を整え、後見人が後見活動に関する悩みを抱え込まないように、専門職と連携した相談支援体制を整備します。

施策 1 成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用促進に向けて、今後も広く制度に関する普及啓発を進めるとともに、相談機能を強化します。

また、経済的な事由により、制度を利用したくても利用できない状況にある人や、直ちに対策を講じる必要のある緊急性の高い人などへの支援として、市長による後見開始等の審判申立てや、制度利用に係る費用の助成などについて支援の充実を図ります。

【主な取組】

相談体制の強化

- ❖ 本人・家族等からの「一次相談」については、市の福祉所管部署や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等が対応し、その上で専門的判断等が必要な場合は、速やかに成年後見支援センターの「二次相談」につなぐ体制を強化します。

日常生活自立支援事業との連携の推進（再掲）

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度の利用促進及び日常生活自立支援事業の適正な運用を図ります。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら制度の特性や必要な手続きについて説明し、申立て支援につなげます。

権利擁護検討会議の体制強化（再掲）

- ❖ 成年後見支援センターが、市の福祉所管部署、3職種専門委員（弁護士、司法書士、社会福祉士）、その他関係機関で構成される協議の場を設定・調整し、専門職に助言を求め、後見人等の受任調整などを検討します。

市長申立ての推進

- ❖ 障害や疾病、加齢等により判断することが不安な人で、身寄りのない高齢者や虐待等適正な保護がなされていないと考えられるケースについて、法定後見開始等の審判申立てを市長が行います。

審判請求費用、後見人等報酬助成の実施

- ❖ 市長申立てのほか、本人・親族申立てにおいて、低所得者や生活困窮者等、経済状況に困難がみられるケースにおいては、後見開始等の審判申立てに係る費用及び成年後見人等の報酬の一部を助成します。



▲ 成年後見支援センター



▲ 3市1町成年後見推進委員会

施策2 後見人等に関するサポート体制の充実

「チーム」による見守りや中核機関による後見人支援体制を整備することで、後見人を支えるサポート体制の強化、本人による後見人等への苦情などの対応、適切な後見人の選任、状況に応じた後見人の交代の必要性の検討、不正の兆候の早期発見やトラブルを未然に防ぐなど、体制の充実を図ります。

【主な取組】

後見監督人の受任（再掲）

- ❖ 市民後見人が活動を開始する際は、市社協が後見監督人を受任し、サポートする体制を整備します。

後見人等相談窓口の設置（再掲）

- ❖ 後見人、被後見人双方の悩みや課題等について相談を受ける窓口を設置し、専門職の協力を仰ぎながら解決に向けた支援を行います。
- ❖ 後見人、被後見人の相談や苦情に対応し、必要があれば権利擁護検討会議などで後見人の交代の必要性について検討し、家庭裁判所への申立てなどにつなぎます。

司法関係者との連携（再掲）

- ❖ 候補者調整を含め、家庭裁判所との情報共有・意見交換を行います。
- ❖ 後見業務や報告に必要な書類作成等、後見人支援について指導を仰ぎ、助言を求めます。

不正防止のしくみづくり

- ❖ 必要に応じて、家庭裁判所との情報共有・意見交換を行います。
- ❖ 不正の兆候の早期発見やトラブルを未然に防ぐため、「チーム」を構成する多くの関係者との連携を図るしくみづくりを進めます。
- ❖ 後見業務や報告に必要な書類作成等、後見人支援について指導を仰ぎ、助言を求めます。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
権利擁護検討会議における受任調整等の検討案件数（再掲）	41 件	48 件
成年後見支援センター相談受付件数（再掲）	383 件	400 件

基本方針3 本人の意思を尊重した支援の充実

本人の意思や考えをできる限り尊重した支援を行うため、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則り、意思決定支援の重要性を普及啓発することにより、一層の意思決定支援の理念を重視した権利擁護支援を行う体制の充実を図ることが必要であると考えます。本人に寄り添い、意思を丁寧にくみ取った上で、身上保護や権利擁護、意思決定支援を実施するため、本人の状況や障害の特性等を踏まえた適切な配慮が行われるよう支援します。

施策1 成年後見制度と権利擁護支援策の連携

判断することに不安を感じる人が、置かれた状況に応じて適切な支援を受けることができるよう、制度の適正性を見定め、制度の移行や新たな支援策等の必要性を検討するなど、社会での自立に向け、多様な支援の連携強化に取り組みます。

【主な取組】

成年後見制度と日常生活自立支援事業の連携・適切な移行と対応

- ❖ 日常生活自立支援事業の利用者に対して適宜モニタリングを実施し、成年後見制度への移行タイミングを図りながら制度について周知を行います。
- ❖ 成年後見制度の利用が望ましいと判断された場合は、本人の意思を確認しながら申立て支援につなげます。
- ❖ 今後、日常生活支援事業が拡充された場合、適切に連携できるよう体制を整えます。

権利擁護支援体制の強化

- ❖ 相談支援を通じて本人の生活状況や意向を把握し、必要に応じて成年後見制度以外の各種支援との連携を検討したり、本人への支援を進める上で、更なる支援策の必要が生じた場合、現状の「チーム」以外の多様な主体との連携を進めるなど、権利擁護支援体制の強化を図ります。

写真

施策2 チームで取り組む意思決定支援

意思決定が困難な人が自らの意思に基づいた生活を送れるよう、本人を中心とした関係者が連携し、チームで本人の意思形成、意思表示、意思実現を継続的に支援します。本人の意思をチームの支援者が丁寧にくみ取り、本人にとってよりよい選択となるような意思決定の支援を進めていく体制づくりを推進します。

【主な取組】

意思決定支援ガイドライン等の普及・啓発

- ❖ 本人の意思や考えを可能な限り尊重した支援の実施のため、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則り、権利擁護支援を行う関係者に対し、意思決定支援の重要性について普及啓発を図ります。
- ❖ 意思決定支援の理念を重視した権利擁護支援の実施を目指します。

本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ❖ 認知機能の低下や障害などの状況があっても、自らの意思で選択して決定できるよう多様な方法で意思決定をサポートします。
(例：言語の理解が難しい人には絵や図を用いる、選択肢を段階的に提示する、体験の機会を設ける、など)
- ❖ 「私たちのことを私たち抜きに決めないで (Nothing About Us Without Us)」という障害者の権利に関する条約の原則に基づき、本人が自分の人生の主人公であるという意識を持てるような支援を行うなど、チームの意識の浸透を図ります。

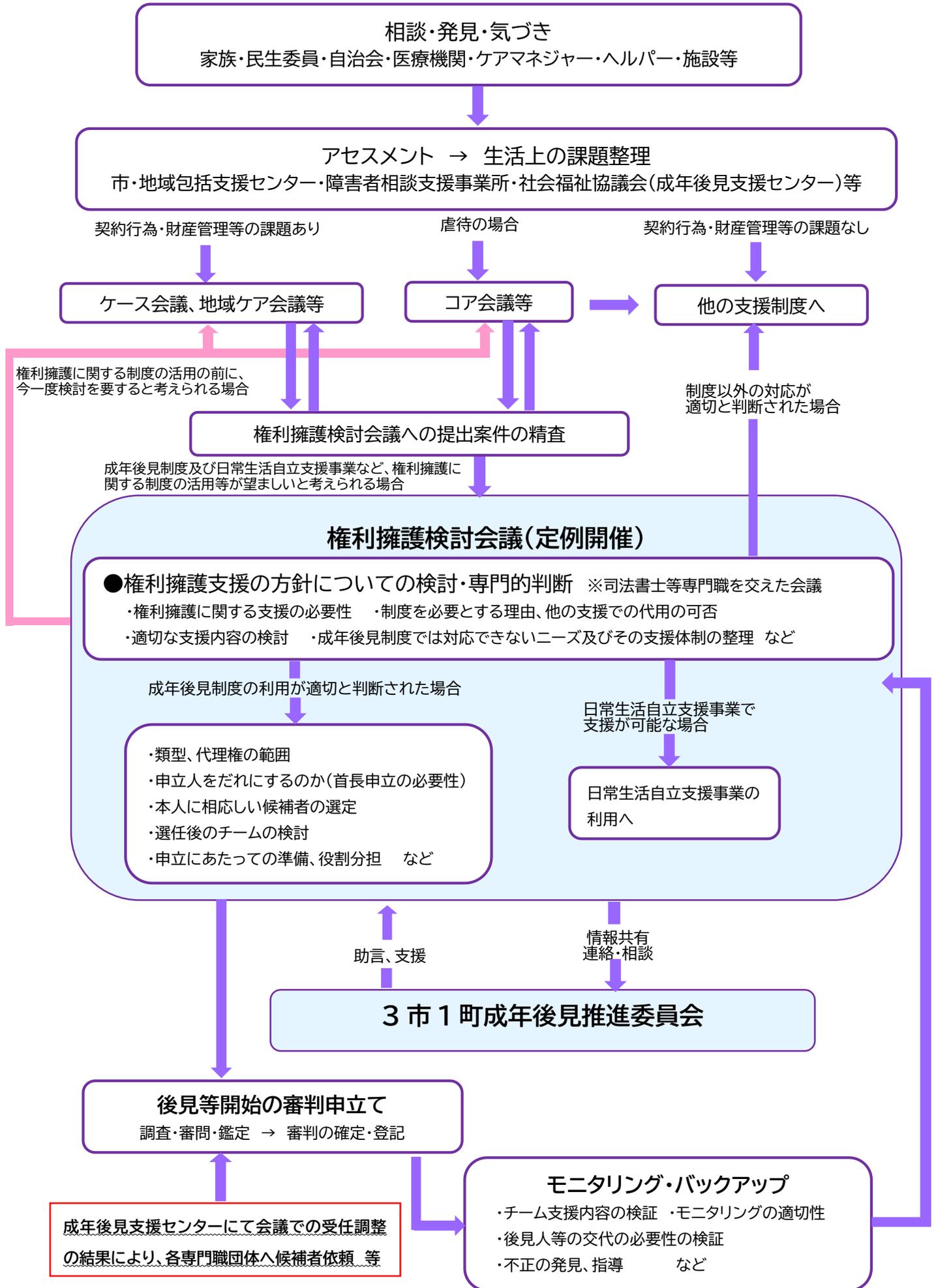
チームの連携による意思決定支援の推進

- ❖ 「チーム」を構成する、親族、福祉、医療、介護、金融、地域、そして後見人等の多様な支援者が、本人の意思決定支援に参画し、本人の意思確認に最善を尽くすための連携を推進します。

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数(再掲)	15件	24件
権利擁護検討会議における受任調整等の検討案件数(再掲)	41件	48件

適切な権利擁護支援に向けての取組（目指す支援の流れ）



第6章 藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画

1 趣旨

社会の構造の大きな変化とともに、孤立、ヤングケアラー、8050問題に代表されるひきこもりなど、生活上の課題が複雑化・複合化し、従来の分野ごとの社会福祉制度だけでは対応が難しくなっています。そこで国は、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的な支援体制を構築するため「重層的支援体制整備事業」（法第106条の4）を創設しました。

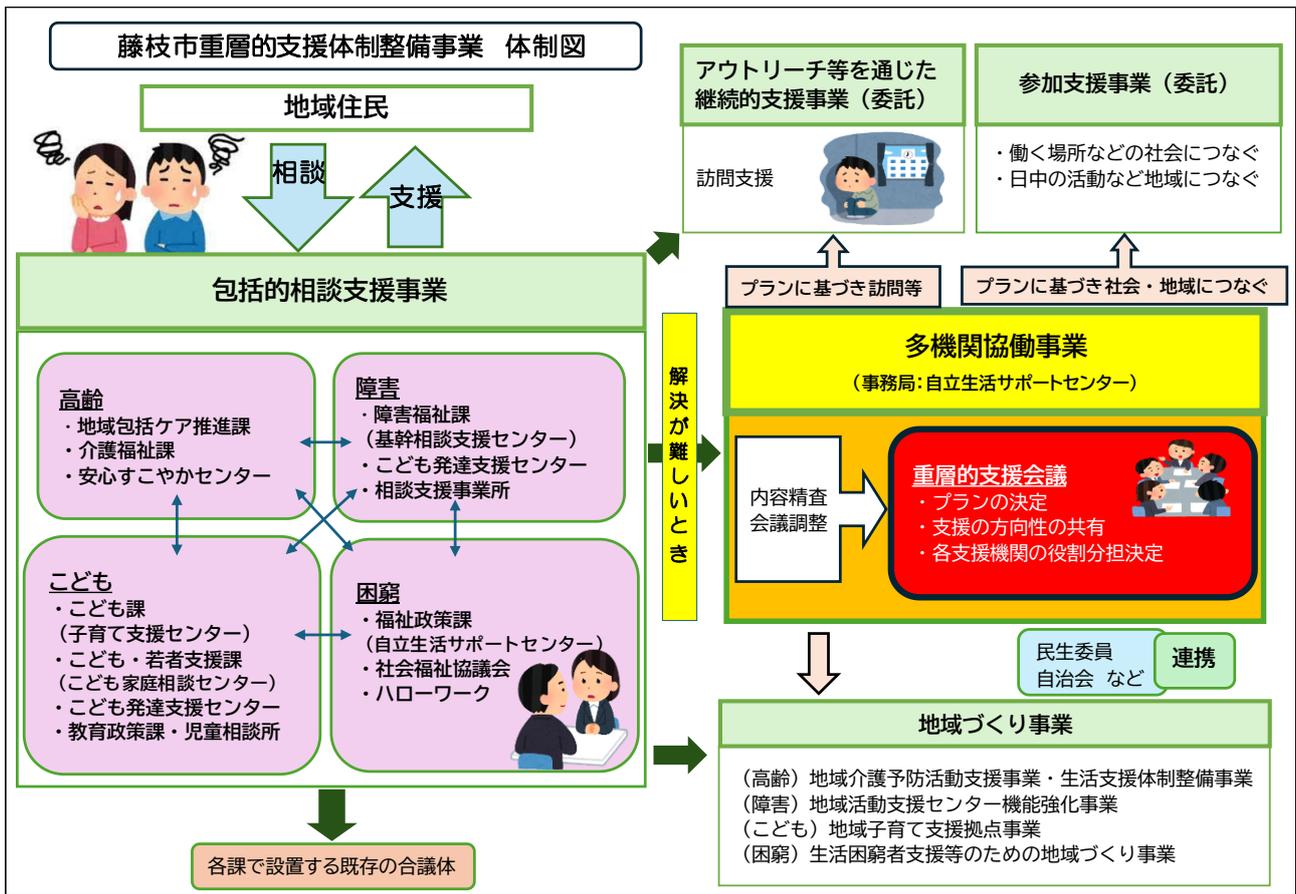
この重層的支援体制整備事業を通じて、これまで単独の福祉制度では支援が難しかった多様なニーズに対し、多機関が協働し連携する体制を構築するため、本計画を「地域福祉計画」と一体的に策定し、誰一人取り残すことのない、支え合いの地域共生社会の実現を目指します。

2 重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、高齢・障害・こども・生活困窮といった既存の相談支援の取組を活かしつつ、複雑化・複合化した生活上の課題に対応するため、分野を超えた関係機関や地域住民との連携・協働のもと、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業です。

この支援体制を構築するため、「包括的な相談支援の充実」、「参加支援の推進」、「地域づくりに向けた支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進」、「多機関協働の推進」の各施策を本計画により実施します。

本事業の推進にあたっては、これまで本市が福祉の各制度で構築してきた体制を基に、さらにその連携・協働および拡充を図り、関係機関、団体や地域が、それぞれの取組の特徴、強みを最大限に発揮できる包括的な支援体制を市全体で構築します。



3 施策の展開

施策1 包括的相談支援の充実

高齢者や障害、子ども、生活困窮者分野の、既存の相談支援機関の更なる機能強化を図るとともに、既存の制度では支援が届きにくい人や複合的課題を抱える人などのあらゆる相談を包括的に受け止め、利用可能な福祉サービス等の情報提供等課題解決に向けた支援を行う体制を強化します。

本市の包括的相談支援事業の設置形態は、単一分野の相談を受け支援を実施する「基本型事業・拠点」です。従来の機能をベースとしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなど、地域住民の様々なニーズに対応します。

【主な取り組み】設置形態：基本型事業・拠点

名称	対象	運営形態	設置数
地域包括支援センター運営事業 (安心すこやかセンター*)	高齢	委託	7

障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター) (障害者相談支援センター)	障害	直営 委託	1 3
利用者支援事業 【基本型】(地域子育て支援センター) 【特定型】(子育てコンシェルジュ事業) 【こども家庭センター型】(こども家庭センター) 【妊婦等包括相談支援事業型】(妊婦等包括相談支援事業)	こども こども こども・妊産婦 こども・妊産婦	直営 直営 直営 直営	6 1 1 1
生活困窮者自立支援事業	生活困窮	直営 委託	1 1

施策2 参加支援の推進

既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のつながりづくり等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。本人やその世帯の課題等を丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。

【主な取り組み】

名称	運営形態
参加支援事業	委託

施策3 地域づくりに向けた支援

既存の地域づくりに係る取組を生かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築を行います。

【主な取り組み】

名称	対象	運営形態	設置数
地域介護予防活動支援事業	高齢	委託 補助	32
生活支援体制整備事業	高齢	直営 委託	1 1
地域活動支援センター事業	障害	補助	2
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター・子育て広場)	こども	直営 委託	7 7
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活 困窮	委託	1

施策4 アウトリーチ等を通じた継続的支援の推進

長期にわたり、ひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人などを対象に、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けます。本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成を先行して行います。

【主な取り組み】

名称	運営形態
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託

施策5 多機関協働の推進

支援関係機関からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援プランを作成し、重層的支援会議を開催して支援方法を検討し、各支援機関が連携しながら、見守りや伴走による継続的な支援を実施します。支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、重層的支援体制整備事業を担います。

【主な取り組み】

名称	運営形態
多機関協働事業	直営

目標指標

指標の内容	基準値	目標値
重層的支援会議を通じて参加支援につなげた件数（新規受付件数）	0 件	3 件
地域づくり事業の実施箇所総数	50 箇所	51 箇所
アウトリーチ等を通じた継続的支援を行った件数（新規受付件数）	8 件	10 件
重層的支援会議を実施した件数	4 件	12 件

* 基準値は令和6年度実績による。

第7章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進について

本計画の推進については、市、市社会福祉協議会、市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、相談支援機関等が連携、協力し、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進に努めることにより地域共生社会の実現を目指します。

① 期待される市民の役割

地域の集まり、地域活動、ボランティア活動など、参加できる活動に積極的に参加し、地域での支え合い、助け合いの関係をつくるとともに、困りごとを抱える近隣住民の発見・つなぎなど、地域の課題を自分ごととして受け止め、各自ができることから具体的な地域福祉活動へつなげることが期待されます。

② 期待される地域団体等の役割

地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自治会や町内会、老人クラブや市民団体、NPO法人等は、地域住民が具体的な第一歩を踏み出すきっかけづくりや、地域生活課題を発見し、地域での解決を図ることが期待されます。また、地域住民への積極的な情報発信や団体間の交流が望まれます。

③ 期待される相談支援機関の役割

自らの分野の相談支援機能を充実させるとともに、「制度の狭間」にある方への支援や、複雑化・複合化した地域生活課題に対応するため、分野を超えた相談支援や各分野の相談支援機関同士や関係機関との一層の連携強化が望まれます。

④ 市の役割

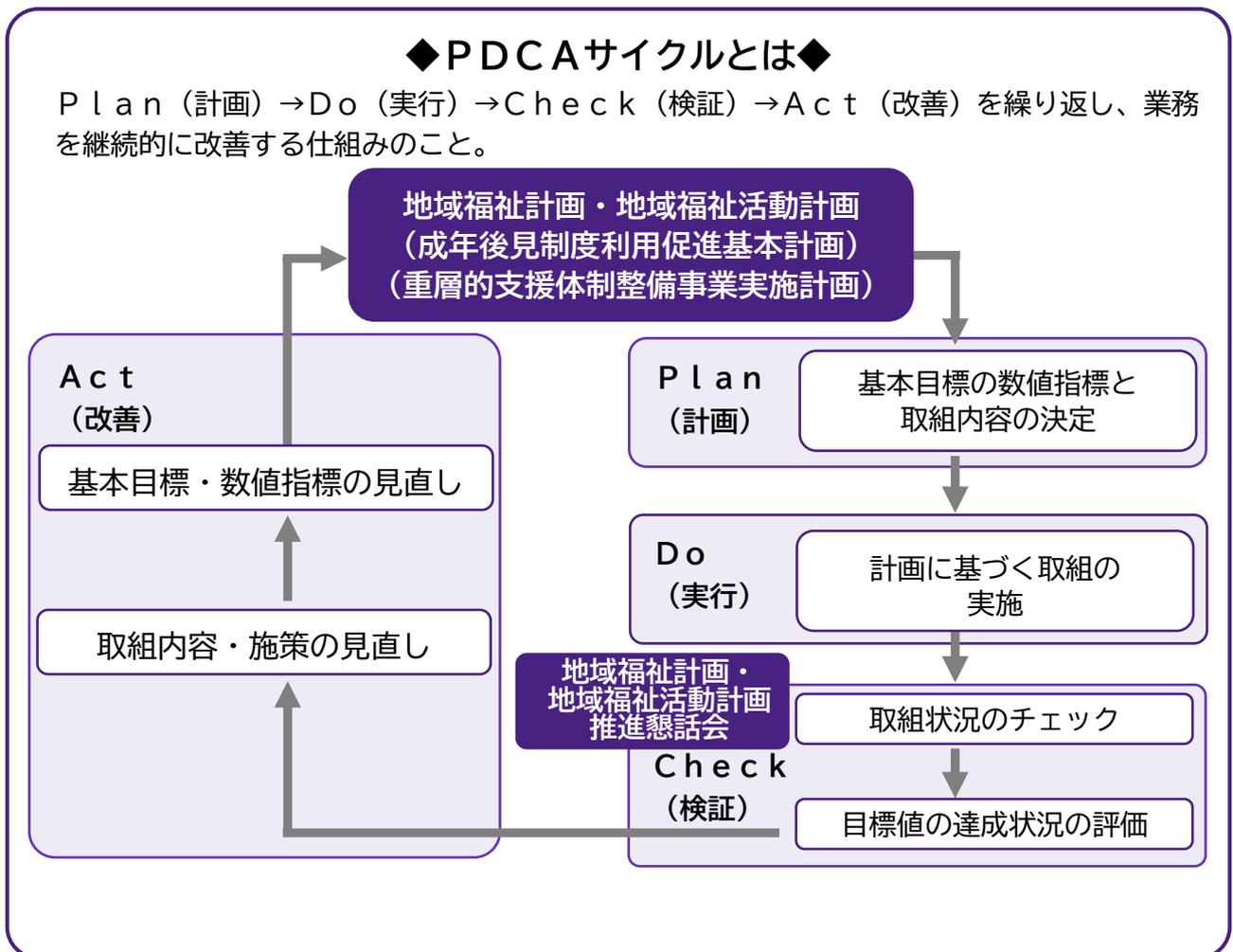
市社会福祉協議会や地域で福祉活動を行う団体等とのより一層の連携・協働を図りながら、市民が地域福祉活動に参加する機会の提供に努めるとともに、地域の各種団体や相談支援機関との連携を強化することが望まれます。また、包括的な相談支援体制を構築し、属性や世代を問わずに包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した課題に対しては、多機関協働により、各支援機関が円滑な連携の基での支援が望まれます。

⑤ 市社会福祉協議会の役割

市とともに、地区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員協議会、自治会、ボランティアやNPO、福祉施設等との連携のもと、地域福祉活動を実践するボランティアや地域で核となる人材の育成を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手づくりが望まれます。

(2) 計画の進行管理について

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル*）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。また、「地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会」において計画に基づく取組の実施状況を検証し、計画の推進状況を把握していきます。



2 目標指標（再掲）

基本目標1 交流とつながりを深める地域をつくる

指標の内容	基準値	目標値
地域活動に参加したことがある市民の割合	75.5%	90.0%
住民相互の協力関係が必要だと思ふ市民の割合	68.9%	85.0%
会議や検討会・講演会等に参画した認知症の人の数	20人	30人
市ホームページ訪問者数	292.3万人	293万人
ふれあいサロン参加者数	19,532人	23,000人

基本目標2 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

指標の内容	基準値	目標値
家庭ごみ戸別収集件数	69件	75件
ひきこもり相談件数	84件	150件
児童育成支援拠点（こども居場所）の利用者数	802人	1,300人
市内犯罪発生件数	385件	375件以下
安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数	21事業所	24事業所
防災訓練に参加した市民の割合	28.60%	30.80%
市内人身交通事故年間発生件数	522件	500件以下
働きやすい職場環境づくり認定事業所の認定数（令和5年度からの累計）	111社	300社
ふれあい学習事業の実施回数	22回	27回
日本語講座の受講者数（延人数）	532人	700人
「多言語」により情報提供を行った行政資料の件数（累計）	10件	30件
「やさしい日本語」により情報提供を行った行政資料の件数（累計）	13件	30件
国際交流イベントの参加者数（令和8年度からの累計）	128人	2,000人
成年後見支援センター相談受付件数	383件	400件
日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数	15件	24件
権利擁護検討会議における受任調整等の検討案件数《第5章》	41件	48件
市民後見人の登録者数《第5章》	13人	25人
権利擁護サポーターの登録者数《第5章》	6人	30人

基本目標3 福祉の基盤をつくる

指標の内容	基準値	目標値
共生社会普及啓発イベント参加者へのアンケート調査において、「共生社会が進んでいる」と回答した割合	15.2%	50.0%
障害者福祉施設入所者の地域生活への移行者数	3人	5人
障害者施設から一般企業への就労者数	11人	30人
自立高齢者の割合	90%	90%
運動サポーター養成者数	286人	350人
高年齢者等雇用奨励金の活用企業数（令和5年度からの累計）	15件	45件
保育所等利用待機児童数	0人	0人
保育所等利用受入れ可能人数	2,639人	2,695人

放課後児童クラブ利用受入れ可能人数	1,398人	1,511人
地域支え合い出かけっCARサービス実施地区数	6地区	7地区
生活困窮者への就労支援による就労者数	30人	60人
学習チャレンジ支援事業参加者高校進学率	100%	100%
障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数	1,146人	1,300人
グループホーム月平均入居者数	155人	170人
重度障害者（児）日常生活用具助成件数	3,655件	4,000件
医療型短期入所の利用者数	9人	20人
農福連携事業の取組件数	4件	8件
介護給付の適正化等に向けたケアプラン点検件数	20件	27件
在宅看取率	17.3%	17.3%
看護小規模多機能型居宅介護施設数	2箇所	3箇所
介護予防把握事業訪問件数	302人	370人
地域支え合い介護予防教室の年間参加者数	20,149人	20,500人
保健講座等参加者数	3,219人	3,340人
地域ケア個別会議開催数	91回	100回
地域子育て支援拠点の利用者数	121,466人	120,000人
保育所等訪問支援の実利用人員	3人	10人
巡回相談支援実施児童数	102人	90人
学校巡回支援実施人数	12人	10人
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	9.70%	9.00%
重層的支援会議を通じて参加支援につなげた件数（新規受付）《第6章》	0件	3件
地域づくり事業の実施箇所総数《第6章》	50箇所	51箇所
アウトリーチ等を通じた継続的支援を行った件数（新規受付）《第6章》	8件	10件
重層的支援会議を実施した件数《第6章》	4件	12件

基本目標4 地域福祉の担い手をつくる

指標の内容	基準値	目標値
市民後見人の登録者数	13人	25人
権利擁護サポーターの登録者数	6人	30人
地域支え合い出かけっCARサービスボランティア数	195人	225人
学校の希望に対する学校サポーターズクラブ活動の実施率	71.8%	80.0%
ボランティア活動者数（延人数）	1,194人	1,320人
福祉活動を行う市民の数	4,416人	5,000人
福祉有償運送の実施団体数	5団体	7団体

第8章 資料編

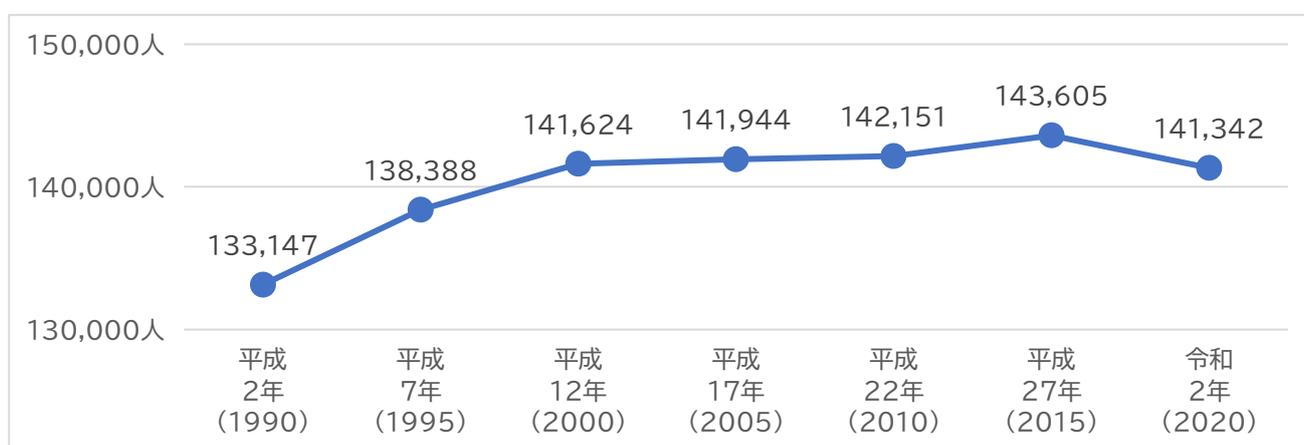
1 統計資料

(1) 人口の状況

国勢調査に基づく藤枝市の総人口は、長年増加傾向にありましたが、平成27年の143,605人をピークに減少に転じ、令和2年には141,342人となっています。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満、15～64歳が減少しているのに対し、65歳以上の割合は増加しており、高齢化が進行しています。地域における働き手、福祉の担い手が減少しており、福祉人材の確保に向けた取組が求められます。

【①総人口の推移】



出典：国勢調査

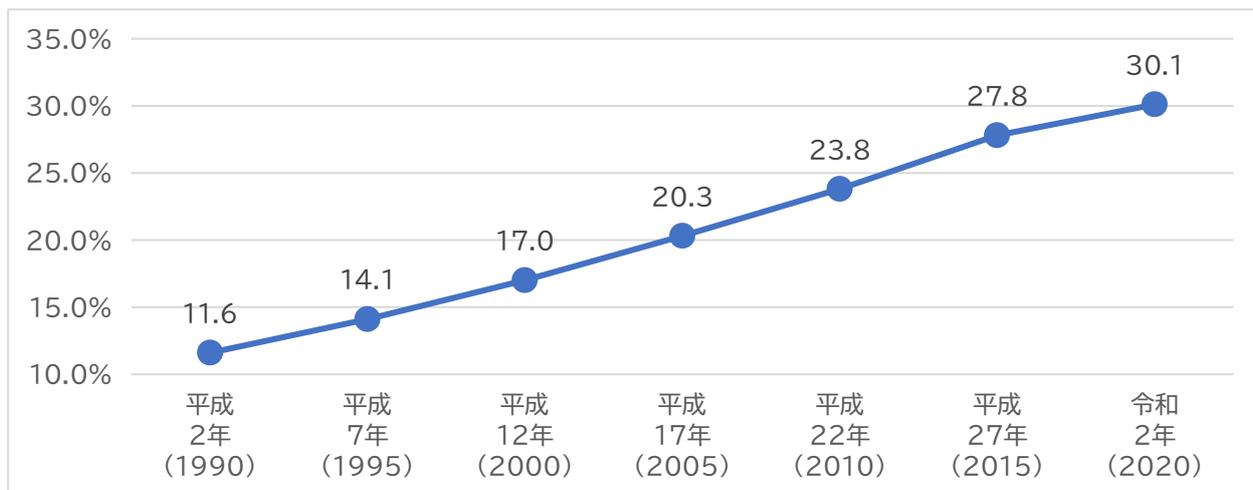
【②年齢3区分別人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

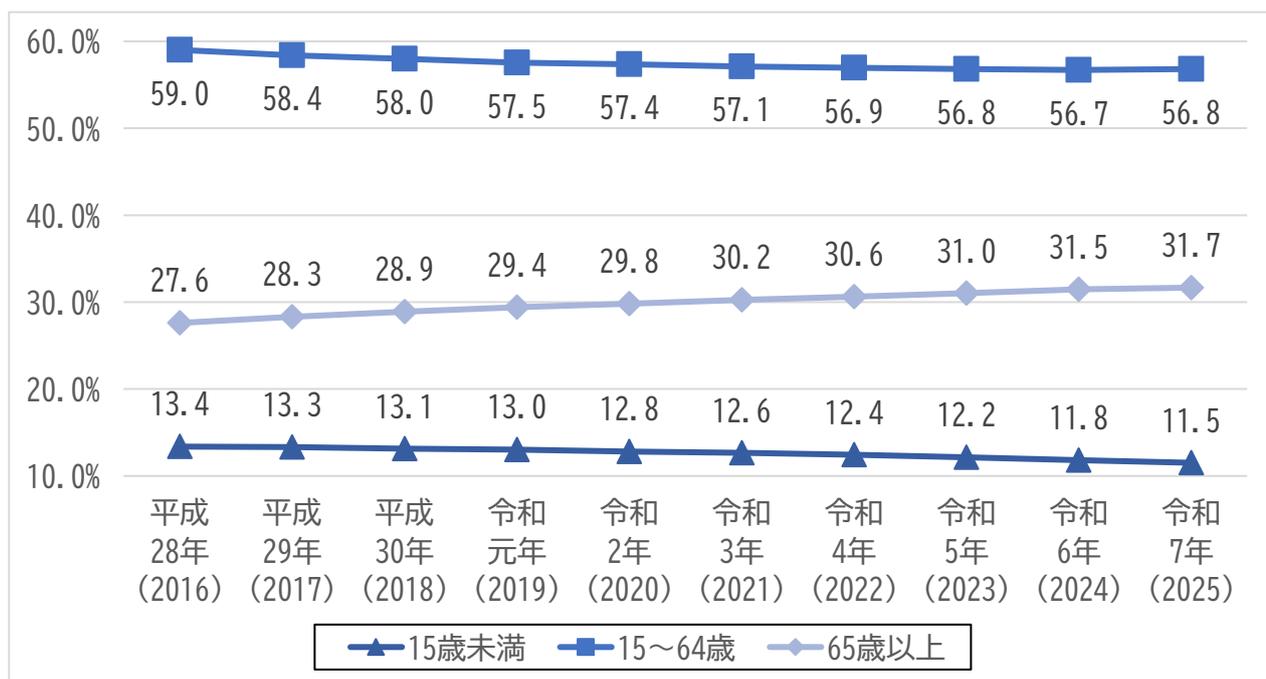
【③高齢化率の推移】

国勢調査に基づく藤枝市の高齢化率は、上昇を続けており、令和2年には30.1%となっています。



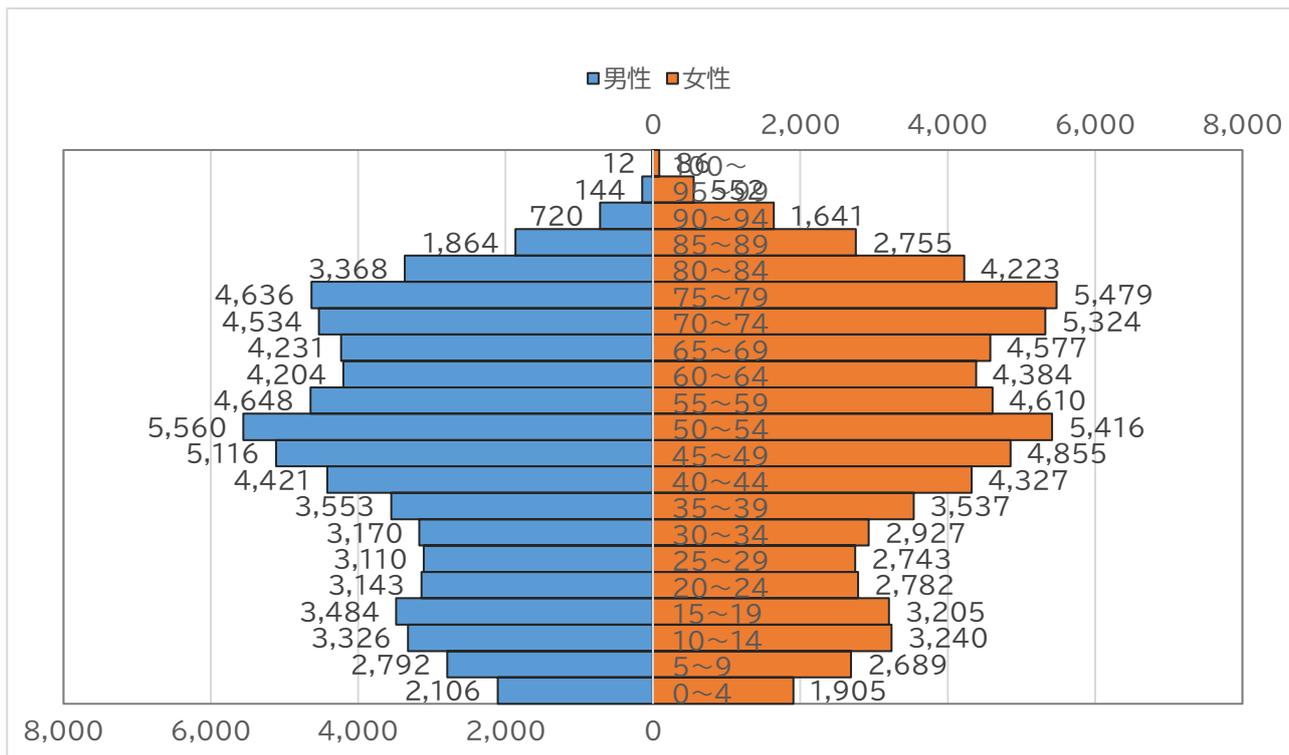
出典：国勢調査

【④年齢3区分別人口割合】



出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

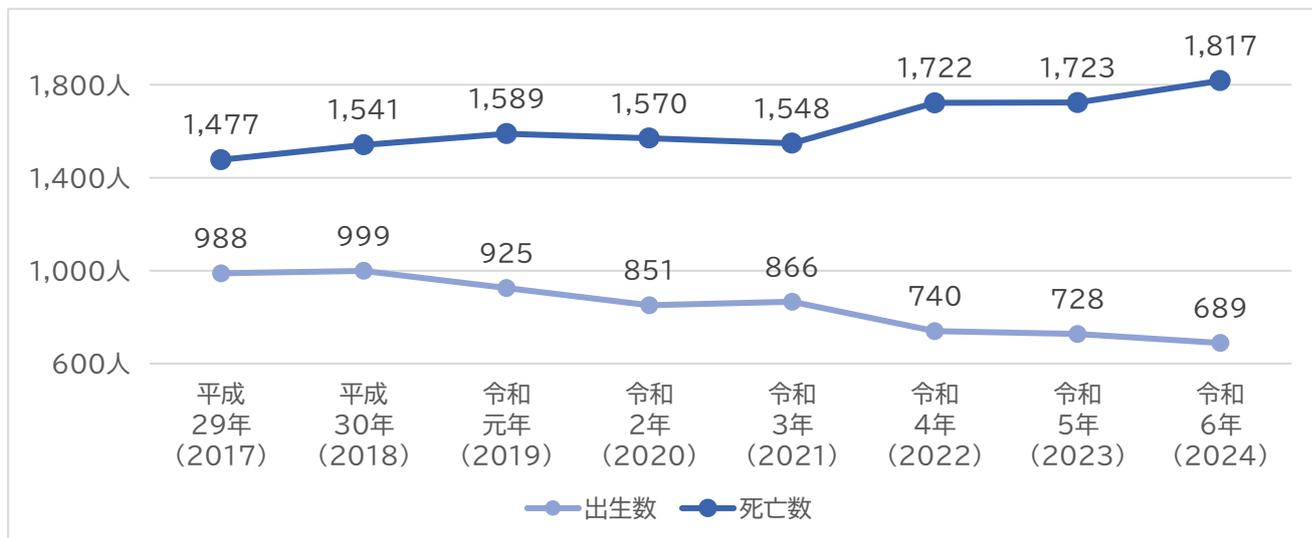
【⑤男女別、年齢階級別人口】



出典：住民基本台帳（各年4月末現在）

【⑥出生数、死亡者数の推移】

住民基本台帳に基づく藤枝市の年間出生数は、減少傾向にあり、令和6年には689人となっています。年間死亡者数は、増加傾向にあり、令和4年には1,722人、令和6年には1,817人となっています。

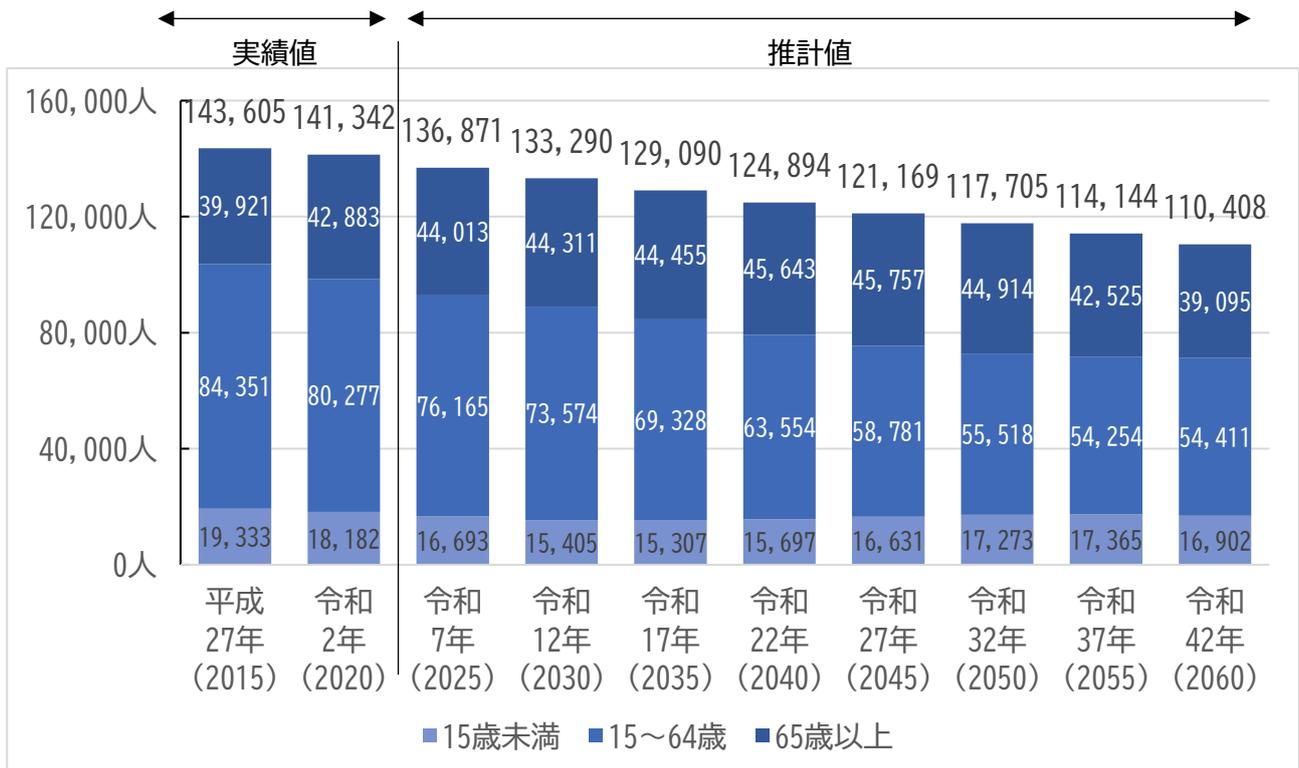


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

(2) 将来人口の推計

国や静岡県の人ロビジョンの考え方に基づいた本市独自の将来推計によると、40年後の2060年（令和42年）に総人口は2020年（令和2年）の78%まで減少という予測となっています。年齢3階層別では、老年人口は現在よりも9%程度の減少、年少人口は現在よりも7%の減少、生産年齢人口は現在の68%程度にまで落ち込みとなっており、担い手不足が予想される反面、福祉サービスの利用ニーズが高まることを想定した施策展開が必要です。

【①総人口・年齢階層別人口の推移】

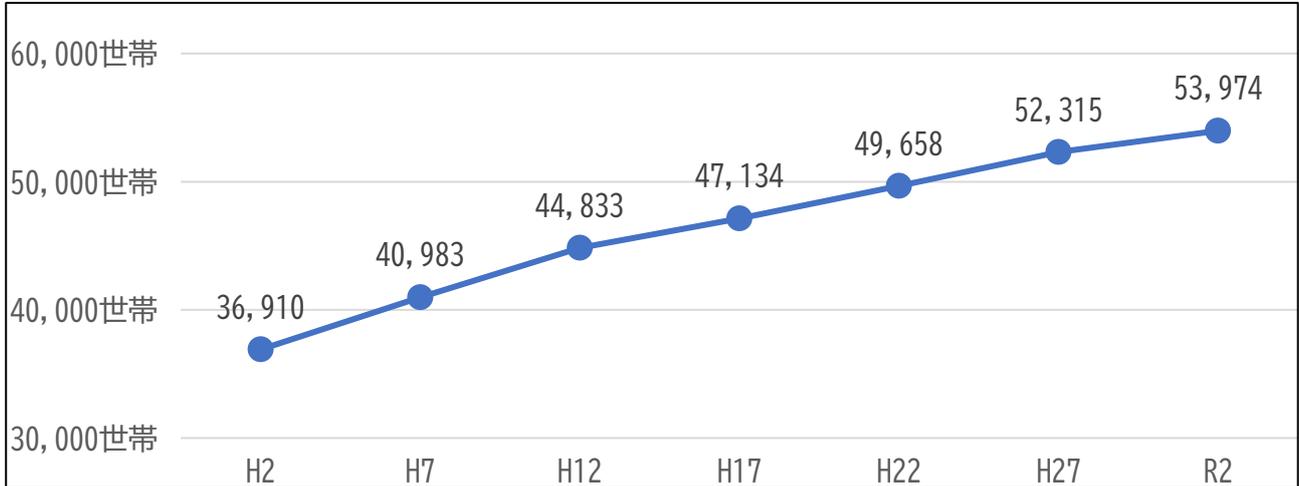


出典：国勢調査、藤枝市第6次総合計画（後期計画）

(3) 世帯の状況

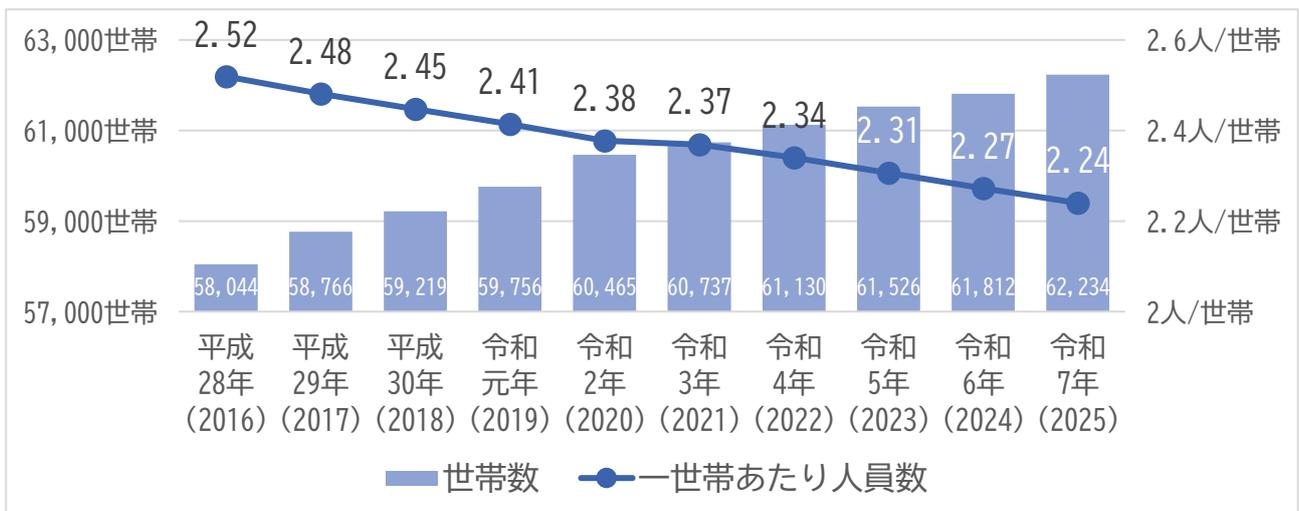
国勢調査に基づく藤枝市の世帯数は、平成2年に36,910世帯でしたが、年々増加しており、令和2年には53,974世帯となっています。1世帯あたりの人員では、年々減少しており、令和7年には2.24人となっています。

【①世帯数の推移】



出典：国勢調査

【②世帯数と一世帯あたりの人員数の推移】



出典：住民基本台帳 各年4月末現在

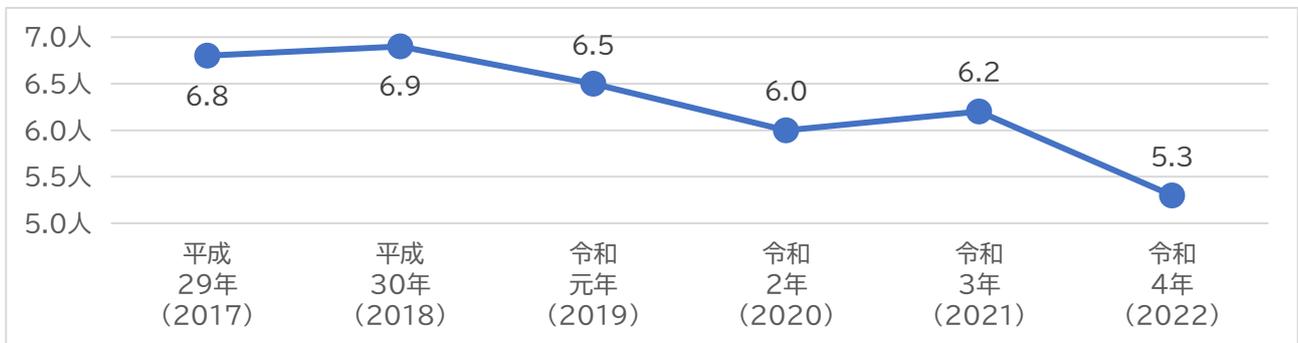
(4) こどもや子育て家庭の状況

出生率は、減少傾向で推移しており、人口 1,000 人に対する出生率は、令和 4 年で 5.3 となっています。

児童福祉施設の利用状況を見ると、近年は幼稚園・保育所ともに減少傾向にあります。その一方で、保育と教育の両機能を備えた認定こども園の園児数は年々増加しており、少子化の進行や保護者の就労形態の多様化に伴い、より柔軟に利用できるこども園へのニーズの高まりがうかがえます。

また、家庭児童相談については、指導対象実人数、回数ともに、令和元年度以降は増加傾向にあります。相談窓口の周知や保健師による巡回等により誰もが気軽に相談できる体制の整備が必要です。

【①人口 1,000 人に対する出生率の推移】



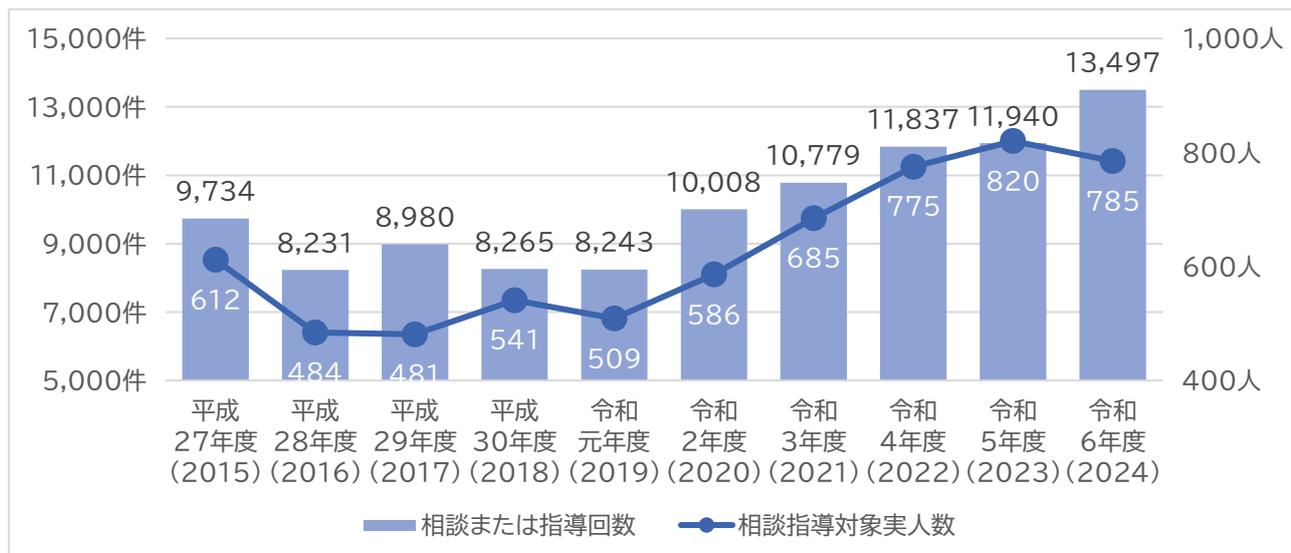
出典：静岡県人口動態統計

【②幼稚園・こども園・保育園園児数の推移】



出典：こども課 (幼稚園：5月1日現在 こども園・保育園：3月31日現在)

【③家庭児童相談または指導回数の推移】



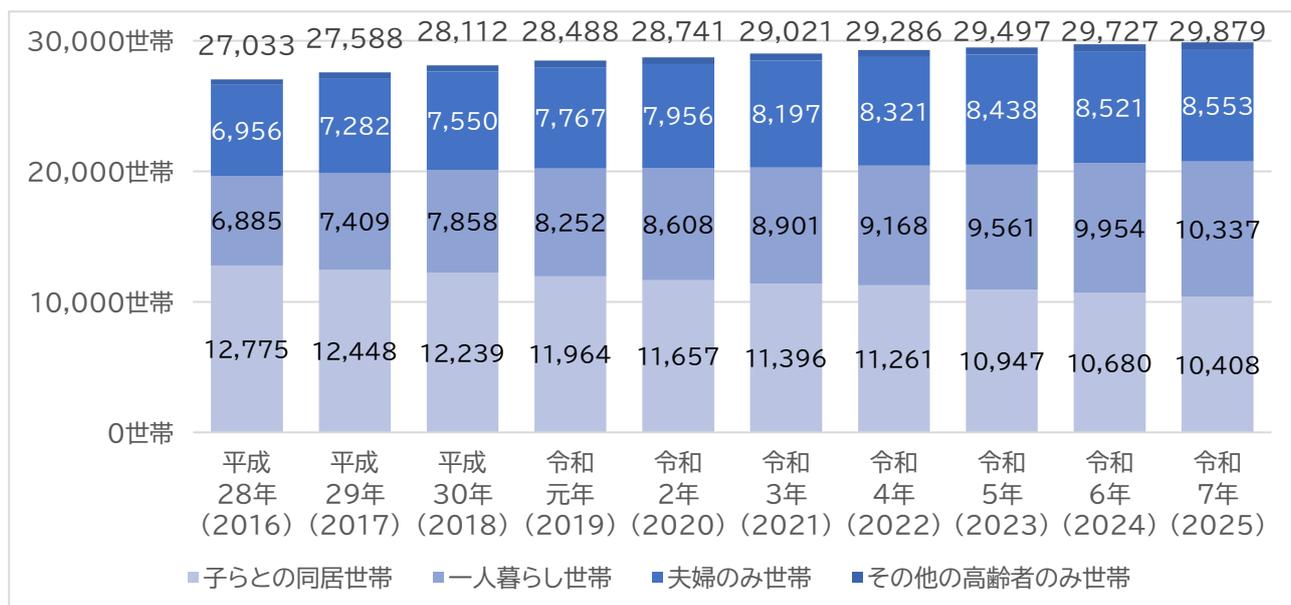
出典：こども・若者支援課（各年度末現在）

（5）高齢者の状況

世帯別にみると、一人暮らし及び夫婦のみの世帯が増加し、子らと同居している世帯が減少しています。また、要支援・要介護認定者数においても、年々増加しています。日常生活における見守りや緊急時の対応、生活支援の必要性が高まっており、介護サービスの提供体制を確保するとともに、健康づくりや介護予防の取組を通じて生涯にわたって自立した生活を継続できるよう支援する必要があります。

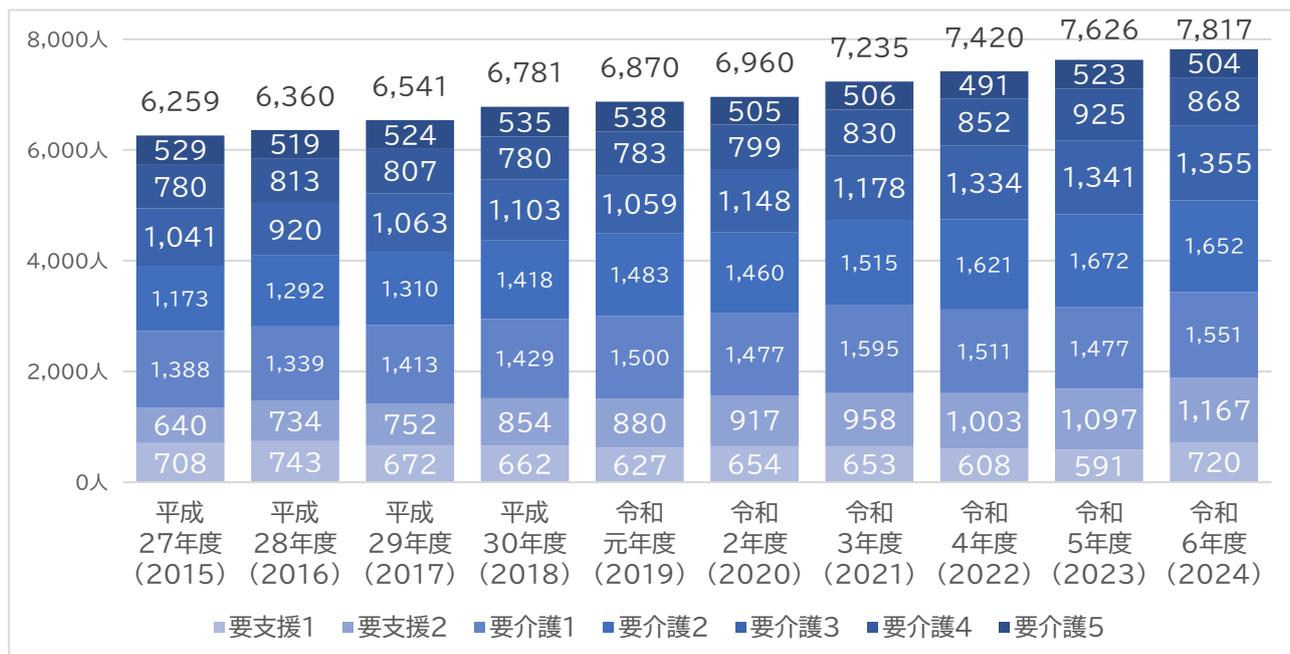
また、老人クラブの会員数は毎年減少しており、高齢者の就労機会の拡大や、地域サロンや多様な交流の場の充実など、生活様式の多様化があり、高齢者が選択する活動の場が広がっていることが考えられます。

【①世帯区分別高齢者世帯数の推移】



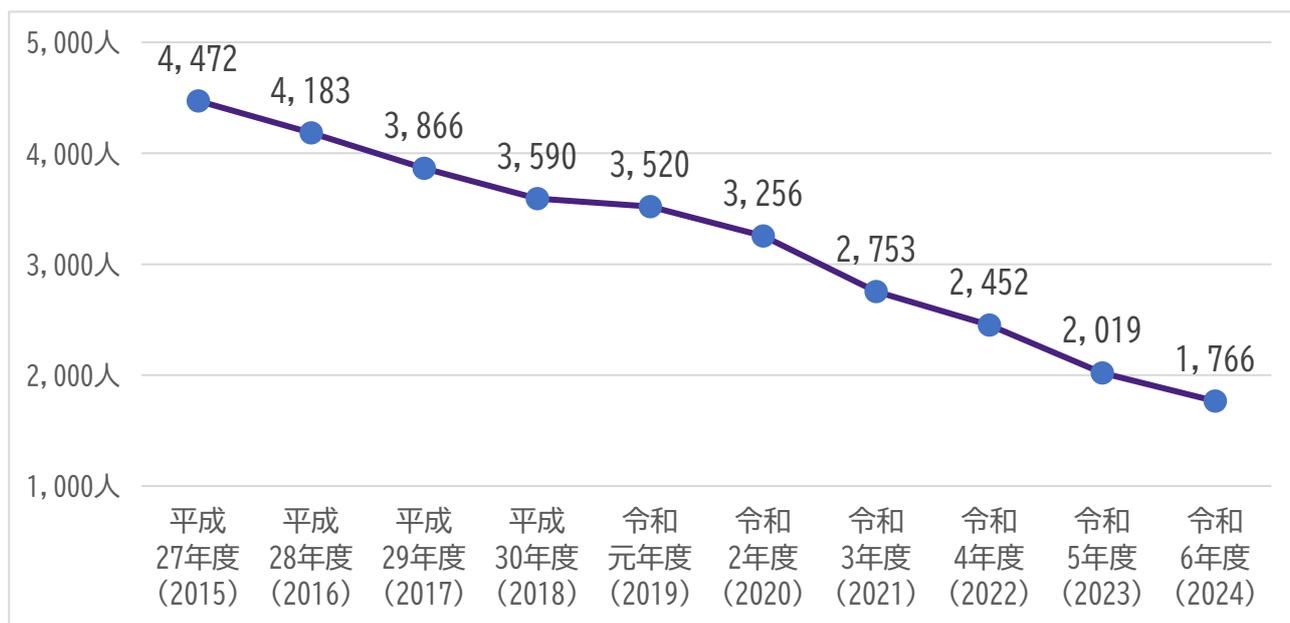
出典：地域包括ケア推進課（各年4月1日現在）

【②要支援・要介護認定者数の推移】



出典：介護福祉課（各年度末現在）

【③老人クラブ会員数の推移】



出典：地域包括ケア推進課（各年度末現在）

(6) 障害者の状況

身体障害者手帳の所持者はやや減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は、所持者数が増加しています。今後は働き手、福祉の担い手の確保のため、障害の有無にかかわらず就業や社会参加がしやすい環境を構築する必要があります。

【①障害者手帳所持者の推移】

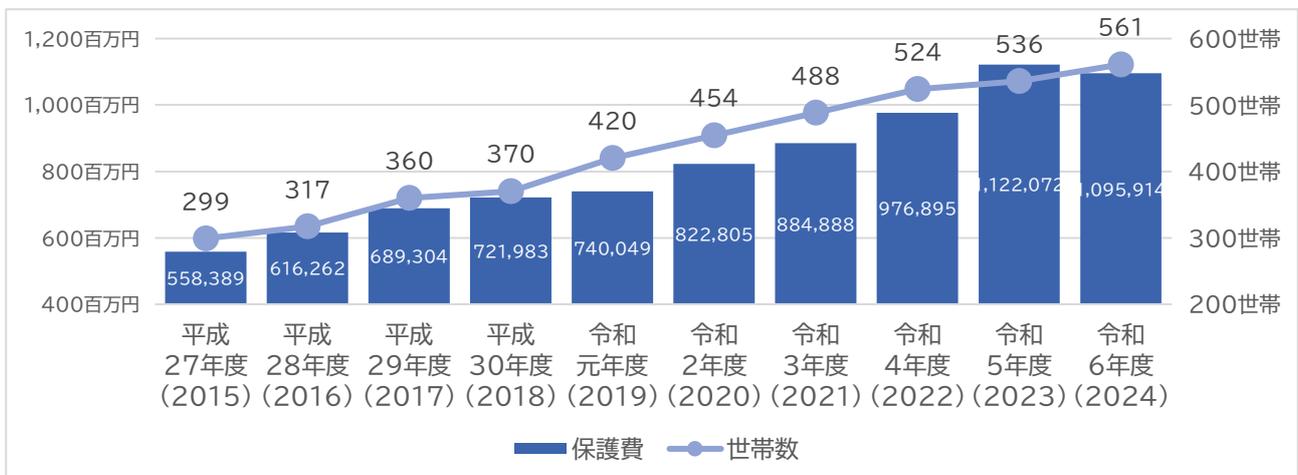


出典：障害福祉課（各年度末現在）

(7) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は増加傾向となっており、令和6年度では561世帯となっています。保護費も増加傾向にあり、令和6年度では1,095,914千円となっています。保護費の増大を未然に防ぐため、関係機関と連携しての早期発見や継続的な自立支援が必要です。

【①生活保護世帯数の推移】



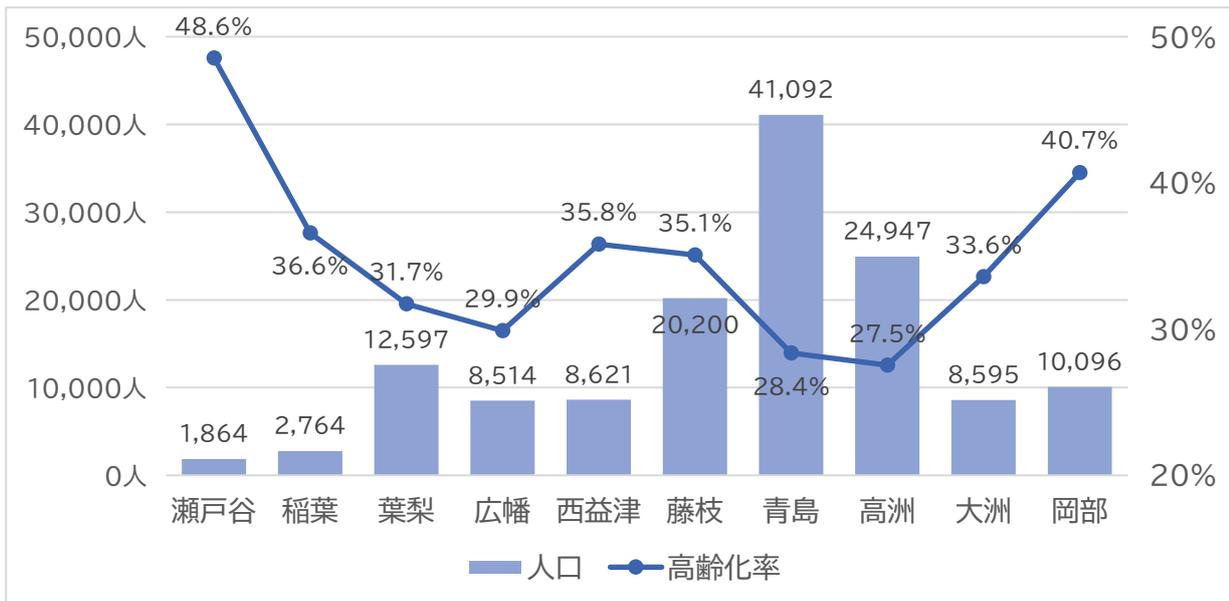
出典：福祉政策課（世帯数は各年度末現在）

(8) 地区別の状況

地区別人口をみると、総人口は青島地区が41,092人、高齢化率は瀬戸谷地区が48.6%と最も高くなっています。総人口の最も多い青島地区と最も少ない瀬戸谷地区では約22倍の差があります。また、高齢化率においては、最も高い瀬戸谷地区と最も低い高洲地区では約21ポイントの差があります。

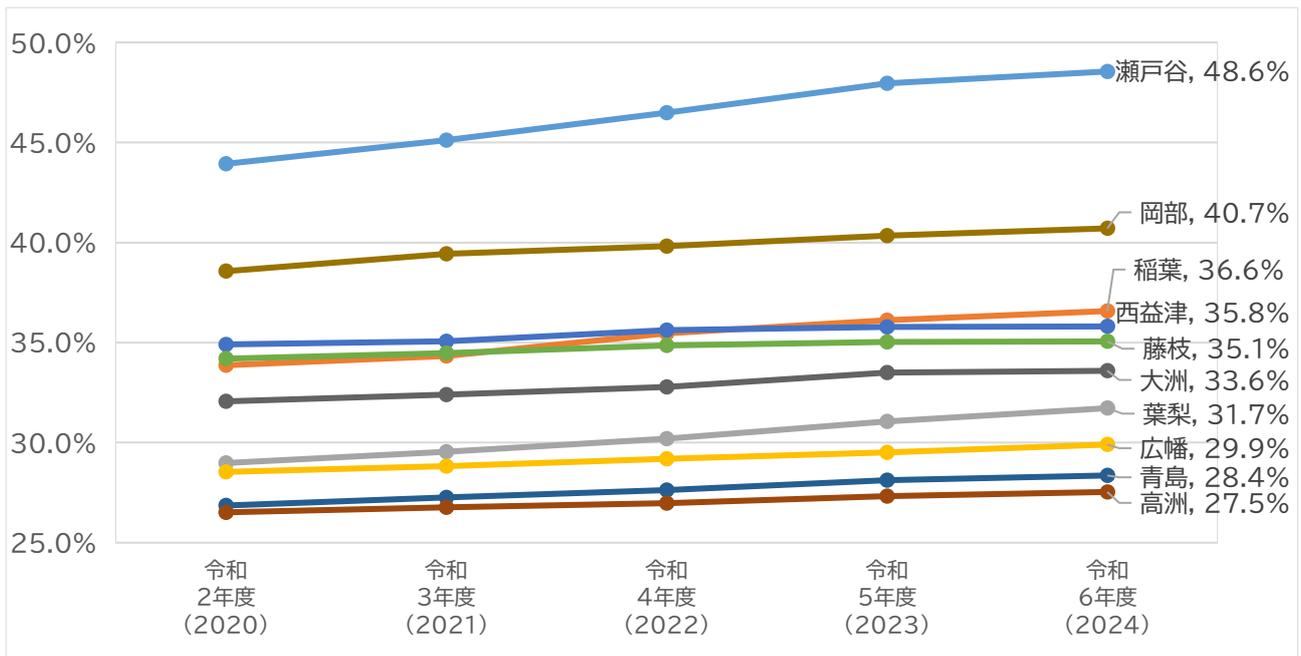
地域によって、人口規模・高齢化率に差があるため、地域の特性に応じた施策を検討する必要があります。

【①地区別人口、高齢化率】



出典：住民基本台帳（令和7年3月31日現在）

【②地区別高齢化率の推移】



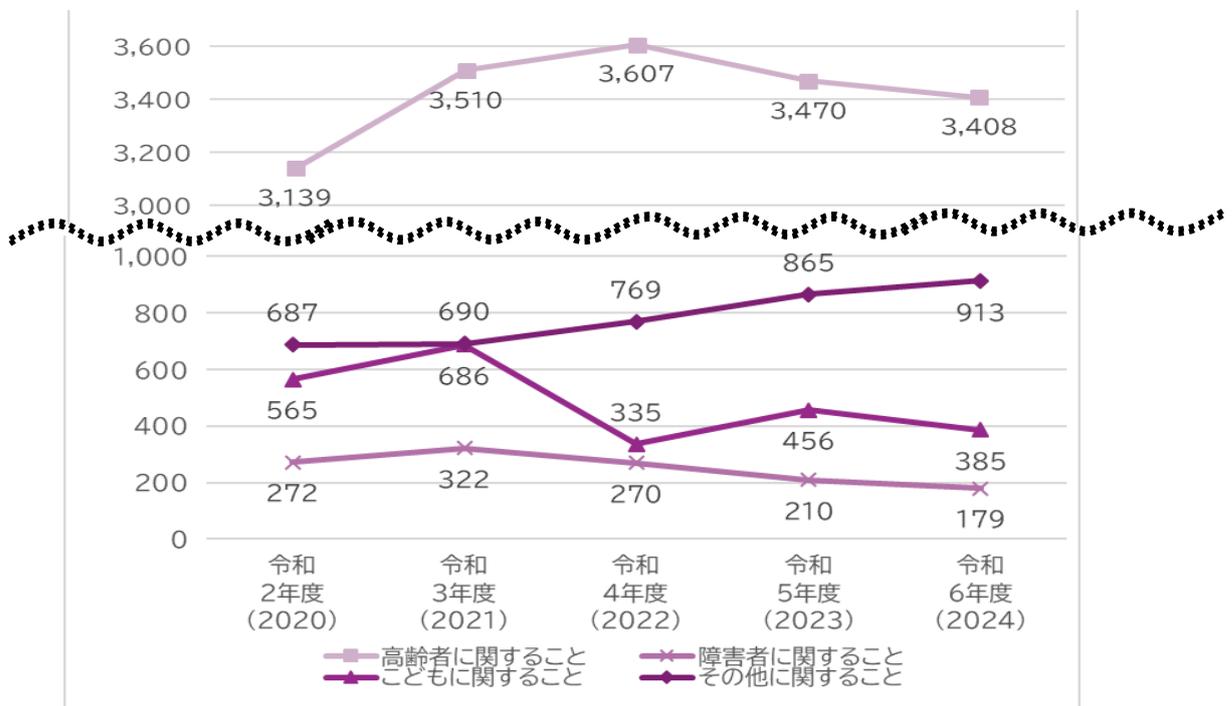
出典：住民基本台帳（各年度末現在）

(9) その他の状況

民生委員に関する相談は、多くが高齢者に関するものです。令和4年度以降、相談件数が高止まりする中、高齢者の人口は今後更なる増加が続きます。困りごとを抱える人が必要な支援やサービスを受けられるよう、地域の身近な相談窓口である民生委員による相談体制に対する支援を充実させる必要があります。

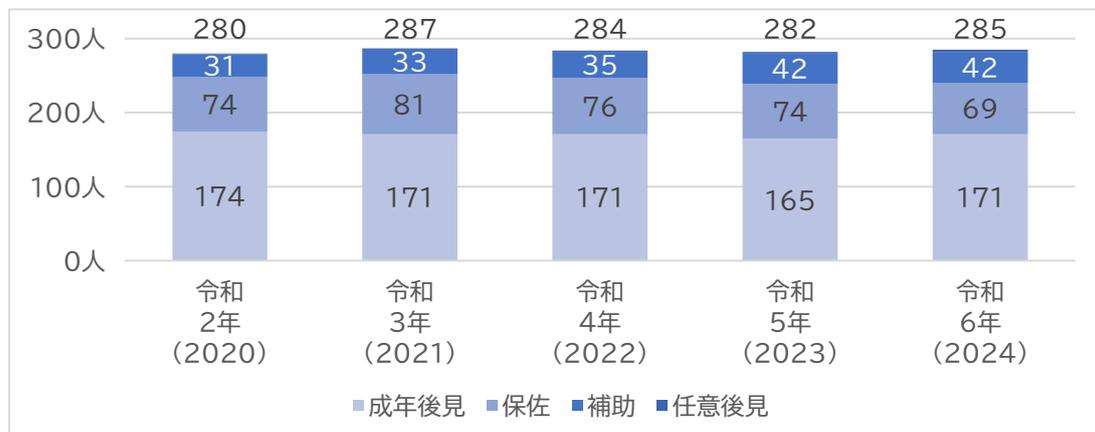
また、高齢化の進展に加えて、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加を続けていますが、成年後見制度の利用者数は伸びておらず、「制度を知らない」「ハードルが高い」等により、利用に至らないケースが多いと考えられます。制度を必要とする人の増加が見込まれるため、さらなる周知・啓発が求められます。

【①民生委員・児童委員の相談件数の推移】



出典：福祉政策課

【②成年後見制度の利用者数の推移】



出典：静岡家庭裁判所島田出張所（各年度末現在）

(10) ボランティアに関する状況

ボランティア登録団体数は、令和元年度まで増加傾向にありましたが、令和2年度以降、減少傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響や団体構成員の高齢化、更には、国の法改正に伴う高年齢者の雇用の動きなどにより、ボランティアの担い手の確保が困難になっており、従来の活動が維持しにくくなっていることが背景にあると考えられます。今後は、新規団体の立ち上げ支援や、既存団体の活動継続・活性化のための支援策を検討する必要があります。

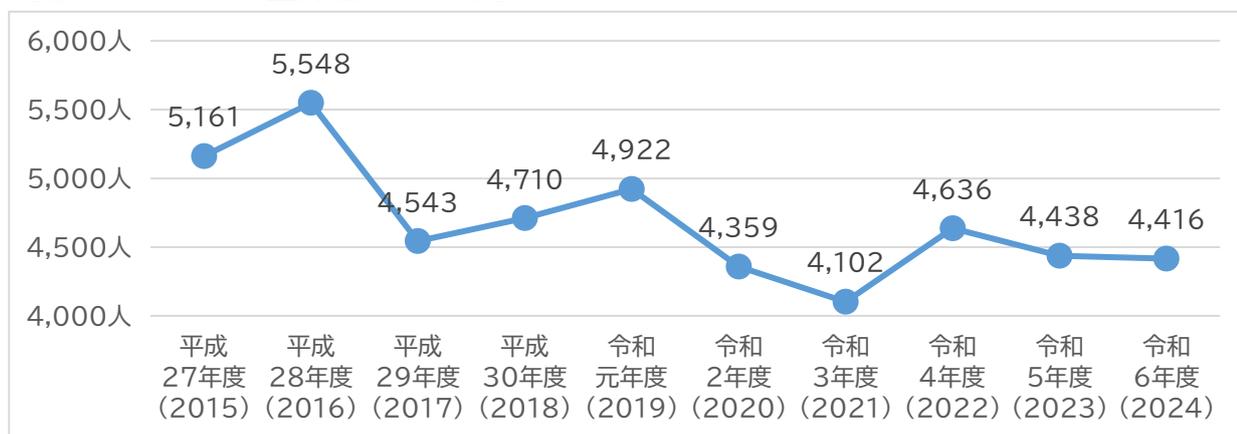
ボランティア登録者数についても、減少傾向にあります。今後は、多様な参加形態の提供、広報による登録促進など、参加しやすい環境づくりが求められます。

【①ボランティア登録団体数の推移】



出典：社会福祉協議会

【②ボランティア登録者数の推移】



出典：社会福祉協議会

2 アンケート調査

調査概要

【調査対象】

市民意識調査	藤枝市在住の市民の方から3,000人を無作為抽出
小中学生調査	藤枝市内の小学6年生、中学3年生
ボランティアグループ調査	令和6年9月時点で、市社会福祉協議会にボランティア登録、または取組状況票を提出しているグループ
福祉団体・社会福祉施設調査	藤枝市を中心に地域福祉に関する活動をしている団体及び施設

【調査方法・調査期間】

市民意識調査	郵送配布・郵送回収
小中学生調査	学校配布・オンライン回答
ボランティアグループ調査	郵送配布・郵送回収
福祉団体・社会福祉施設調査	郵送配布・郵送回収

【調査期間】

市民意識調査	令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）
小中学生調査	令和6年10月10日（木）～令和6年10月31日（木）
ボランティアグループ調査	令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）
福祉団体・社会福祉施設調査	令和6年10月15日（火）～令和6年10月31日（木）

【回収状況】

	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
市民意識調査	3,000票	1,188票	1,185票	39.5%
小中学生調査	720票	661票	661票	91.8%
ボランティアグループ調査	200票	140票	139票	69.5%
福祉団体・社会福祉施設調査	50票	33票	33票	66.0%

【グラフをみる際の注意点】

- (1) 基数となるべき実数は調査数nとして記載しています。
- (2) 比率はすべて百分率で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しています。
そのため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- (3) 一部のグラフにおいて、回答者が少ない項目は数値の掲載を省略しています。
- (4) 複数回答可能な設問の場合、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- (5) 団体については、回答を団体数（団体）で示しています。
- (6) 施設については、回答をカ所数（カ所）で示しています。

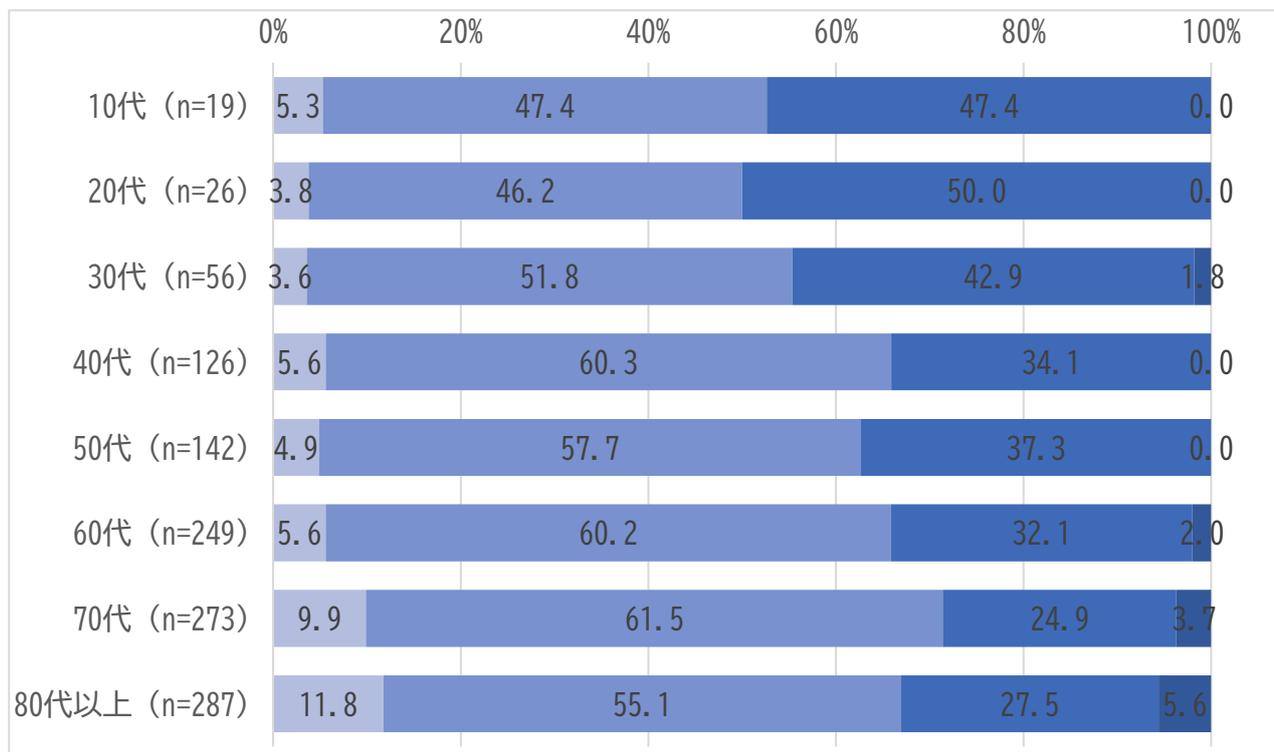
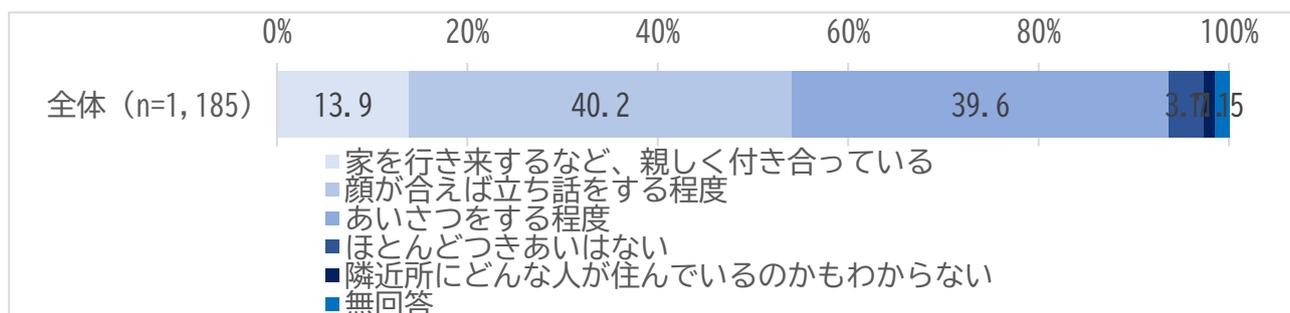
(1) 地域のつながりの「再構築」と住民同士の助け合いの「促進」

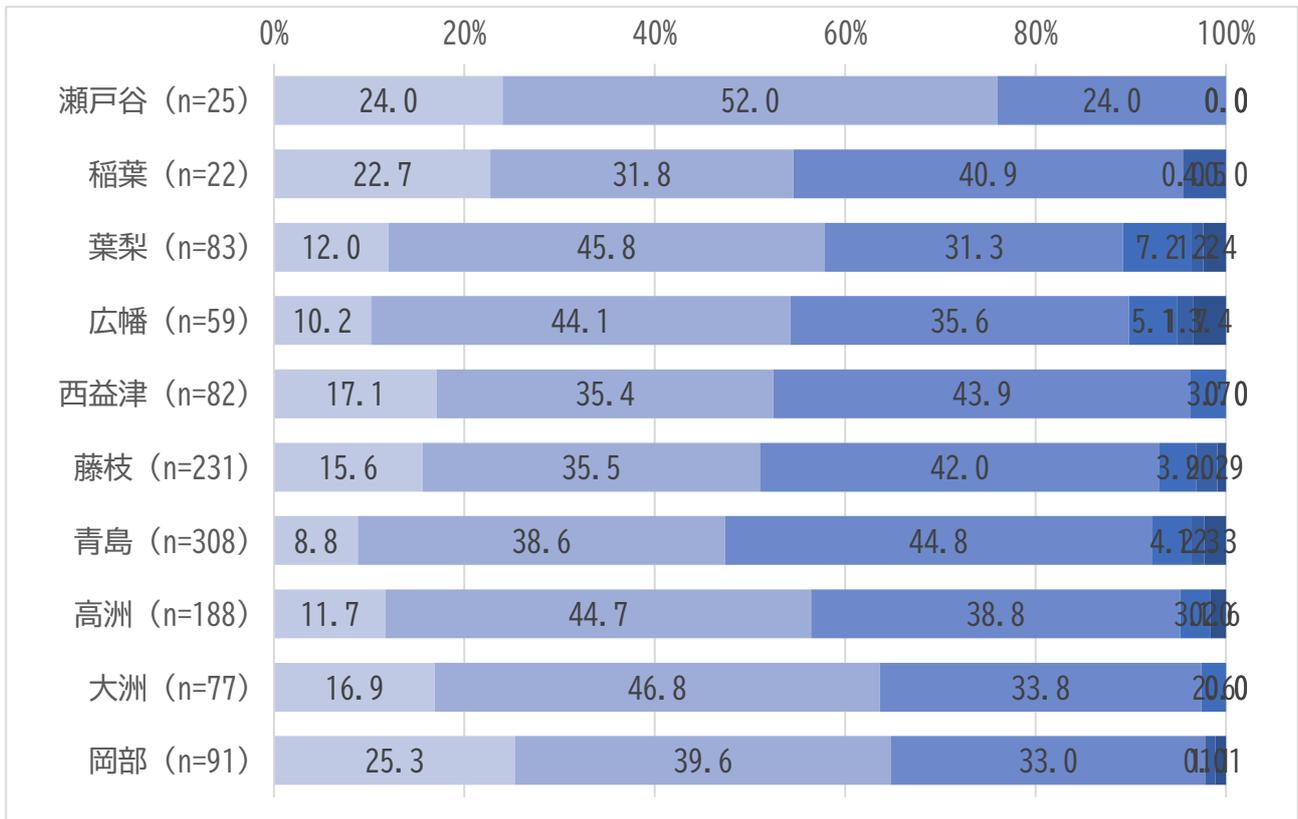
(1)-①すべての世代が交流し、互いに支え合える地域づくりが必要

市民意識調査では、近所付き合いについて「家を行き来するなど、親しくつきあっている」「顔が合えば立ち話をする程度」が、前回調査（全体の46.6%）から増加し、全体の54.1%となっています。

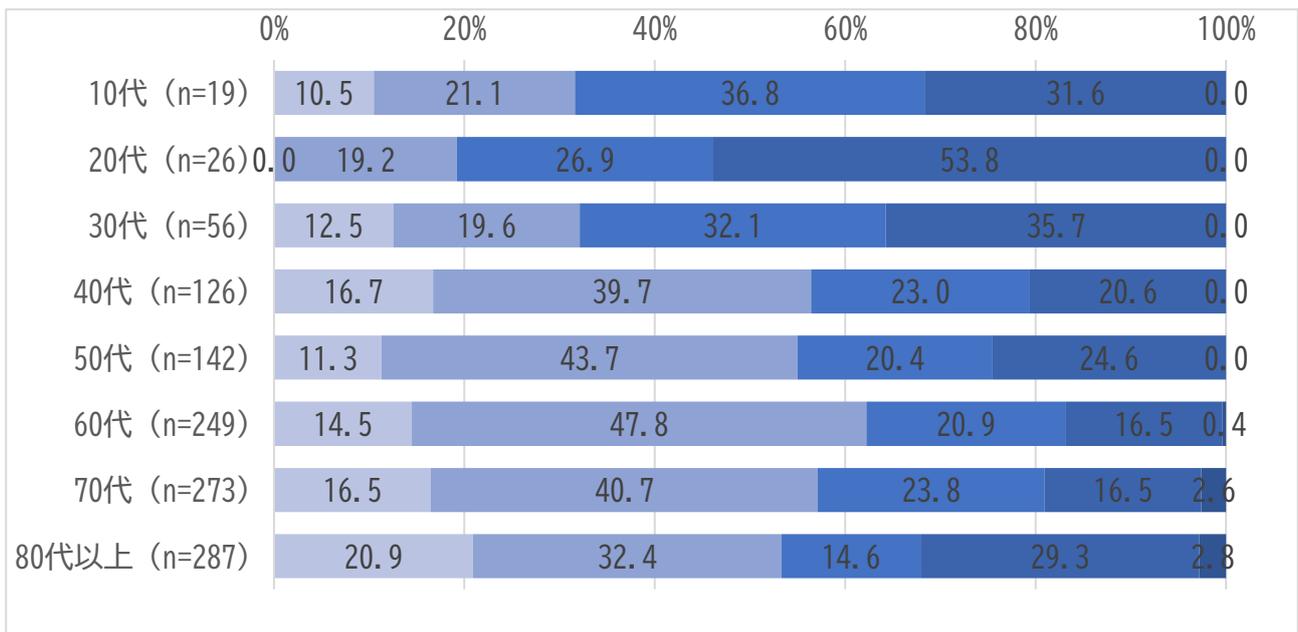
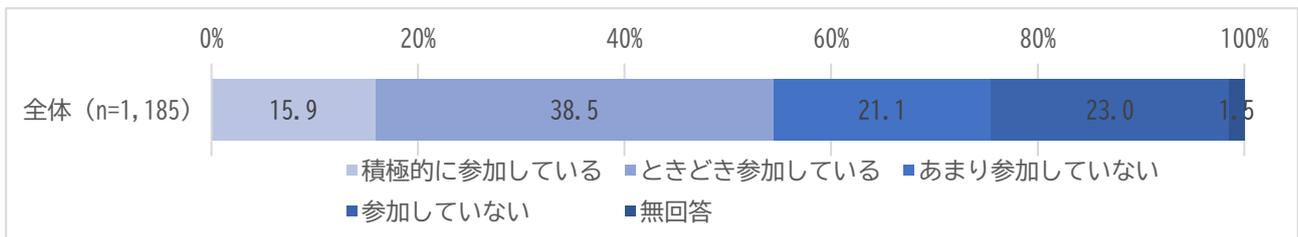
一方、地域活動への参加頻度については、「積極的に参加している」が15.9%、「ときどき参加している」が38.5%、「あまり参加していない」が21.1%、「参加していない」が23.0%となっています。各項目とも、前回調査と横ばいになっています。

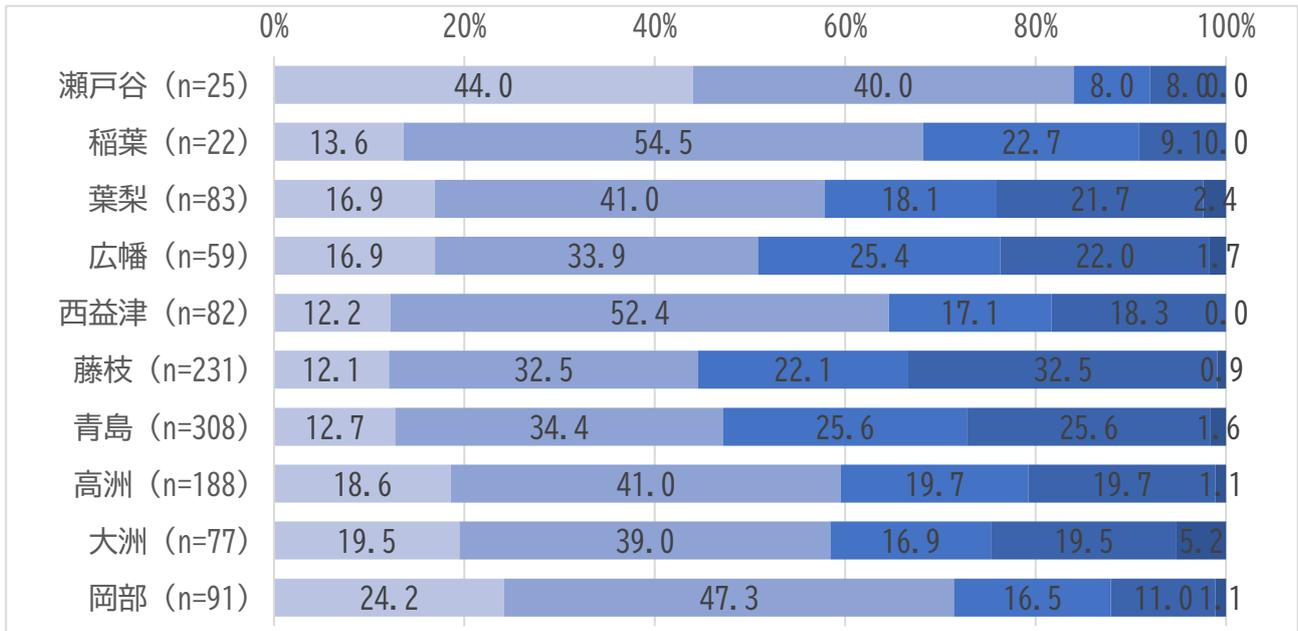
■市民意識調査『近隣住民との付き合いの程度』





■市民意識調査『地域活動の参加頻度』





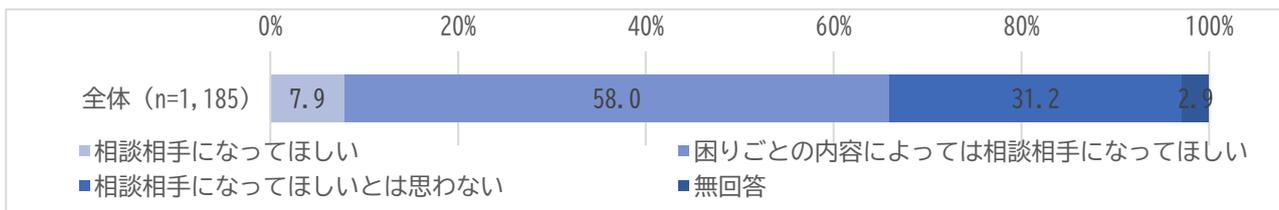
(1)-②日常的な関係性の中で、住民同士が助け合う地域づくりの促進が必要

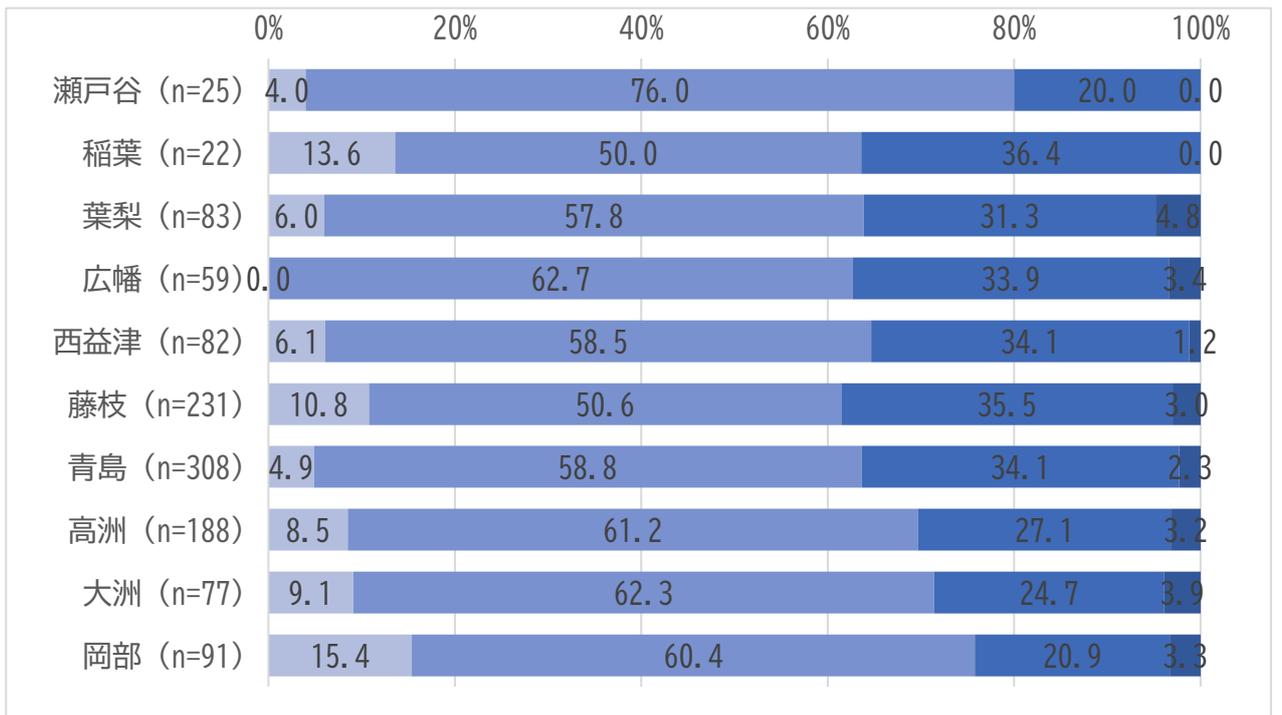
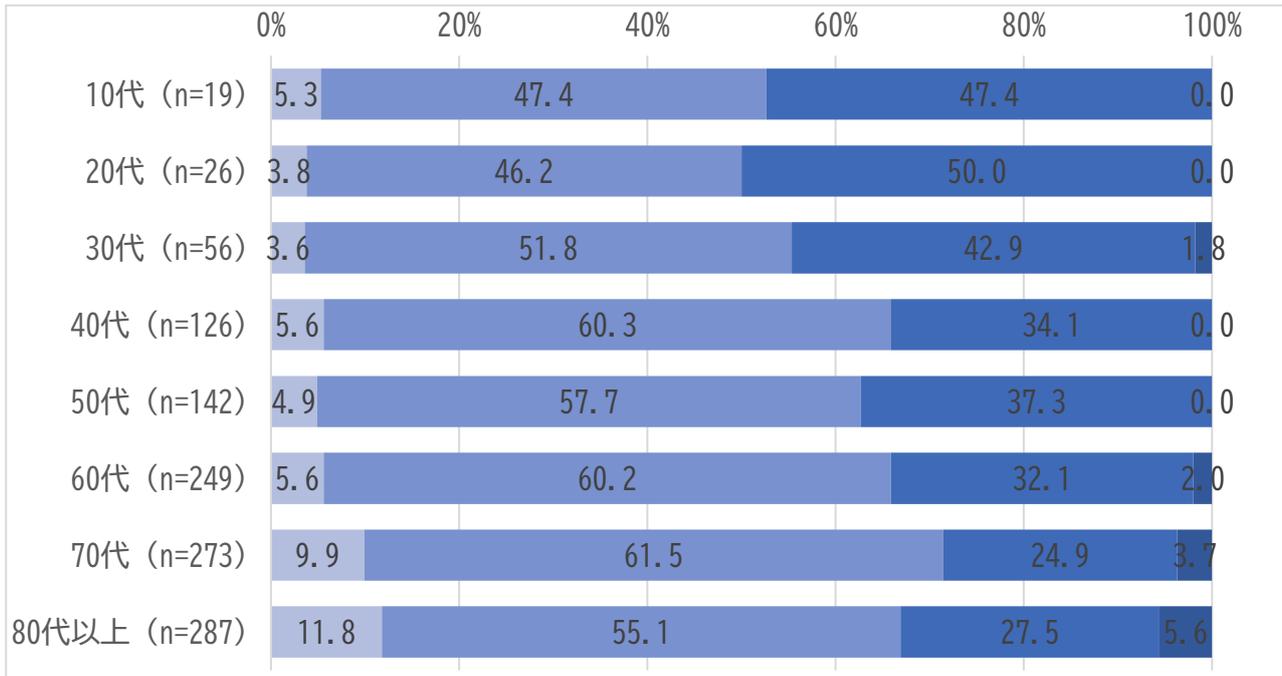
「困りごとがあったとき近所の方々に相談相手になってほしいか」については、「相談相手になってほしい」が7.9%にとどまり、「困りごとの内容によっては相談相手になってほしい」が58.0%、「相談相手になってほしいとは思わない」が31.2%と、相談に対する心理的なハードルが一定程度あることがうかがえます。

「困りごとを近所の人に相談しない理由」については、「相談しても解決しないと思うから」が40.3%と最も多く、次いで「悩みや不安を知られたくないから」が34.1%、「適切な相談相手がないから」が33.5%などとなっています。

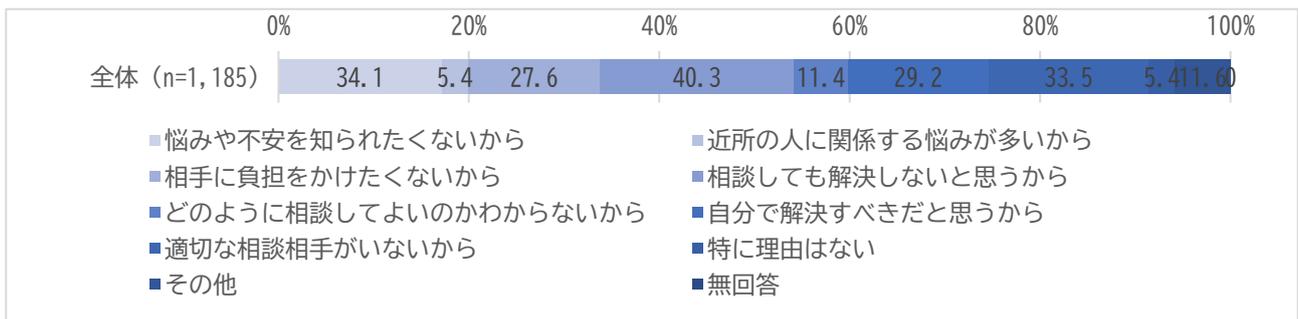
一方で、「地域の中での助け合いや支え合い」については、「必要だと思う」が68.9%（前回69.0%）となっています。「地域の役割に期待すること」については、「自然災害（地震・台風）が起きたときの協力体制」が80.6%（前回80.7%）と最も多く、次いで「防災・防犯などの協力体制」が73.5%（前回61.8%）となっています。

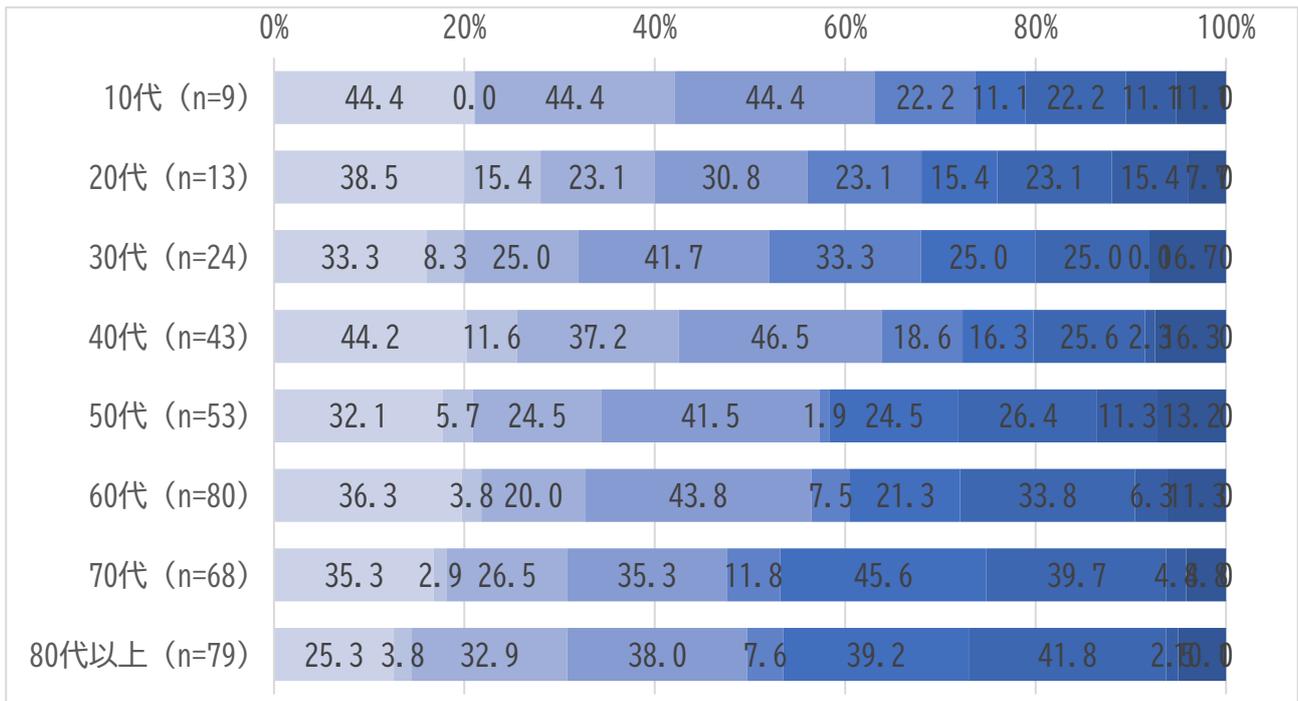
■市民意識調査『近隣住民に困りごとを相談するか』





■市民意識調査『近隣住民に困りごとを相談しない理由』

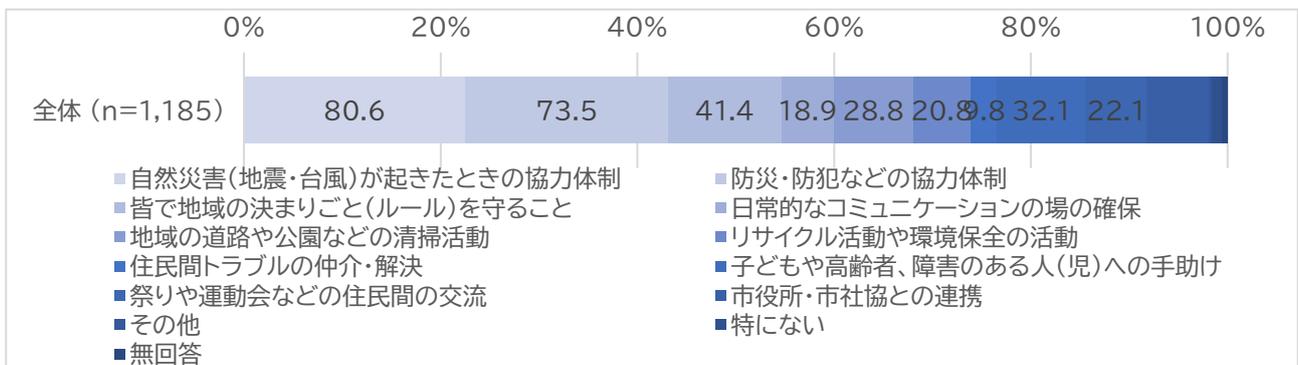




■市民意識調査『住民相互の自主的な地域の中での助け合いや支え合いの必要性』



■市民意識調査『地域の役割に期待すること』

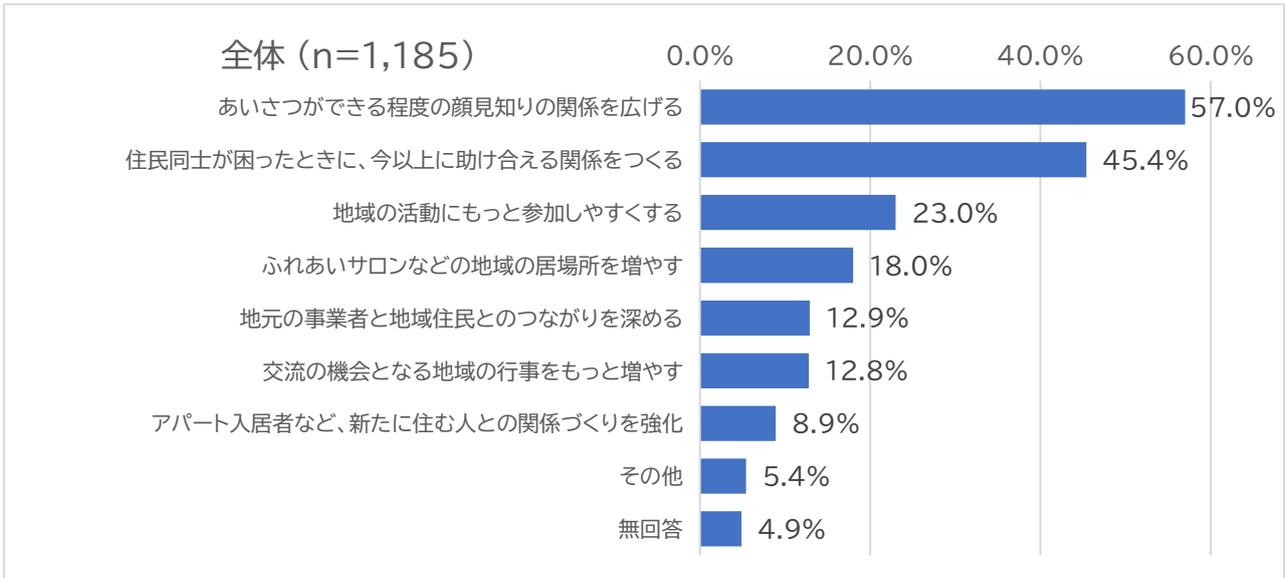


(2) 地域の見守りの「充実」と情報提供体制の「強化」

(2)-①地域における見守り体制の強化と役割の明確化が必要

「地域活動をさらに活発にするために必要なこと」については、「あいさつができる程度の顔見知りの関係を広げる」が57.0%と最も多く、次いで「住民同士が困ったときに、今以上に助け合える関係をつくる」が45.4%、「地域の自治会や子ども会、老人クラブなどの活動にもっと参加しやすくする」が23.0%などとなっています。

■市民意識調査『地域活動をさらに活発にするために必要なこと』



(2)-②必要な情報を誰もが入手できる情報提供体制の強化が必要

市民意識調査では「悩みや困りごとを相談しない理由」として「相手相談場所がわからない」が20.9%、「相談の仕方がわからない」が22.4%となっています。

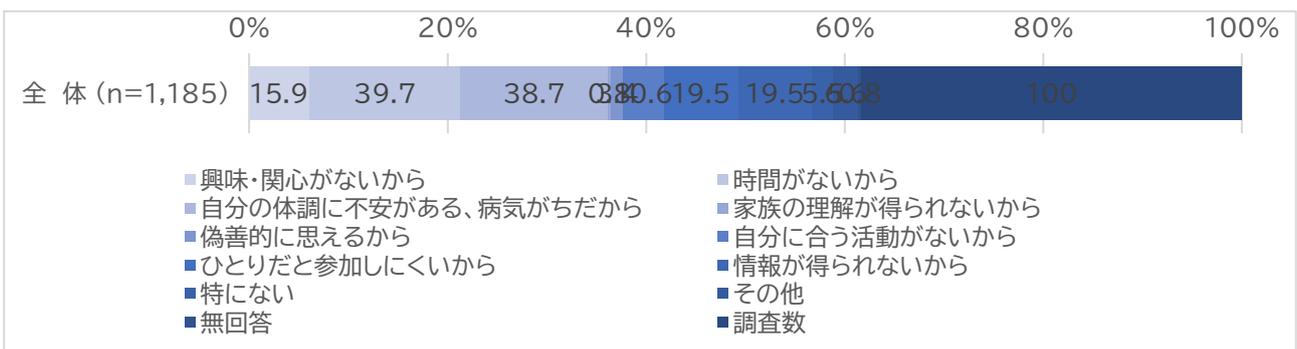
また「ボランティア活動に参加しない理由」のうち「情報が得られないから」が19.5%であり、20代～60代においては20%を超えています。ボランティアグループに対する調査では、活動の周知や広報の手法として、「地区社協だよりに掲載」が29施設と最も多く、「自分たちの会報や広報誌の発行、ホームページの開設」が27施設、「市社協の社協だよりやホームページに掲載」が25施設となっています。また、「周知や広報はしていない」は30施設となっています。

福祉団体・施設に対する調査では「活動における課題」としては、「情報発信の場や機会が乏しい」という回答はありませんでしたが、「市・社協に望むこと」として「団体や活動に関するPR」の回答があったのは13カ所となっています。

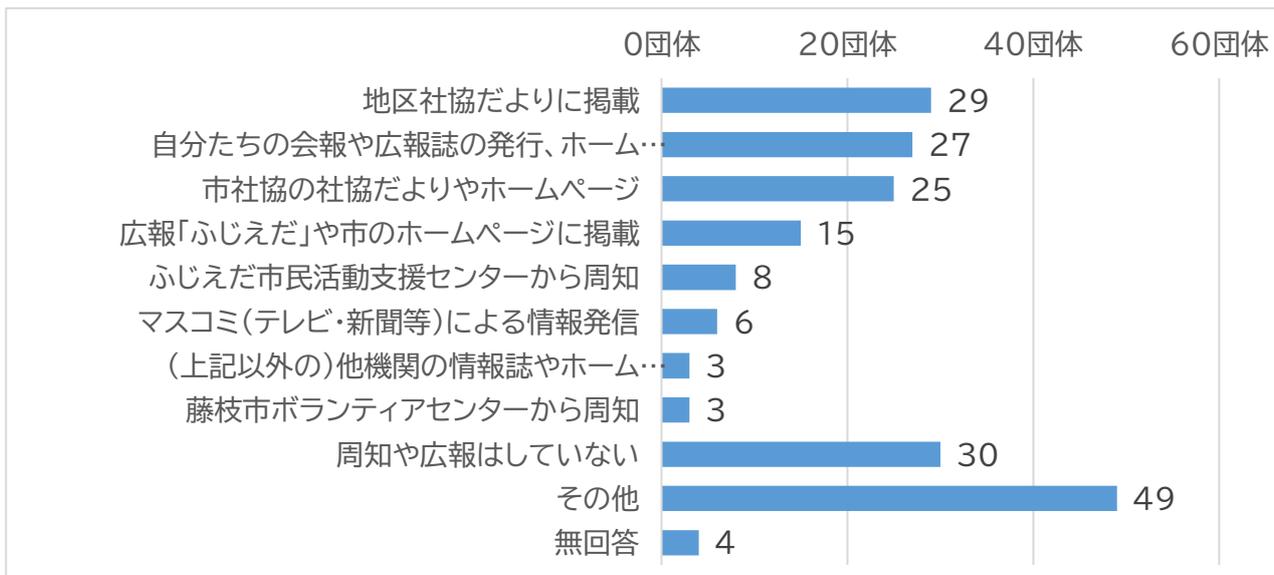
■市民意識調査 悩みや困りごとを相談しない理由



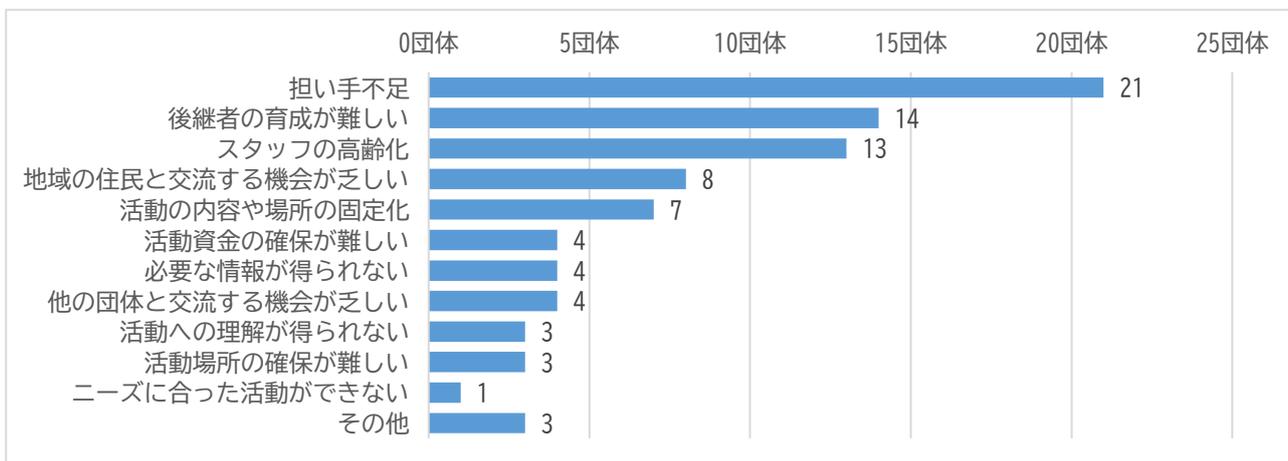
■市民意識調査 ボランティア活動に参加しない理由



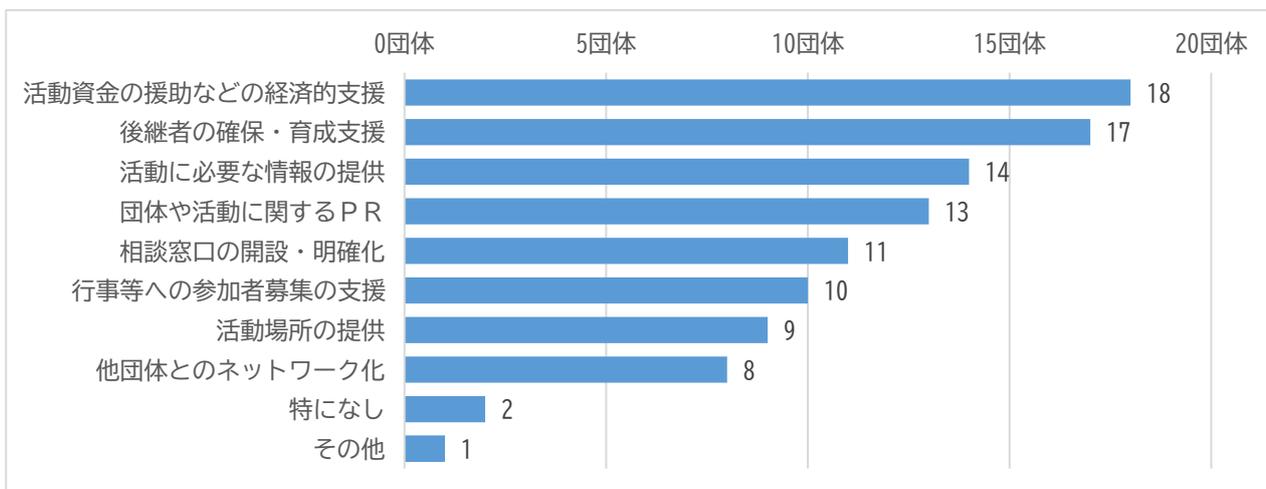
■ボランティアグループ調査 活動の周知や広報の手法



■福祉団体・施設に対する調査 「活動における課題」



■福祉団体・施設調査 活動を継続していく上で、市・市社協に望むこと

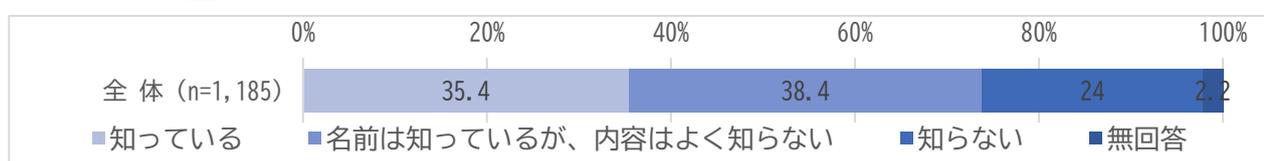


(2)-③成年後見制度に対する理解の促進

「成年後見制度の認知度」については、「知っている」が35.4%、「名前は知っているが、内容はよく知らない」が38.4%、「知らない」が24.0%となっています。「制度の利用希望」については、「利用したい」が19.2%、「利用しない」が30.2%、「わからない」が47.4%となっています。

「利用したい目的」については、「財産・不動産の処分、相続手続きの手伝い」が74.1%と最も多く、次いで「預貯金・口座等の管理や支払い」が67.5%、「施設入所・入院手続き」が66.2%などとなっています。利用しない理由(30-2)については、「家族に任せるので必要ないから」が81.3%と最も多く、次いで「誰が後見人になるかわからないから」が15.6%、「他人を信用できないから」が12.8%などとなっています。一方、日常生活で困ったり不安に感じたりすることについて「将来は不安」と回答したのは「経済的なこと」では55.5%、「老後の生活に関すること」では66.0%、「孤独、孤立に関すること」は43.0%です。

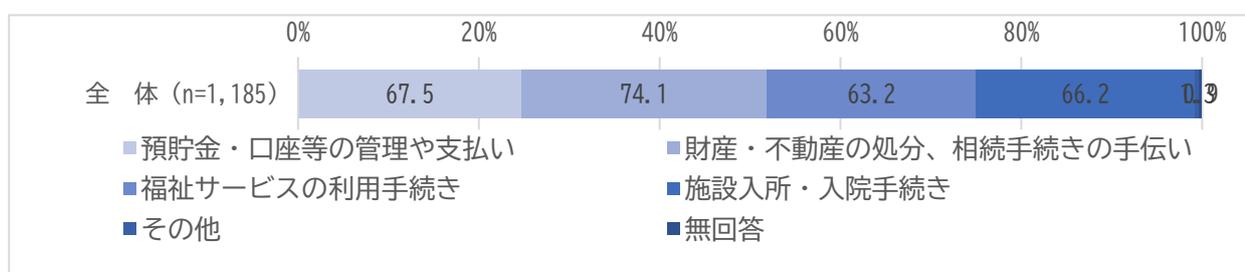
■市民意識調査 成年後見制度の認知度



■市民意識調査 成年後見制度の利用希望



■市民意識調査 成年後見制度を利用したい目的



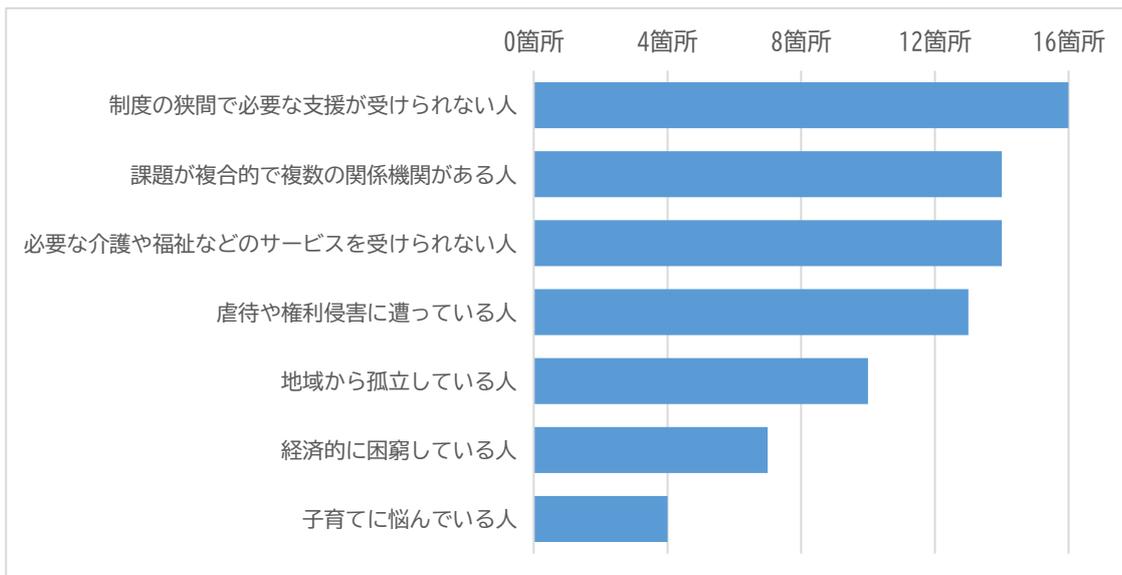
(3)福祉サービスの「充実」と多機関協働による支援体制の「構築」

(3)-①複合的課題への包括的な支援の充実が必要

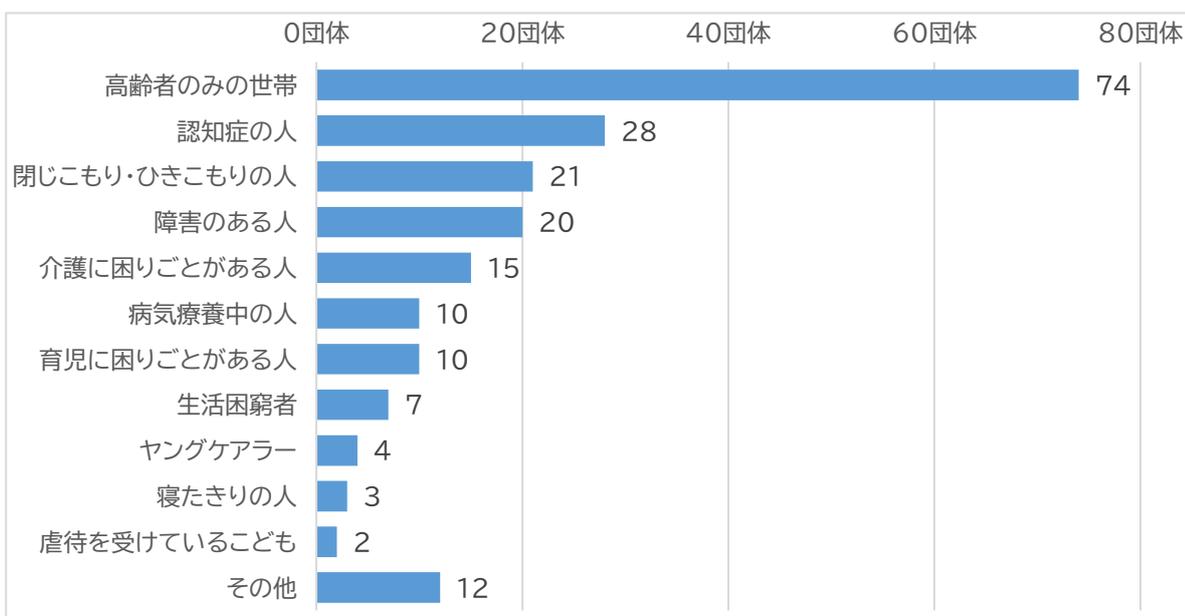
福祉団体・施設に対する調査において「課題を持つ人への対応の有無や困難を感じた経験」については、「対応し困難を感じている」と回答があったのは「①制度の狭間で必要な支援が受けられない人」が16カ所「②課題が複合的で複数の関係機関がある人」と「③必要な介護や福祉などのサービスを受けられない人が14カ所、となっています。

ボランティアグループに対する調査では「活動を通じて接する地域で支援を必要とする方」については、「高齢者のみの世帯」が74団体と最も多く、次いで「認知症の人」が28団体、「閉じこもり・ひきこもりの人」が21団体などとなっています。

■福祉団体・施設『接する人のうち、課題を持ち、困難を感じている人』



■ボランティアグループ調査『接する人のうち、課題を持ち、困難を感じている人』

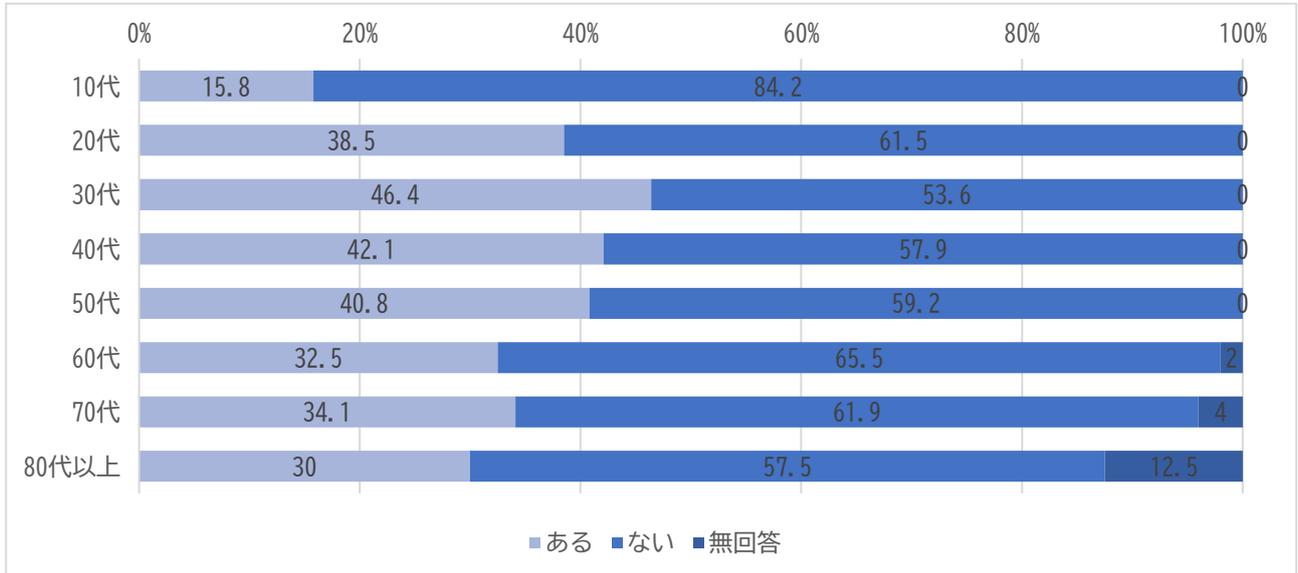
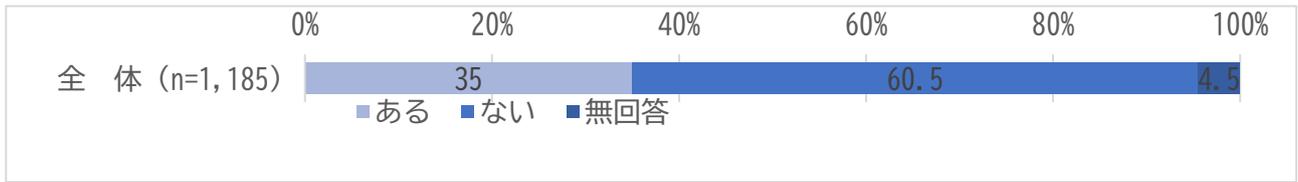


(3)-②福祉サービスの充実と、多機関協働による包括的な支援が必要

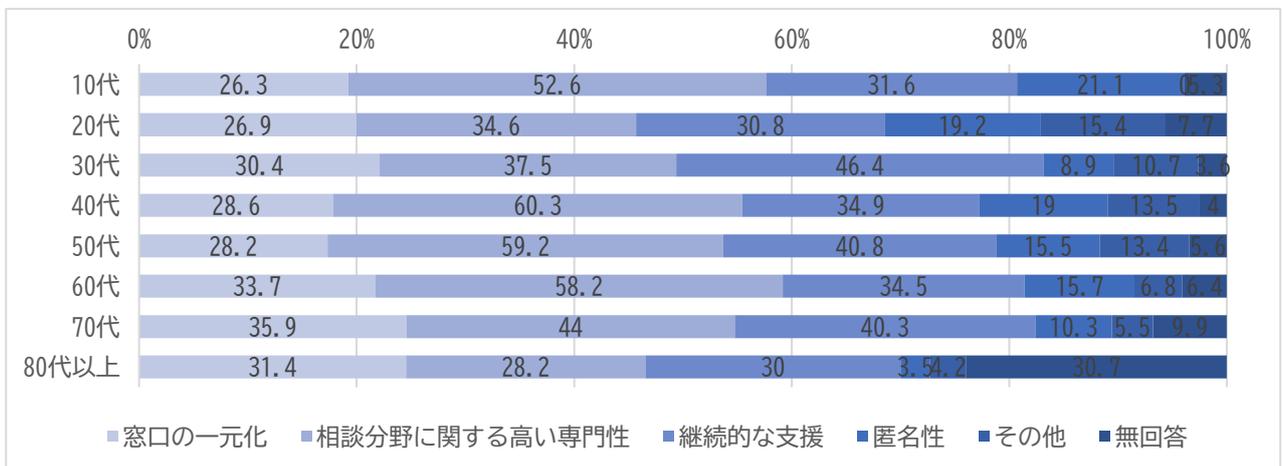
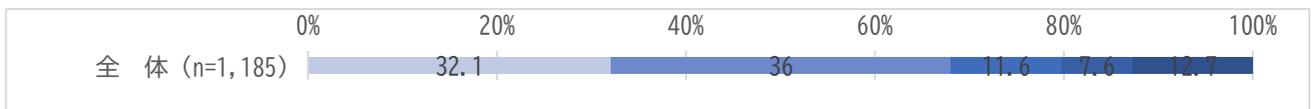
市民意識調査では「市役所に相談したいことがあるとき、どの窓口に行けばよいか迷った経験」については「ある」が35.0%、「ない」が60.5%となっています。「迷った理由」については、「どの課（窓口）に行けばよいかわからないから」が88.9%と最も多く、次いで「複数の分野にまたがる課題で多課が関係するから」が17.1%などとなっています。

市役所の各相談窓口に期待することについては、「相談分野に関する高い専門性」が46.2%と最も多く、次いで「継続的な支援」が36.0%、「窓口の一元化」が32.1%などとなっています。

■市民意識調査 市役所に相談したいことがあるとき、どの窓口に行けばよいか迷った経験



■市民意識調査 市役所の各相談窓口に期待すること

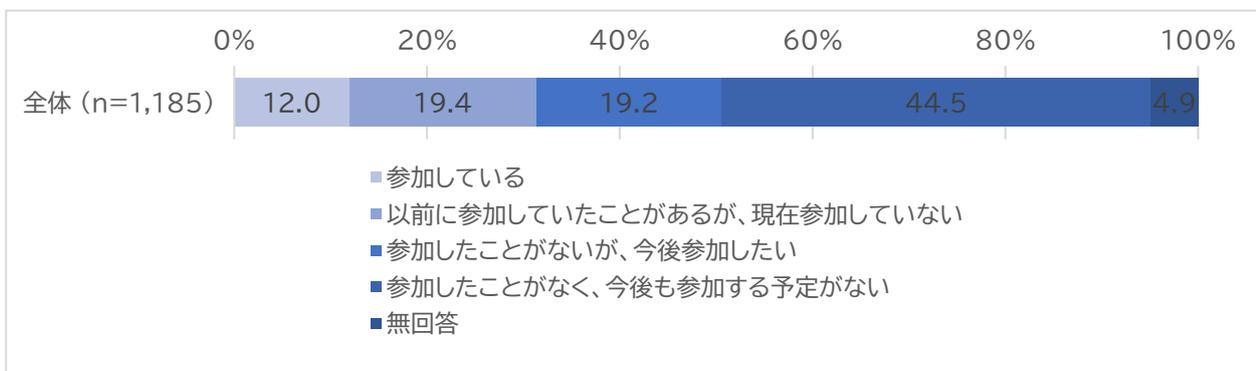


(4)多様な担い手の「確保・参画の促進」と人材育成・継続支援の「体系化・活性化」

(4)-①多様な人材の参画を促進する仕組みの整備が必要

市民意識調査では「ボランティア活動への参加経験の有無」については、「参加している」が12.0%、「以前に参加していたことがあるが、現在参加していない」が19.4%、「参加したことがないが、今後参加したい」が19.2%、「参加したことがなく、今後も参加する予定がない」が44.5%となっています。「ボランティア活動に参加しない理由」については、「時間がないから」が39.7%と最も多く、次いで「自分の体調に不安がある、病気がちだから」が38.7%、「ひとりだと参加しにくいから」、「情報が得られないから」が19.5%となっています。

■市民意識調査 ボランティア活動への参加経験の有無

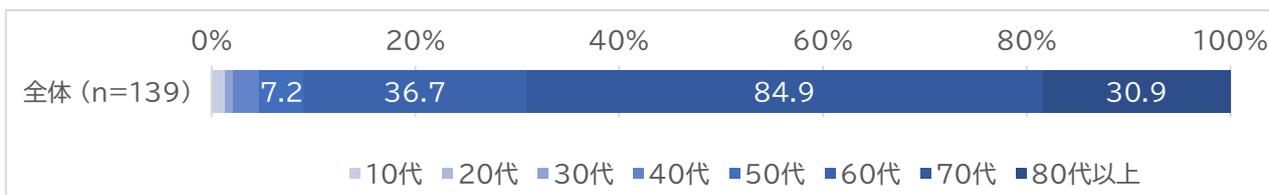


(4)-②継続的な学びと支援体制の充実が必要

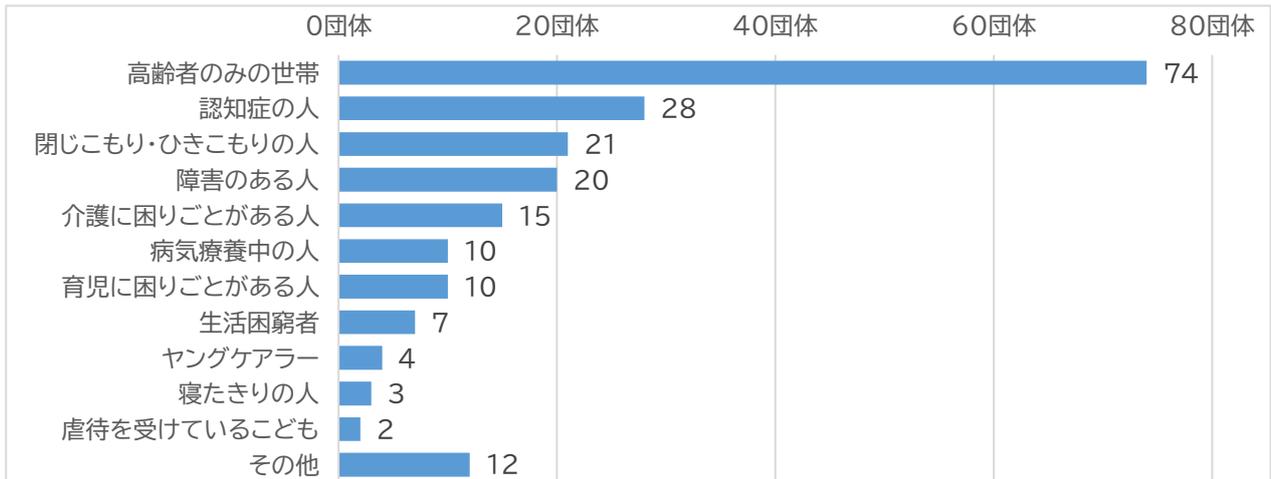
ボランティアグループへの調査では、「構成メンバーに多い年代」については、「70代」が84.9%と最も多く、次いで「60代」が36.7%、「80代以上」が30.9%などとなっています。また、「活動する上での困りごと」としては「ボランティアの高齢化」が71.2%と最も多く、次いで「ボランティアの確保が困難（担い手不足）」が51.8%、「リーダーが育たない」、「活動資金が足りない」が18.0%などとなっています。

同様に、福祉団体・施設への調査では「活動する上での課題・困りごと」については、「担い手不足」が21カ所と最も多く、次いで「後継者の育成が難しい」が14カ所、「スタッフの高齢化」が13カ所などとなっています。活動を継続していく上で「市・市社協に望むこと」については、「活動資金の援助などの経済的支援」が18カ所と最も多く、次いで「後継者の確保・育成支援」が17カ所、「活動に必要な情報の提供」が14カ所などとなっています。

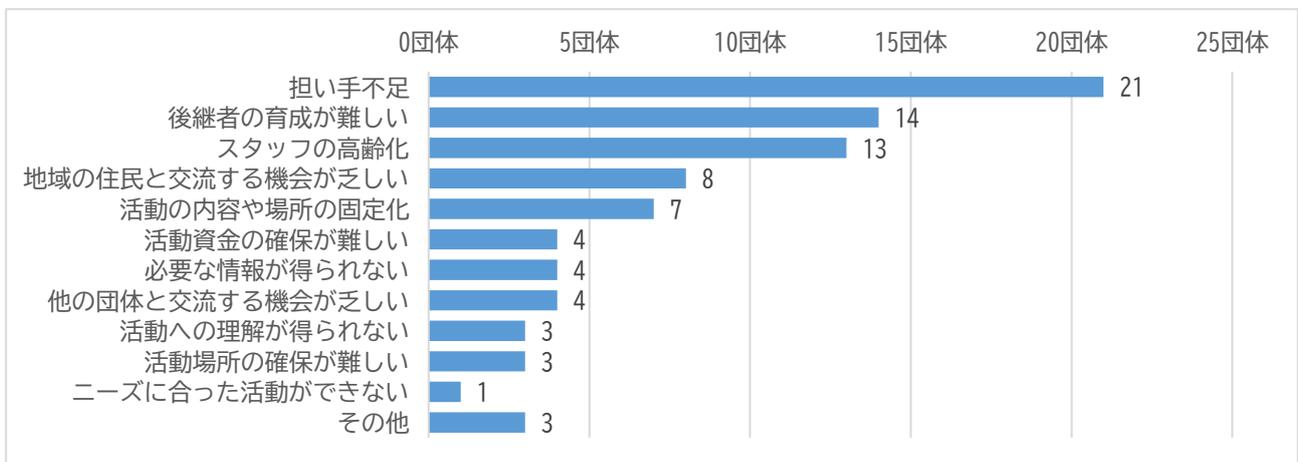
■ボランティアグループ調査 構成メンバーに多い年代



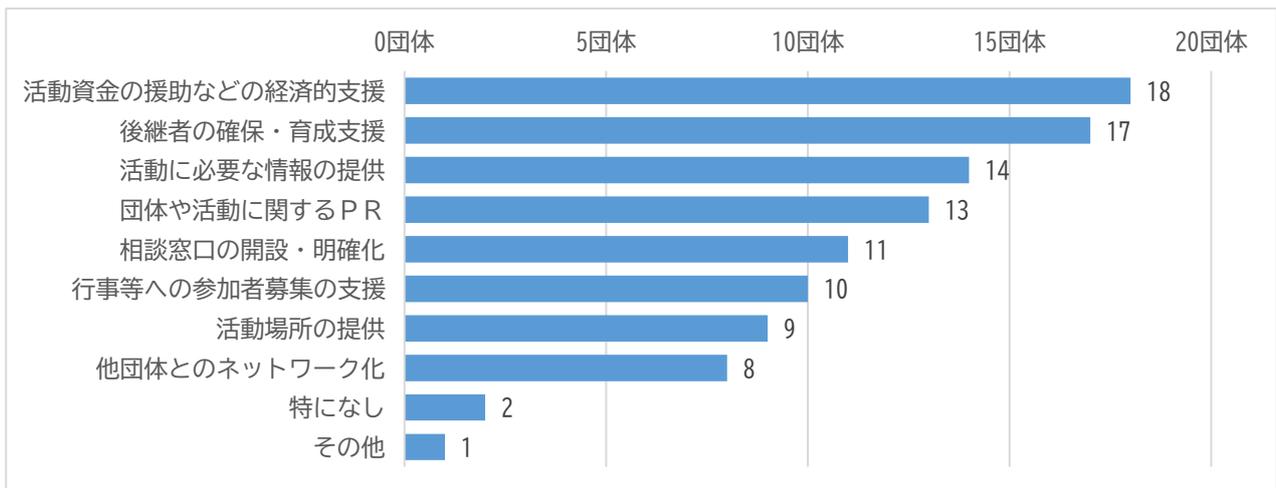
■ボランティアグループ調査 活動する上での困りごと



■福祉団体・施設調査 活動する上での課題・困りごと



■福祉団体・施設調査 活動を継続していく上で、市・市社協に望むこと



3 前計画の検証

地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進にあたっては、基本目標ごとに数値目標を設定し、計画の進捗管理と評価を実施しています。第5次計画で定めた数値目標とその達成状況は以下のとおりです。

基本目標1 交流とつながりを深める地域づくり

1 地域共生の意識づくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No.1	地域活動に参加したことがある市民の割合(%)	目標値	—	—	90%
		実績値	—	—	75.5%
		達成率	—	—	84.4%
No.2	住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合(%)	目標値	—	—	85%
		実績値	—	—	68.9%
		達成率	—	—	81.2%
No.3	市ホームページ閲覧ページ数(件)	目標値	4,630,000	4,715,000	4,715,000
		実績値	6,985,955	5,749,489	5,022,668
		達成率	150.9%	121.9%	106.5%
2 ふれあいを深める地域づくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No.4	ふれあいサロン参加者数(人)	目標値	21,400	22,000	22,000
		実績値	19,188	19,225	19,532
		達成率	89.7%	87.4%	88.8%
No.5	学校サポーターズクラブ活動回数(回)	目標値	881	908	935
		実績値	542	621	720
		達成率	61.5%	68.4%	77.0%

数値からみえる評価

地域活動に参加したことがある市民の割合及び住民相互の協力関係が必要だと思う市民の割合は、第6次計画策定の前年に実施した市民意識調査によると、新型コロナ禍の令和2年度の調査とほぼ同水準にとどまり、特に10・20代が他の年代と比較して低い結果となっていることから、若年層における地域への関心や参加意識の希薄さがうかがえる結果となりました。

市民一人ひとりの意識の醸成と、地域のつながりの強化に向けて、若年層を始めとする幅広い世代が地域に関心を持ち、主体的に関わることができるような施策の展開が求められます。

基本目標2 安心して地域で暮らせるまちづくり

1 孤立させない地域づくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No.6	認知症の方の交流会参加者数(人)	目標値	62	70	70
		実績値	66	76	86
		達成率	106.5%	108.6%	122.9%
No.7	子ども育成支援事業*利用児数(こどもの居場所)(人)	目標値	1,080	1,140	1,140
		実績値	823	766	802
		達成率	76.2%	67.2%	70.4%
2 防犯・防災の地域づくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No.8	市内犯罪発生件数(件)	目標値	515	510	510
		実績値	423	371	385
		達成率	121.7%	137.5%	132.5%

No. 9	安全安心サポートネットワーク事業実施事業者数(事業所)	目標値	21	22	23
		実績値	20	20	21
		達成率	95.2%	90.9%	91.3%
No. 10	防災訓練に参加した市民の割合(%)	目標値	30	30	30
		実績値	21.5	24	20.9
		達成率	71.7%	80.0%	69.7%
3 人にやさしいまちづくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No. 11	市内人身交通事故年間発生件数(件)	目標値	875	850	825
		実績値	597	630	522
		達成率	146.6%	134.9%	158.0%
No. 12	市民後見人の登録人数(人)	目標値	12	14	14
		実績値	11	8	10
		達成率	91.7%	57.1%	71.4%
No. 13	権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」編成数(チーム)	目標値	18	42	42
		実績値	28	58	95
		達成率	155.6%	138.1%	226.2%
No. 14	成年後見支援センター相談受付件数(件)	目標値	210	240	240
		実績値	216	218	383
		達成率	102.9%	90.8%	159.6%
No. 15	権利擁護の推進に係る講演会・研修会の開催回数(回)	目標値	3	5	5
		実績値	3	6	12
		達成率	100.0%	120.0%	240.0%
No. 16	日常生活自立支援事業利用者に対するモニタリング件数(件)	目標値	6	12	12
		実績値	6	11	15
		達成率	100.0%	91.7%	125.0%

数値からみえる評価

認知症の方の交流会参加者数は3年連続で目標を上回り、認知症への理解促進や地域支援体制の充実が一定の効果を挙げていることがうかがえます。認知症施策は、本人だけでなく家族や支援者、地域住民との関係性の構築を支援するものであり、今後の高齢化社会の更なる進展を見据え、認知症条例に基づく施策の充実を図るとともに、障害、こども、生活困窮分野と一体的に支援体制を構築し、地域全体で孤立対策を推進していくことが望まれます。

成年後見制度については、これまでの取組が一定の成果を上げている一方で、市民後見人の登録人数は目標に届いていないことから、引き続き担い手確保に向けた取り組みを行うとともに、制度の理解を進め、後見人への受任につなげる必要があります。また、登録者の受任以外の活躍機械の創出等の工夫が求められます。

基本目標3 福祉サービスの充実と利用しやすい環境づくり

2 きめ細かな福祉サービスの提供と利用しやすい環境づくり		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
No. 17	地域ケア個別会議開催数(回)	目標値	185	200	215
		実績値	68	88	89
		達成率	36.8%	44.0%	41.4%
No. 18	生活困窮者への就労支援による就労者数(人)	目標値	60	70	70
		実績値	35	36	30
		達成率	58.3%	51.4%	42.9%

No. 19	学習チャレンジ支援事業参加者（中学3年生）高校進学率（%）	目標値	100%	100%	100%
		実績値	100%	100%	100%
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
No. 20	障害福祉サービス利用のための計画相談支援の利用者数（人）	目標値	850	870	870
		実績値	1,003	1,087	1,146
		達成率	118.0%	124.9%	131.7%
No. 21	重度障害者（児）日常生活用具助成件数（人）	目標値	2,990	2,992	2,992
		実績値	3,330	3,499	3,656
		達成率	111.4%	116.9%	122.2%
No. 22	在宅看取者数（人）	目標値	268	276	276
		実績値	369	339	314
		達成率	137.7%	122.8%	113.8%
No. 23	看護小規模多機能型居宅介護施設数（箇所）	目標値	2	2	2
		実績値	2	2	2
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
No. 24	ケアプラン点検件数（件）	目標値	16	18	20
		実績値	18	19	20
		達成率	112.5%	105.6%	100.0%
No. 25	支え合い介護予防教室の数（箇所）	目標値	35	40	40
		実績値	25	31	32
		達成率	71.4%	77.5%	80.0%
No. 26	介護予防講座の開催数（回）	目標値	27	28	28
		実績値	17	20	10
		達成率	63.0%	71.4%	35.7%
No. 27	不妊治療助成件数（件）	目標値	253	258	258
		実績値	215	10	3
		達成率	85.0%	3.9%	1.2%
No. 28	地域子育て支援拠点の利用者数（件）	目標値	138,000	132,000	132,000
		実績値	105,984	120,418	121,466
		達成率	76.8%	91.2%	92.0%
No. 29	放課後等デイサービス平均利用者数（人/月）	目標値	316	318	318
		実績値	297	309	337
		達成率	94.0%	97.2%	106.0%
No. 30	発達支援実践セミナー連続受講者数【2014年度からの累計】（人）	目標値	340	370	370
		実績値	362	446	516
		達成率	106.5%	120.5%	129.0%
No. 31	サポートファイル利用者数【2019年度からの累計】（人）	目標値	320	340	340
		実績値	585	684	806
		達成率	182.8%	201.2%	217.8%
No. 32	地域支え合い出かけっ CAR サービス実施地区数（地区）	目標値	6	6	6
		実績値	5	6	6
		達成率	83.3%	100.0%	100.0%
3	地域生活・社会へ参加しやすいまちづくり		令和4年度	令和5年度	令和6年度
No. 33	グループホーム月平均入居者数（人）	目標値	102	104	104
		実績値	120	134	155
		達成率	117.6%	128.8%	149.0%
No. 34	農福連携事業による農業者と障害者のマッチング件数（件）	目標値	5	6	6
		実績値	4	3	1
		達成率	80.0%	50.0%	16.7%

No. 35	障害者テレワークオフィス*の利用者数(人)	目標値	5	6	6
		実績値	9	10	11
		達成率	180.0%	166.7%	183.3%
No. 36	障害者福祉施設入所者の地域生活への移行者数(人)	目標値	6	7	7
		実績値	0	5	3
		達成率	0.0%	71.4%	42.9%
No. 37	障害者福祉施設利用者の一般企業に就職した数(人)	目標値	21	23	23
		実績値	11	18	11
		達成率	52.4%	78.3%	47.9%
No. 38	障害者の医療型短期入所の利用者数(人)	目標値	17	17	17
		実績値	3	4	9
		達成率	17.6%	23.5%	53.0%
No. 39	自立高齢者の割合(%)	目標値	84	84	84
		実績値	83.5	83.1	82.6
		達成率	99.4%	98.9%	98.3%
No. 40	ディーセントライフ*事業活動人数(人)	目標値	1,000	1,020	1,060
		実績値	1,034	1,092	1,194
		達成率	103.4%	107.1%	112.6%
No. 41	保育所等利用待機児童数(人)	目標値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
No. 42	保育所等利用定員数(人)	目標値	2,920	2,920	2,920
		実績値	2,739	2,781	2,792
		達成率	93.8%	95.2%	95.6%
No. 43	放課後児童クラブ利用定員数(人)	目標値	1,629	1,633	1,633
		実績値	1,511	1,511	1,511
		達成率	92.8%	92.5%	92.5%
No. 44	自立支援教育訓練給付金支給者数(人)	目標値	8	11	14
		実績値	10	13	6
		達成率	125.0%	118.2%	42.9%

数値からみえる評価

子どもに対する施策が高い達成率を示す傾向となる一方、障害者や生活困窮者に対しては、利用者それぞれの状況が異なり細やかな対応が必要となることから、福祉サービスにつながっていない傾向が見て取れます。

福祉サービスを充実するとともに、多機関協働による利用しやすい環境づくりやサービスにつなげるための相談体制の充実が求められます。

基本目標4 地域の社会資源を育む仕組みづくり

1 地域福祉を担う人材・組織を育む体制づくり		令和4年度	令和5年度	令和6年度
No. 45	人材バンク登録者数(人)	目標値	250	260
		実績値	275	174
		達成率	110.0%	66.9%

No. 46	福祉ボランティアの登録者数 (人)	目標値	4,860	4,880	4,880
		実績値	4,636	4,438	4,416
		達成率	95.4%	90.9%	90.5%
2 多様な主体が活躍する環境づくり			令和4年度	令和5年度	令和6年度
No. 47	福祉ボランティアの登録団体 数(団体)	目標値	235	240	240
		実績値	178	177	169
		達成率	75.7%	73.8%	70.4%

数値からみえる評価

人口減少や高齢化、新型コロナウイルスの影響に加え、ライフスタイルや価値観の変化などにより、すべての項目で数値が減少し、未達成となっています。従来の人材確保や団体運営の手法だけでは、こうした変化に十分対応することが難しくなっており、今後は、団体や活動グループへの継続的な支援に加え、住民一人ひとりの関心を高めるための周知を充実させるとともに、ライフステージに応じた参画機会の提供や地域内外の資源との連携促進などにより、誰もが無理なく地域と関われる環境の整備が重要となります。

4 地域カルテ

地域にはこどもから高齢者、障害者等、様々な人が暮らし、それぞれの特性や課題も異なります。行動目標・行動方針では、地域の情報を詳細に把握し、魅力や課題を共有し、何が求められ、何に取り組むべきかが求められます。そのため、地域ごとの統計情報や地域の特徴、地域活動情報等をまとめた地域カルテを作成しました。

(1) 瀬戸谷地区

面積	55.2k m ²	人口密度	33.7人/km ²	標高	92.4m	海からの距離	12.1km
地域特性	<p>瀬戸谷地区は、瀬戸川の上流域に位置し、全域が山間地ゾーンとなっています。人口規模が10地区の中で最も少ない一方で、高齢化率は最も高く、若い世代の担い手の確保は課題ですが、地域住民による地域活性化事業が活発など、地域コミュニティの強い地区です。市街地からの距離が遠く、藤枝市自主運行バス「藤枝駅ゆらく線」の本数も限られています。瀬戸谷買援隊が出かけC.A.R.事業で、地域住民の買い物や通院の足を確保しています。</p> <p>宇嶺の滝、びく石、滝ノ谷不動峽、瀬戸谷温泉ゆらく、おれっぶ大久保グラススキー場などに加え、令和8年度には、道の駅「ゆとりえせとや」（ふじえだ陶芸村拠点施設）がオープンする予定です。観光交流拠点としての発展が見込まれます。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 21	1888	瀬戸谷村本郷(萩間)に役場を設置	平成元	1982	大久保グラススキー場オープン
明治 22	1889	町村制発布により、瀬戸ノ谷及び滝沢が合併し、瀬戸谷村と改称	平成元	1989	瀬戸谷まるかじりスタート
明治 34	1901	現所在地に郵便局を設置	平成 2	1990	藤の瀬会館・瀬戸谷公民館設立
明治 40	1907	瀬戸谷尋常小学校創立	平成 4	1992	大久保キャンプ場オープン
明治 44	1911	瀬戸谷村青年会発足	平成 15	2003	瀬戸谷温泉ゆらく開店
昭和 29	1954	瀬戸谷村を藤枝市に編入	平成 27	2015	瀬戸谷地区交流センターに名称変更
昭和 31	1956	瀬戸谷中学校創立	令和 6	2024	びく石山静かな夜のキャンプ場オープン
昭和 48	1973	瀬戸谷公民館開館			

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	2,336	2,091	1,864	-227	139,290
年少人口（14歳以下）	187	157	132	-25	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	1,284	1,020	827	-193	79,080
高齢人口（65歳以上）	865	914	905	-9	44,146
世帯数	852	879	862	-17	62,002
高齢化率（％）	37.02	43.71	48.55	+4.48	31.69
介護保険認定者数	157	164	159	-5	7,769
一人暮らし高齢者数	133	172	193	+21	10,337
身体障害者手帳所持者数	103	54	39	-15	2,119
療育手帳所持者数	19	17	20	+3	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	19	22	27	+5	2,068
生活保護世帯数	3	3	1	-2	463
児童扶養手当	10	10	12	+2	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン・ふれあい会食会懇談会 ・三世代交流ウォーキングフットボール大会 ・社協だより「友愛」の発行 ・瀬戸谷中学校福祉活動 		<ul style="list-style-type: none"> ・せとやまるかじり ・三世代交流グラウンドゴルフ大会 ・瀬戸谷小学校ジュニア福祉委員活動 ・地区社協だよりの発行 				
高齢者サロン	3	・サロンほっこり	・中里ふれあいサロンほほえみ	・ふれあいサロン不動峡			
子育てサロン	0	障害者サロン	0	みんなの居場所	0	手助け支援	0
ふれあい会食会	1	・ささゆりの会	移動支援	2	・瀬戸谷買援隊		
こども食堂	0	見守り活動	0	アクティブクラブ	0	さわやかクラブ	0
民生委員・児童委員協議会数	1	民生委員数	6	主任児童員数	1	その他の活動	0

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の絆が強く、身近な課題を解決できる力がある。地域の見守り体制で、子どもや困っている人を大事にしよう、見守ろう、という意識が高い。 ・子育て世代の移住者が移住支援団体「Rashiku」を組織し、中山間地域への移住支援を行っている。 ・高齢になっても農作業に従事している人も多く、健康で充実した日々を送っている。 ・地域主体の移動支援事業が高齢者の買い物や通院における移動（送迎）を担っている。 ・ふれあいサロンでは、ボランティアが高齢化しても、次世代の住民が引き継いで運営されている。 ・地域住民と学校とのつながりが強い。（高齢者サロンと中学生の交流会が行われている） ・おかえりな祭市之瀬やティーテラス市之瀬など、若い世代が地域を盛り上げようと活躍している。 ・ふじえだ陶芸村構想の拠点施設、新陶芸センターや道の駅がオープンし、芸術のまちづくりが進む。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関が、藤枝市自主運行バス「ゆらく線」（1時間に1本）しかなく、通勤や通学、買い物、通院等の移動手段に不安を感じている。 ・自治会やまちづくりイベントでは、役員や担い手不足が顕著である。 ・大規模災害が起きた際の、孤立する地域への対策が必要である。 ・子育て世代の移住者を増やすため、利用施設の整備や移住したいと思える取組を進める必要がある。 ・空き家の活用方法や、空き家になる前の対策を考える必要がある。



中里ふれあいサロン



ささゆりの会

(2) 稲葉地区

面積	15.9k m ²	人口密度	173.8 人/km ²	標高	58.0m	海からの距離	10.1 km
地域特性	<p>稲葉地区は、新東名高速道路を境に北側が山間地ゾーン、南側が周辺緑地ゾーン、国道1号バイパス谷稲葉IC周辺は市街地ゾーンとなっています。2つの自治会・5つの町内会からなるコンパクトな広さで人口規模は市内で2番目に小さいものの、稲葉のとうろんなどの伝統行事もあり、地域のつながりの強い地区です。</p> <p>地区の南北には瀬戸川が流れ、自然豊かな環境にあり、また、地区に隣接した藤枝総合運動公園は、J2藤枝MYFCのホームスタジアムとして使用されるほか、スポーツや交流の拠点として多くの人に利用されています。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 22	1889	宮原・寺島・助宗・堀之内・谷稲葉・瀬古の六ヶ村合併して稲葉村となる	昭和 56	1981	谷稲葉インターチェンジ供用開始
明治 36	1903	稲葉村立稲葉高等学校新設	昭和 60	1985	稲葉公民館設立
明治 39	1906	稲葉村立稲葉尋常高等小学校となる	昭和 61	1986	稲葉小創立 80 周年記念事業
昭和 22	1947	稲葉中学校開設	平成 18	2006	稲葉小学校開校 100 周年記念式典
昭和 29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生。藤枝市立稲葉小学校と改称	平成 21	2009	とうろん復活（旧あげんだい）
			平成 28	2016	稲葉地区交流センターに名称変更
昭和 36	1961	稲葉中学校と藤枝中学校が統合			

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	3,141	2,938	2,764	-174	139,290
年少人口（14歳以下）	350	307	245	-62	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	1,875	1,647	1,508	-139	79,080
高齢人口（65歳以上）	916	984	1,011	+27	44,146
世帯数	852	1,169	1,206	+37	62,002
高齢化率（%）	37.02	33.49	36.58	+3.09	31.69
介護保険認定者数	157	138	188	+50	7,769
一人暮らし高齢者数	133	167	204	+37	10,337
身体障害者手帳所持者数	103	52	53	+1	2,119
療育手帳所持者数	19	54	60	+6	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	19	13	24	+11	2,068
生活保護世帯数	3	2	2	0	463
児童扶養手当	10	9	10	+1	835

「地域福祉活動等」 令和6年度

地区社協の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉懇談会・支え合いの地域づくり会議 ・地域福祉講演会 ・稲葉地区ふれあいまつり ・三代目グランドゴルフ大会 ・ジュニア福祉委員活動 ・健康福祉講座 ・介護予防モデル推進事業 ・友愛活動 ・社協だより「友愛」の発行 						
高齢者サロン	3	・ふれあいサロン助宗			・ふれあいサロンてまりの会	・やいなば生き生きランド	
子育てサロン	0	障害者サロン	0	ふれあい会食会	0	手助け支援	0
みんなの居場所	3	<ul style="list-style-type: none"> ・わくわくランド稲葉 ・谷稲葉わくわくランド ・わくわくランド助宗 					
移動支援	0	こども食堂	0	見守り活動	1	いなっ子守り隊	
アクティブクラブ	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ロコトレ♡宮原居室 ・アクティアブシニア堀之内 			さわやかクラブ	0	
民生委員・児童委員協議会数	1	民生委員数	5	主任児童委員数	1		
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせの会「いなっこ」 ・藤枝21世紀の森づくりの会 ・庄竹の会 						

「地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）」

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・小さな地域で顔見知りが多く、昔ながらの付き合いがあり、隣近所で助け合いができています。 ・稲葉のとうろんやグラウンドゴルフ大会等のイベントにより地区のつながりが強い。 ・高齢になっても農作業に従事している人も多く、健康で充実した日々を送っている。 ・「いなっこ守り隊」が地域に浸透し、子どもたちを見守る体制ができています。 ・毎月25日のニコニコあいさつの日が浸透している。 ・ふれあいサロンやみんなの居場所などの通いの場が増加している。 ・市の介護予防推進モデル地区となり、地域全体で社会参加の必要性や介護予防の勉強をしている。 ・地区内にスーパーがないが、ウエルシア薬局等の移動販売車が来て買い物ができる。 ・子育て世代の移住者が移住支援団体「Rashiku」を組織し、中山間地域への移住支援を行っている。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしが増えている。 ・ふれあいサロンへの送迎が課題となっている。 ・ふれあいサロンのボランティアが高齢化し、後継者の確保が課題である。 ・通いの場があったらいいとは思っているがキーパーソンがいない。（寺島・宮原）



わくわくランド稲葉



介護予防勉強会

(3) 葉梨地区

面積	27.03k m ²	人口密度	466.5 人/km ²	標高	23.0m	海からの距離	7.3 k m
地域特性	<p>葉梨地区は、農業振興地域と国道1号バイパスに隣接する新興住宅地に大別されることが特性としてあげられます。葉梨川の上流域等の中山間地域の昔からある集落では、地域コミュニティのつながりが強く、平野部では人口が多い地域となっています。新興住宅地への転入者は、子育て世代が多く、ボランティア活動等への参加の促進が課題となっています。</p> <p>地区内にある花倉城は、戦国時代、駿河の戦国大名、今川家の家督争い「花倉の乱」の舞台となった場所です。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 22	1889	下ノ郷村、花倉村、時ヶ谷村、上藪田村、中藪田村、西方村、北方村、下藪田村、中ノ合村、高田村、潮村（一部）が合併して葉梨村が発足	昭和 29	1947	葉梨中学校開設（小学校併設）
			昭和 29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生
			昭和 30	1955	葉梨村廃止
明治 22	1889	葉梨尋常小学校創立	昭和 58	1983	葉梨公民館設立
明治 25	1892	葉梨西北尋常小学校創立	平成 28	2016	葉梨地区交流センターに名称変更

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②—①)	藤枝市
総人口	13,454	13,189	12,597	-592	139,290
年少人口（14歳以下）	2,006	1,909	1,628	-281	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	8,057	7,409	6,973	-436	79,080
高齢人口（65歳以上）	3,391	3,871	3,996	+125	44,146
世帯数	5,005	5,276	5,369	+93	62,002
高齢化率（%）	25.20	29.35	31.72	+2.37	31.69
介護保険認定者数	537	595	627	+32	7,769
一人暮らし高齢者数	502	691	858	+167	10,337
身体障害者手帳所持者数	363	180	169	-11	2,119
療育手帳所持者数	98	129	146	+17	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	93	137	185	+48	2,068
生活保護世帯数	14	25	37	+12	463
児童扶養手当	80	58	81	-23	835

「地域福祉活動等」 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・葉梨地区企画委員会 ・思いやりのあるまちづくり会議 ・三世代事業グラウンドゴルフ大会 ・福祉懇談会 ・地区社協だより発行 ・葉梨地区ふれあいまつり 					
高齢者サロン	8	<ul style="list-style-type: none"> ・白藤さわやかサロン「ロコトレの会」 ・ほほえみふれあいサロン ・清里ふれあいサロン ・ふれあいサロン梨花ちゃん ・上藪田しあわせサロン ・サロンときめき ・時ヶ谷ふれあいサロン ・生き生きライフ ・楽笑クラブ 				
子育てサロン	0	障害者サロン	0	ふれあい会食会	1	・やよいの会
みんなの居場所	1	・はなしカフェ下藪田		移動支援	1	・葉梨ささえ愛隊
生活支援	0	こども食堂	1	・ふじてら子ども食堂	見守り活動	0
アクティブクラブ	1	・葉梨健活の会		さわやかクラブ	2	・白藤陸会 ・時ヶ谷明生会
民生委員・児童委員協議会数	1	民生委員数	17	主任児童委員数	2	
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・いっぽの会（開寿園） ・れんげそう ・特定非営利活動法人ふじえだ寺子屋 					

「地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）」

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・出かけっCARサービス事業「葉梨ささえ愛隊」があり、通院や買い物に活用されている。 ・ふれあいサロン、会食会、居場所の活用ができています。 ・地区内にスーパー、病院、大型店舗等の日常生活に必要な施設が揃っている。 ・新興住宅地は、子育て世代が多い。 ・地区社協活動の活性化のため、毎月企画委員会が開催され、協議内容が情報共有されている。 ・地区社協の企画委員が自治会長、民生委員代表、地域の活動団体代表で編成されており、ボランティア募集などの様々な依頼に対応してくれる。 ・子育て世代の移住者が移住支援団体「Rashiku」を組織し、中山間地域への移住支援を行っている。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・移動手段（通院や買い物の送迎）が不足している。 ・交通手段を充実させてほしい。 ・バスの停留所が遠い、本数が少ない。 ・ごみ出しを手伝ってもらふことや、ちょっとした故障や修繕を頼める人がいない。 ・子どもから高齢者まで3世代が交流できるような、誰でも参加できる居場所やイベントがほしい。



ふれあい会食会 やよいの会



ふれあいサロン 梨花ちゃん



葉梨ささえ愛隊

(4) 広幡地区

面積	6.4k m ²	人口密度	1,330 人/km ²	標高	12.1m	海からの距離	4.2k m
地域特性	<p>広幡地区は、朝比奈川の中流域と葉梨川の下流域に位置する平野部で、周辺緑地、田園集落地、市街地、工業集積、新産業地等の様々なゾーンに区分される地域です。自治会組織をはじめとしたコミュニティ組織のつながりが強く、全町内会で高齢者サロンがあり、活発に行われています。</p> <p>地区北部の「新産業集積エリア」は、農地の集積、農産物直売所、市民農園・観光農園、道の駅などが立地する食と農のアンテナエリアの形成が検討されている地域です。</p>						

≪地区の歴史≫

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 36	1903	広幡村立尋常高等小学校開校	昭和 32	1957	広幡村藤枝市に合併
明治 42	1909	広幡小学校現在地に移る	昭和 34	1957	広幡幼稚園開園
昭和 16	1941	広幡特定郵便局開局（水守）	昭和 42	1967	八幡山古墳発掘
昭和 22	1947	広幡中学校開校	平成 28	2016	広幡地区交流センターに名称変更
昭和 22	1947	広幡農業協同組合設立			

≪各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）≫

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	8,761	8,771	8,514	-257	139,290
年少人口（14歳以下）	1,297	1,289	1,115	-174	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	5,136	4,978	4,853	-125	79,080
高齢人口（65歳以上）	2,301	2,504	2,546	+42	44,146
世帯数	3254	3,498	3,600	+102	62,002
高齢化率（%）	26.26	28.55	29.90	+1.35	31.69
介護保険認定者数	345	379	424	+45	7,769
一人暮らし高齢者数	347	467	554	+87	10,337
身体障害者手帳所持者数	250	137	140	+3	2,119
療育手帳所持者数	66	71	81	+10	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	52	77	100	+23	2,068
生活保護世帯数	4	7	12	+5	463
児童扶養手当	48	29	34	+5	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・地域福祉懇談会 ・広幡ふれあいまつり ・三世代交流事業 ・こども福祉講座 ・サロン報告会と住民福祉講座 						
高齢者サロン	8	<ul style="list-style-type: none"> ・仮宿おたのしみ会 ・ひまわりの会 ・鬼島ふれあいサロンももちゃん ・くすの木の家 ・横内ほっとサロン ・下当間ふれあいサロン 一五の会 ・上当間ふれあいサロン「まゆみの会」 				・潮ふれあいサロン	
子育てサロン	0	障害者サロン	0	ふれあい会食会	0	こども食堂	0
みんなの居場所	1	・ほっとな居場所 おんじま		生活支援	1	・広幡お助け隊	
移動支援	1	・送迎サービス付き買い物ツアー		アクティブクラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかクラブ ・潮ほほえみロコモ ・ひろはたロコモ体操 	
見守り活動	0	さわやかクラブ		0			
民生委員・児童委員協議会数	1	民生委員数		10	主任児童委員数	2	
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ひろはたおはなしの会 ・横内歴史研究会 ・鬼島町内会だより編集委員会 						

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブクラブが複数存在し、地域全体で介護予防に努めている。 ・福祉施設が地域活動に協力的である。 ・町内会のつながりが強い。 ・全町内会に高齢者サロンがある。 ・小中学校の学区が同じであるため、地域住民のつながりが強い。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・役員の高齢化により、清掃ボランティア等の担い手が不足し、自治会等地域活動が重荷となっている。 ・自治会等の行事に参加しない人が増えている。 ・昔から住んでいる人と新しく入った人とのつながりが希薄である。 ・農家を継がない→他地区へ出る→高齢者で独居になる→空き家が増えるの悪循環になっている。 ・公共交通機関が少なく、車を所有していないと不便である。 ・道路が狭い場所、整備が不十分な場所があり通行する際に危険である。



三世代交流事業



ふれあい会食会 連絡会

(5) 西益津地区

面積	3.93k m ²	人口密度	2,193 人/km ²	標高	15.7m	海からの距離	4.7k m
地域特性	<p>西益津地区は、田中を中心とした古くからの市街地と県営住宅や市営住宅、宅地開発による新興住宅地が存在する地域で、大きく田園集落地ゾーンと市街地ゾーンに分けられます。面積は10地区の中で最も狭い一方、旧国道1号線等の交通の便の良さもあり、面積に対する人口は10地区の中でも比較的多くなっています。西益津お出かけ支援隊による移動支援や、高齢者サロンも豊富にあり、高齢者の社会参加を促進しています。</p> <p>多くの文化財が現存する田中城跡、田中城下屋敷周辺では、文化・観光交流の拠点として、来訪交流人口を呼び込むまちづくりが進められています。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治5	1872	西益津小学校創立	昭和46	1971	社会福祉協議会支部・西益津支部社協を設立
明治22	1889	八ヶ村を合わせて西益津村となる	昭和62	1987	西益津公民館開館
明治36	1903	藤枝北高等学校創立	平成7	1995	西益津地区行政センター開設・図書オンライン開始
昭和22	1947	西益津中学校創立	平成12	2000	藤枝西高等学校移転、男女共学になる
昭和29	1947	藤枝町と西益津村が合併	平成28	2016	西益津地区交流センターに名称変更
昭和29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生			

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	9,633	9,021	8,621	-400	139,290
年少人口（14歳以下）	1,166	974	882	-92	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	5,362	4,903	4,652	-251	79,080
高齢人口（65歳以上）	3,105	3,844	3,849	+5	44,146
世帯数	3,781	3,144	3,087	-57	62,002
高齢化率（%）	32.23	34.85	35.81	+0.96	31.69
介護保険認定者数	430	466	581	+115	7,769
一人暮らし高齢者数	533	651	739	+88	10,337
身体障害者手帳所持者数	304	160	147	-13	2,119
療育手帳所持者数	78	101	102	+1	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	76	106	129	+23	2,068
生活保護世帯数	23	39	34	-5	463
児童扶養手当	99	61	51	-10	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロン懇談会 ・福祉懇談会支え合い住んで楽しい西益津会議 ・三世代グランドゴルフ大会 ・歩く輪 		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉講演会 ・ふれあいまつり ・社協だよりの発行 ・介護予防モデル推進事業 				
高齢者サロン	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ひらよんクローバー会 ・平三輪の会 ・ちよっくらよってみぎあ ・平二さわやかカフェ「縁」 ・平二さわやかカフェ「和」 ・サロンあびす ・長楽寺二ふれあいサロンおあしすの会 ・益津下いきいきランド ・郡二ふれあいサロン お〜い元気会 					
子育てサロン	0	障害者サロン	0	みんなの居場所	1	・西益津いきいきランド	
ふれあい会食会	1	・あおいの会	生活支援	0	移動支援	1	・西益津お出かけ支援隊×通院サポート隊
こども食堂	1	・西益津こども食堂	見守り活動	5	アクティブクラブ	1	・あすなるクラブ
さわやかクラブ	6	<ul style="list-style-type: none"> ・稲川あびす会 ・長楽寺2梅寿会 ・郡なの花会 ・大手寿会 ・平島第1仲良しクラブ ・平島第3白藤会 					
民生委員 児童委員 協議会数	1	民生委員数	16	主任児童委員数	2		
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし玉手箱 ・NPO 法人集いの場所サンライズ 						

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の協力体制が手厚い。 ・移動支援（買い物、通院）が充実している。 ・居場所事業において高齢者の介護予防に努めている。また、周知を幅広く行っている。 ・地域の活動に歴代の役員経験者が積極的に関わっている。 ・多くの文化財が現存している。（田中城下屋敷、神社、仏閣等） ・地区内にある小・中・高校生が地区社協活動に参加している。 ・介護予防や地域のつながりを作るために、毎週、誰でも参加できる「いきいきランド」を開催。スポーツを通して、健康づくりと顔の見える関係性づくりに繋がっている。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の困り事（ゴミ出し、庭木の剪定等）の相談はあるが、役員が高齢化し、ボランティアなどの担い手が不足している。 ・若い世代の力を活用できていない。 ・地区社協事業活動への理解を促していきたい。 ・地域活動に携わっている人たちが限られてしまっている。



出張いきいきランド in 西益津小



こども食堂

(6) 藤枝地区

面積	5.22k m ²	人口密度	3,869 人/km ²	標高	17.7m	海からの距離	6.1 km
地域特性	<p>藤枝地区は、瀬戸川中流の左岸と葉梨川中流右岸の平野部に位置し、旧国道1号、旧東海道、国道1号バイパス等、市の主要道路が通るため交通の便が良く、藤枝市役所が立地する生活利便性の高い地域です。旧東海道を中心に古くからの市街地、商店街が続き、マンションや新興住宅地も立地しています。3年に一度の藤枝大祭を通じ、自治会の結束が強い地区です。</p> <p>旧東海道沿いの商店街と、生涯学習センターや蓮華寺池公園周辺一帯は、歴史文教・観光交流拠点として位置づけられ、歴史文化資源、街道筋の商店街、蓮華寺池公園や岡出山公園の回遊を創出する、観光のまちづくりが進められています。</p>						

≪地区の歴史≫

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 19	1886	藤枝小学校創立	昭和 48	1973	市庁舎が完成
明治 33	1900	藤枝青年連合会を結成	昭和 49	1974	藤岡小学校創立
大正 13	1924	藤枝東高等学校創立	昭和 60	1985	郷土博物館が開館
昭和 29	1954	藤枝町と西益津村が合併	平成 9	1997	生涯学習センター設立
昭和 29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生	平成 4	1994	まつりの名称を「藤枝大祭」と改称
昭和 30	1955	藤枝中央小学校創立	平成 18	2006	藤枝公民館設立(生涯学習センター内)
昭和 44	1969	市民会館が開館 市立図書館が開館	平成 28	2016	藤枝地区交流センターに名称変更

≪各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）≫

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	21,870	20,771	20,200	-571	139,290
年少人口(14歳以下)	2,717	2,437	2,188	-249	16,064
生産年齢人口(15~64歳)	12,266	11,259	10,930	-329	79,080
高齢人口(65歳以上)	6,887	7,075	7,082	+7	44,146
世帯数	8,711	8,891	9,100	+209	62,002
高齢化率(%)	31.49	34.06	35.06	+1	31.69
介護保険認定者数	1,114	1,186	1,375	+189	7,769
一人暮らし高齢者数	1,306	1,607	1,797	+190	10,337
身体障害者手帳所持者数	704	383	389	+6	2,119
療育手帳所持者数	196	226	252	+26	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	194	237	315	+78	2,068
生活保護世帯数	63	77	82	+5	463
児童扶養手当	169	139	157	+18	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉懇談会 ・中学生と乳幼児のふれあい体験講座 ・藤枝宿ふれあいまつり ・三世代親子ふれあい教室 ・社協だより発行 ・にこにこあいさつ運動 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を支えるまちづくり会議 ・藤枝地区ふれあいスポーツ大会 ・福祉講演会 ・ふれあいサロン、会食会ボランティア交流会 ・藤枝ふれあい出かけっ CAR 運営委員会 					
高齢者サロン	9	<ul style="list-style-type: none"> ・市部ふれあいサロン ・ふれあいサロン原 ・本町サロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・藤岡ふじばかま ・五十海ふれあいサロン ・岡出山ふれあいサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・木町区いきいきサロンぬくもり ・千歳よりそいサロン ・藤岡4丁目喋り場 				
子育てサロン	1	・ほっとパパ&ママサロン	障害者サロン	0				
みんなの居場所	3	<ul style="list-style-type: none"> ・おはなし長屋 ・子どもの本まり一文庫 ・原っ PA 						
ふれあい会食会	1	・藤枝ふれあい会食会	手助け支援	2	<ul style="list-style-type: none"> ・まめっ隊 ・とんからり♫ 	移動支援	1	藤枝ふれあい出かけっ CAR
こども食堂	1	・まつぼっくり	見守り活動	21	さわやかクラブ	6	<ul style="list-style-type: none"> ・木町喜久の会 ・栄長生会 ・上伝馬神明クラブ ・益津ことぶき会 ・千歳ときわクラブ ・五十海いそみ会 	
アクティブクラブ	6	<ul style="list-style-type: none"> ・なかよしクラブ ・つくしの会 ・シルバー龍健康体操 ・つくしの会 ・ふじの会 ・ノルディックウォーキングクラブ爽 ・岡出山ダンスロコモ 						
民生委員 児童委員 協議会数	2	民生委員数	37	主任児童委員数	4			
その他の活動								

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・地区内に藤枝市役所、地区交流センターと生涯学習センターがある ・商店街がある。 ・3年に一度、藤枝大祭があるため自治会の結束が強い。 ・通常のバス路線のほかにバス停型乗合タクシーなどの公共交通機関が充実している。 ・蓮華寺公園があり、周囲を散歩したり健康に過ごすことができる。毎朝ラジオ体操を実施している。 ・東海道五十三次の宿場町として歴史のある地区であり寺社が多い。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・町内会は地形により町内会館が遠い、昔からの住民と転入者が交わらない。 ・人口多いが高齢者の割合も高い、また独居高齢者が多い。 ・生活に車が必須である。 ・人口に対して、高齢者の居場所が少ない。 ・市立病院への公共交通が不足している。 ・長楽寺や千歳などは、道路も狭く車のすれ違いも不便である。 ・商店街は閉店する店が増え、近隣での生鮮食品や生活用品の購入が不便である。



とんからり♫



五十海ふれあいサロン

(7) 青島地区

面積	13.35k m ²	人口密度	3,078 人/km ²	標高	25.7m(北) 30.5m(南)	海からの 距離	7.2km(北) 7.7km(南)
地域特性	<p>青島地区は、10地区の中でも最も人口規模が大きく、世帯数も多い地域です。瀬戸川中流の右岸の平野部に位置し、JR藤枝駅を核とした中心市街地が広がっています。藤枝駅周辺では、土地区画整理事業の後、市街地再開発事業が行われ、都市拠点としての整備が進んでいます。</p> <p>人口も多く、利便性の高い地域で様々な福祉活動が行われていますが、マンション等の増加により、一部の地域でつながりが希薄になっているといった課題も生じています。地区内には、志太郡衛跡や千貫堤、旧東海道の松並木や千貫堤などの歴史・文化的資源もあります。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
大正元	1913	仲田縫製授所創設	昭和41	1966	市民グラウンドがオープン
大正12	1925	青島縫製女学校設立	昭和58	1983	藤枝明誠高等学校開校
明治4	1871	藤枝市前島郵便局設置	昭和60	1985	青島北中学校創立
明治23	1890	青島尋常小学校開校	昭和63	1988	静岡学園短期学園（現在の静岡産業大学）が開校
昭和22	1947	青島中学校創立	平成2	1990	青島南公民館開館
昭和25	1950	藤枝市立総合病院開設	平成17	2005	青島北公民館開館
昭和29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲、大洲、稲葉村が合併して藤枝市が誕生	平成21	2009	BiVi 藤枝 市立駅南図書館開館
昭和38	1963	青島東小学校創立	平成28	2016	青島北地区交流センター、青島南地区交流センターに名称変更

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	42,043	42,468	41,092	-1,376	139,290
年少人口（14歳以下）	5,933	5,637	4,864	-773	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	25,789	25,443	24,575	-868	79,080
高齢人口（65歳以上）	10,321	11,388	11,653	+265	44,146
世帯数	17,193	18,469	18,833	+364	62,002
高齢化率（%）	24.54	26.82	28.36	+1.54	31.69
介護保険認定者数	1,574	1,877	1,996	+119	7,769
一人暮らし高齢者数	1,868	2,492	2,905	+413	10,337
身体障害者手帳所持者数	1,015	561	539	-22	2,119
療育手帳所持者数	288	372	427	+55	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	313	500	669	+169	2,068
生活保護世帯数	96	149	194	+45	463
児童扶養手当	285	186	232	+46	835

＜地域福祉活動等＞令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉講演会 ・地区社協だよりの発行 ・ふれあいまつり ・障害者事業所との交流 ・老人憲章事業 ・三世交代事業 ・表彰事業 ・ふれあいサロン懇談会 ・ふれあい交流事業 					
高齢者サロン	8	<ul style="list-style-type: none"> ・もえぎの会 ・瀬古ワンツーふれあいサロン ・志太ふれあいサロン ・瀬古ワンツーふれあいサロン ・ほっと駿河台 ・Fサロン ・さくら ・駅前おしゃべりカフェ ・メゾンふれあいサロン 				
子育てサロン	2	<ul style="list-style-type: none"> ・いないいないばあ ・ちろりん村 	障害者サロン	0	ふれあい会食会	0
みんなの居場所	8	<ul style="list-style-type: none"> ・くつろぎカフェ かいらハウス ・くるま座 ・追分町内会 健康遊々デー ・縁が輪 ・ほっとな居場所 輪笑 ・こどものフリースペース ぴよんたろう ・田沼支え愛の会しゃべりばアイビー ・夕焼けサロン 				
生活支援	2	<ul style="list-style-type: none"> ・駿河台支えあいの会「ぼちぼち」 ・青島第8助けあいの会 はちすけ 	見守り活動	59	移動支援	0
子ども食堂	2	<ul style="list-style-type: none"> ・かいらハウス ・おいわか 子ども食堂 	アクティブクラブ	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ロコモ体操 青木 ・駅北体操クラブ ・田沼スマイル ・ロコトレクラブ2019 ・青島南若返り運動クラブ ・ロコモ若返り体操教室 ・第二開寿園教室 	
さわやかクラブ	19	<ul style="list-style-type: none"> ・前島楽寿会 ・田沼北福寿会 ・田沼中明和会 ・田沼南千寿会 ・富士見富久寿会 ・小石川町あずまクラブ ・東町東寿会 ・青木福和会 ・志太おもとクラブ ・ふじみ台寿会 ・瀬戸新屋和楽会 ・水上寿クラブ ・青葉中岩城会 ・追分友和会 ・内瀬戸寿会 ・友遊せいなん ・三軒家三寿会 ・駿河台シルバークラブ ・瀬古3かたらい会 				
民生委員 児童委員 協議会数	2	民生委員数	63	主任児童委員数	4	
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ついすみ青島（終の棲家を考える会） ・藤枝駿河台森づくり委員会 ・あらだんふまねっと運動の会 ・南駿河台5丁目草刈りボランティアの会 ・いっぼの会（第2開寿園ボランティア） ・藤枝市立総合病院ボランティア 					

＜地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）＞

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・駅を中心に公共交通機関、社会資源が充実している。 ・歴史、文化的資源が多く存在する。 ・人口、自治会数ともに多く、自治会活動が活発に行われている。 ・自治会、町内会を中心に生活支援活動がある。 ・子育てサロンがあり、活発に活動している。 ・通いの場が増えてきている。 ・企画委員会に様々な分野の人が参加し、地域福祉活動が進められている。 ・趣味活動を通じたコミュニティが充実している。 ・地域のつながりを見直そうと考える地域がある。 ・人口が多い分、様々な分野で活躍されている人材が豊富である。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等が増え、近所付き合いが希薄な地域もあり、同地区内でも課題に地域差がある。 ・歩いて買物に行ける地域もあれば、移動手段を確保しなければ外出が難しい地域もある。 ・地域に気軽に集える場所は欲しいが、担い手が不足している。 ・歩けなくなり地域の集いに参加できなくなった場合も、継続的に参加できる方法や代替の活動がほしい。 ・気軽に相談できる場所や仕組み、ちょっとした困りごとに対応してくれる地域主体の生活支援サービスがほしい。 ・地域により子供が減少、行事も減ってきているが継続したい。 ・子どもや若い世代を増やすため、子育て支援を充実させ、子育てしやすい環境を整えたい。 ・高齢者に限らない、誰もが集える場が地域にほしい。 ・地域福祉活動への協力者を増やすために、各活動の周知に力を入れたい。



地区社協 企画委員会



障害者事業所との交流

(8) 高洲地区

面積	7.2k m ²	人口密度	3,464 人/km ²	標高	19.5m	海からの距離	5.0 km
地域特性	<p>高洲地区は、JR藤枝駅南の中心市街地に近接しており交通の便が良く住宅地として人気の高い地区です。地区北部には、工場の立地もあり産業拠点となっています。</p> <p>高齢化率は増加しているものの、10地区の中でも低く、宅地化の進行により、子育て世代の転入があり、総人口、世帯も増加しています。地域主体の手助け支援や移動支援などが積極的に行われていますが、子育て世代のつながりを軸として、転入者を巻き込みながら地域活動を活性化していく必要がある地域です。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 22	1898	高洲村誕生	昭和 35	1960	養護老人ホーム 円月荘 開園
明治 31	1898	南・北の二尋常小学校が合併。 高洲村立高洲尋常小学校となる	昭和 47	1972	土地改良事業等による町名一部変更で泉町、高岡1~4丁目、田沼4・5丁目が誕生
明治 32	1899	株式会社「高洲銀行」設立 この年の人口3,915人	昭和 51	1976	高洲南幼稚園開園
大正 10	1921	高洲村信用購買販売利用組合設立	昭和 56	1981	高洲南小学校 開校
昭和 18	1942	高洲郵便局を設置、開局	昭和 57	1982	高洲公民館設立
昭和 22	1947	高洲村国民学校を高洲小学校と改称	昭和 59	1984	高柳清掃工場が業務を開始
昭和 22	1947	高洲中学校設立	平成 6	1994	市道葉梨・高洲線築地高架橋が開通
昭和 29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生	平成 21	2009	高洲公民館の竣工式が挙行される
昭和 29	1954	高洲幼稚園が開園	平成 28	2016	高洲地区交流センターに名称変更

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	24,471	24,944	24,947	+3	139,290
年少人口（14歳以下）	3,503	3,370	3,167	-203	16,064
生産年齢人口（15~64歳）	14,854	14,967	14,911	-56	79,080
高齢人口（65歳以上）	6,114	6,607	6,869	+262	44,146
世帯数	9,611	10,505	11,088	+583	62,002
高齢化率（%）	24.98	26.49	27.53	+1.04	31.69
介護保険認定者数	793	952	1,137	+185	7,769
一人暮らし高齢者数	1,030	1,340	1,587	+247	10,337
身体障害者手帳所持者数	623	345	333	-12	2,119
療育手帳所持者数	176	221	261	+40	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	159	229	337	+108	2,068
生活保護世帯数	25	41	50	+9	463
児童扶養手当	169	157	142	-15	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・ふれあいサロン情報交換会 ・三世代ふれあいイベント ・ふれあいまつり 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民福祉講座 ・防災研修会 ・子ども福祉体験 ・地域福祉懇談会 					
高齢者サロン	8	<ul style="list-style-type: none"> ・兵中心ふれあいサロン ・与左衛門ふれあいサロン「越百」 ・切島ふれあいサロンティータイムの会 ・築地ふれあいサロン融和 		<ul style="list-style-type: none"> ・ヒルズきずな ・与左衛門ふれあいサロン「遊々」 ・サロン仁平 ・大新島結の会「結の茶の間」 				
子育てサロン	0	障害者サロン	0	みんなの居場所	2	<ul style="list-style-type: none"> ・古民家カフェぶらり ・よってこ高洲 		
ふれあい会食会	1	・はまゆうの会	生活支援	1	・高洲手んだい隊	移動支援	1	・高洲足すとし隊
こども食堂	2	<ul style="list-style-type: none"> ・まつぼっくり ・さくらんぼ 	見守り活動	0	アクティブクラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブクラブ築地 ・高洲ロコモクラブ ・ロコモ体操たかすの会 	
さわやかクラブ	8	<ul style="list-style-type: none"> ・高柳第1長寿会 ・兵太夫北鷹寿会 	<ul style="list-style-type: none"> ・高柳第2長寿会 ・兵太夫上掬水会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大新島白寿会 ・兵太夫中若竹会 	<ul style="list-style-type: none"> ・兵太夫下日の出クラブ ・兵太夫南初霜会 			
民生委員 児童委員 協議会数	2	民生委員数	29	主任児童委員数	3			
その他の活動								

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が身近で安心して利用できる住民同士の支え合い活動、生活支援と移動支援の仕組みが定着している。 ・定期的に役員会を開催し、改善策を検討している。 ・地元企業や全国規模の大企業からの地域福祉活動への支援がある。 ・地区社協の4つの専門部会（高齢者・障害者部会、児童部会、防災部会、広報部会）が活発に活動し、それぞれの地域課題について話し合うシステムが構築されている。 ・若い活力のある子育て世代が多い。 ・スーパー等の大型店舗が充実している。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の支援活動の仕組みはできているが、協力者が不足している。地域に活動を知らせ、理解を広げたい。 ・子どもや若い世代に地域福祉活動に参加してほしい。 ・子育て世帯人口、地区面積の割合に比べ、公園など子どもの遊び場が少ない。 ・マンションやアパートが増加し、転入世帯と地域とのつながりが希薄になっている。子育て世帯のつながりを軸として、地域活動を活性化する取組を行いたい。 ・地域に暮らす障害者にも目を向け、地域として可能な活動を考えていきたい。



子ども福祉体験講座



足すとし隊

(9) 大洲地区

面積	6.47k m ²	人口密度	1,328 人/km ²	標高	26.6m	海からの距離	6.1 km
地域特性	<p>大洲地区は、大井川左岸下流域、平野部の田園地域に位置します。10 地区では、4 番目に人口規模が小さな地域です。県営住宅や市営住宅等が立ち並んでおり、人口規模は小さいものの、地域のつながりが強い地域です。</p> <p>大井川沿いの既存の工業地区に隣接する一体は、東名高速道路スマート I C のアクセスを活かした工場や物流機能等の産業立地など、新産業拠点としての検討が進められる地域です。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治 7	1874	精勤舎創立	昭和 29	1954	藤枝町、青島町、葉梨村、高洲村、大洲村、稲葉村が合併して藤枝市が誕生
明治 17	1884	上泉学校創立	昭和 38	1963	科研製薬株式会社 静岡工場竣工
昭和 22	1947	町内制の施行により、忠兵衛新田、五平村、善左衛門村、土瑞村、弥左衛門新田、源助村が合併して大洲村が誕生	昭和 42	1967	日清紡ホールディングス 藤枝工場操業開始
		大洲尋常小学校に改称	昭和 61	1986	大洲公民館開館
		大洲中学校創立	平成 28	1996	大洲地区交流センターに名称変更

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28. 3. 31	R3. 3. 31①	R7. 3. 31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	9,340	8,838	8,595	-243	139,290
年少人口（14歳以下）	1,246	1,015	851	-164	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	5,430	4,994	4,857	-137	79,080
高齢人口（65歳以上）	2,664	2,829	2,887	+58	44,146
世帯数	3,427	3,522	3,639	+117	62,002
高齢化率（%）	28.52	32.01	33.59	+1.58	31.69
介護保険認定者数	388	434	509	+75	7,769
一人暮らし高齢者数	470	585	643	+58	10,337
身体障害者手帳所持者数	285	142	122	-20	2,119
療育手帳所持者数	91	112	116	+4	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	69	97	134	+37	2,068
生活保護世帯数	25	28	31	+3	463
児童扶養手当	75	39	49	+10	835

「地域福祉活動等」 令和6年度

地区社協活動	・大洲地区社協だよりの発行 ・手助け支援活動 ・中学生ボランティア講座		・栃山川ウォーキング ・ジュニア福祉交流活動 ・ふれあいスポーツの集い	
高齢者サロン	4	・忠兵衛ふれあいサロン ・弥生いきいきサロン		・泉町湧泉会ふれあいサロン ・大東町ふれあいサロン
子育てサロン	0	障害者サロン	0	みんなの居場所 1 ・おいでおす
ふれあい会食会	1	大洲地区ふれあい会食会	生活支援 1	・自立支援部手助け支援活動 移動支援 1 ・ノアの運ぶネ
こども食堂	0	見守り活動	1	アクティブクラブ 4 ・ロコモ泉 ・元気人 ・アクティブクラブ大東町 ・太陽の会
さわやかクラブ	5	・大東町第1長寿会 ・大東町第2長寿会 ・善左衛門上寿会 ・弥左衛門大弥会 ・泉町湧泉会		
民生委員児童委員協議会数	1	民生委員数	12	主任児童委員数 2
その他の活動				

「地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）」

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりが深く何か取り組むときは一丸となる。 ・中学生が地区社協事業に関わっている。 ・小学生のジュニア福祉交流活動に力を入れている。こども園や高齢者のふれあいサロン等へ訪問し、交流を重ねることでつながりづくりを大切にしている。 ・移動支援が地域に浸透し、買い物だけでなく、サロンや会食会の送迎にも活用できている。 ・手助け支援活動が活発に活動している。一人暮らしの高齢者世帯だけでなく困りごとの解決につながるように支援後も手厚く見守り活動を行っている。 ・地区交流センターに中学生や高校生が学校帰りに寄り勉強できるスタディールームがあり活用されている。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代が増えた町内もあるが、住民同士の関わりが希薄となっている。 ・スポーツのつどいを行っているが年々参加者が減少傾向にある。 ・手助け支援、ふれあい会食会は民生児童委員の主導で行っている。高齢化が進み新たな担い手が必要である。 ・歩いて通える場に集いの場が欲しいが、主導して運営してくれる人がいない。



移動支援事業 ノアの運ぶネ



ジュニア福祉活動

(10) 岡部地区

面積	53.3k m ²	人口密度	189人/km ²	標高	20.8m	海からの距離	5.9km
地域特性	<p>岡部地区は、2009年に市町村合併した旧岡部町に相当し、地域コミュニティのつながりが強い地域です。旧東海道、国道1号バイパスが通り、新東名岡部藤枝ICからも近く、交通の便が良いためベッドタウンとして人口を増やしてきましたが、近年は人口減に転じています。</p> <p>高齢化が深刻で、10地区では瀬戸谷次いで2番目に高い高齢化率となっていますが、日本遺産「駿州の旅」の構成文化財である大旅籠柏屋、日本三大玉露の一つ朝比奈玉露を楽しむ玉露の里、全国的に稀な朝比奈大龍勢など、市内で最も地域資源が豊富な地域であり、観光交流のまちづくりが進む地域です。</p>						

《地区の歴史》

年号	西暦	主なできごと	年号	西暦	主なできごと
明治22	1889	三輪村、岡部宿、内谷村、子持坂村、村良村、桂島村、入野村の7カ村が合併、岡部町と称す	平成3	1991	玉露の里完成
明治23	1890	岡部尋常小学校開校	平成7	1995	いきいき交流センター落成
昭和22	1947	岡部町立岡部小学校となる	平成10	1998	大旅籠柏屋が国の有形文化財に認定
昭和28	1953	岡部中学校創立	平成13	2001	福祉センター きすみれ完成
昭和30	1955	朝比奈村と岡部町が合併	平成15	2003	朝比奈龍勢が県指定文化財に指定
昭和38	1963	朝比奈第二小学校を朝比奈第一小学校に統合	平成21	2009	藤枝市・岡部町合併
昭和55	1980	岡部中学校と朝比奈中学校が統合し、岡部町立岡部中学校として開校	平成25	2013	岡部図書館開館
平成2	1990	町民センターおかべ完成	平成29	2017	町民センターおかべを岡部支所分館に名称変更

《各種数値データ（出展：令和7年度地域福祉事業基礎資料）》

項目	H28.3.31	R3.3.31①	R7.3.31②	4年間の増減 (②-①)	藤枝市
総人口	11,481	10,734	10,096	-638	139,290
年少人口（14歳以下）	1,214	1,091	992	-99	16,064
生産年齢人口（15～64歳）	6,395	5,520	4,994	-526	79,080
高齢人口（65歳以上）	3,872	4,123	4,110	-13	44,146
世帯数	4,316	4,412	4,456	+44	62,002
高齢化率（%）	33.72	38.41	40.71	+2.3	31.69
介護保険認定者数	662	748	773	+25	7,769
一人暮らし高齢者数	578	729	857	+128	10,337
身体障害者手帳所持者数	394	209	188	+21	2,119
療育手帳所持者数	64	112	131	+19	1,596
精神保健福祉手帳所持者数	96	118	148	+30	2,068
生活保護世帯数	8	17	20	+3	463
児童扶養手当	77	57	67	+10	835

≪地域福祉活動等≫ 令和6年度

地区社協活動	<ul style="list-style-type: none"> 子ども福祉体験講座 高齢者世帯友愛訪問事業 高齢者移動支援事業 地区社協だよりの発行 ふれあいまつり 住民福祉講座 おかべ赤ちゃん友愛訪問事業 行動目標・行動方針チャレンジ事業 三世代交流事業 地域福祉懇談会 居場所連絡会 						
高齢者サロン	6	<ul style="list-style-type: none"> 朝比奈りゅうせいサロン 内一いきいきサロン 桂島いきいきサロン 本郷いこいのひろば ふれあいサロン「むらら」 旭ヶ丘和みの会 					
子育てサロン	0	障害者サロン	0	みんなの居場所	3	<ul style="list-style-type: none"> 三輪向原たのしい会 三輪三世代交流会 夕焼けサロン 	
ふれあい会食会	1	亀寿の郷わき愛あい会	生活支援	0	移動支援	1	岡部おでかけ助け愛隊
こども食堂	0	見守り活動	7	アクティブクラブ	3	<ul style="list-style-type: none"> 朝比奈いきいき体操クラブ スマイル会 ロコモサークル岡部 	
ちいき談話室	15	<ul style="list-style-type: none"> 横添 川原町 岡部 内一 内二 岡部本郷 三輪 旭ヶ丘 三輪やよい オレンジ 三輪向原 子持坂 村良 桂島 宮島 小園 					
民生委員 児童委員 協議会数	1	民生委員数	26	主任児童委員数	2		
その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> 岡部おはなしの会 朝比奈粽保存会 岡部町観光ボランティアの会 						

≪地区の強み・課題（地域福祉活動やアンケート調査結果等の意見を反映）≫

地域の強み
<ul style="list-style-type: none"> 居場所連絡会を開催し通いの場の運営や困り事についてボランティアで情報交換を行い、交流の場を設けている。 朝比奈地区で、令和6年8月から、地域、市、民間企業、大学、医師会等が連携して、運動、交流イベント、買物が1日の中で可能な「高齢者地域生活総合サポート事業」が始められ、地域活性化に繋がっている。 おかべ赤ちゃん友愛訪問事業では、民生委員や主任児童委員、町内会長が地区内に誕生した赤ちゃん宅を訪問。地域全体で子どもたちを見守ろうという機運が高まっている。 地区内に15カ所、町内会主体の「ちいき談話室」があり、地域住民の集いの場となっている。 移動販売車が地区内を走っており、移動手段のない高齢者の生活を支えている。 地区社協と（福）葉月会で実施する買い物支援事業がある。 子育て世代の移住者が移住支援団体「Rashiku」を組織し、中山間地域への移住支援を行っている。
地域の人たちが感じている課題
<ul style="list-style-type: none"> 通院時の送迎など、移動手段を充実してほしい。免許返納後の移動方法がなくて将来が不安である。 朝比奈地区は、公共交通が市の自主運行バス「朝比奈線」しかなく、交通手段を充実させてほしい。 バスの停留所が遠い、本数が少ない。 ゴミ出しを手伝ってもらふことや、ちょっとした故障や修繕を頼める人がいない。 老人クラブがなくなり、地域の集いの場が減ってきてしまっている。 地域の活動の担い手が高齢化しており、若い世代の担い手の確保が課題である。



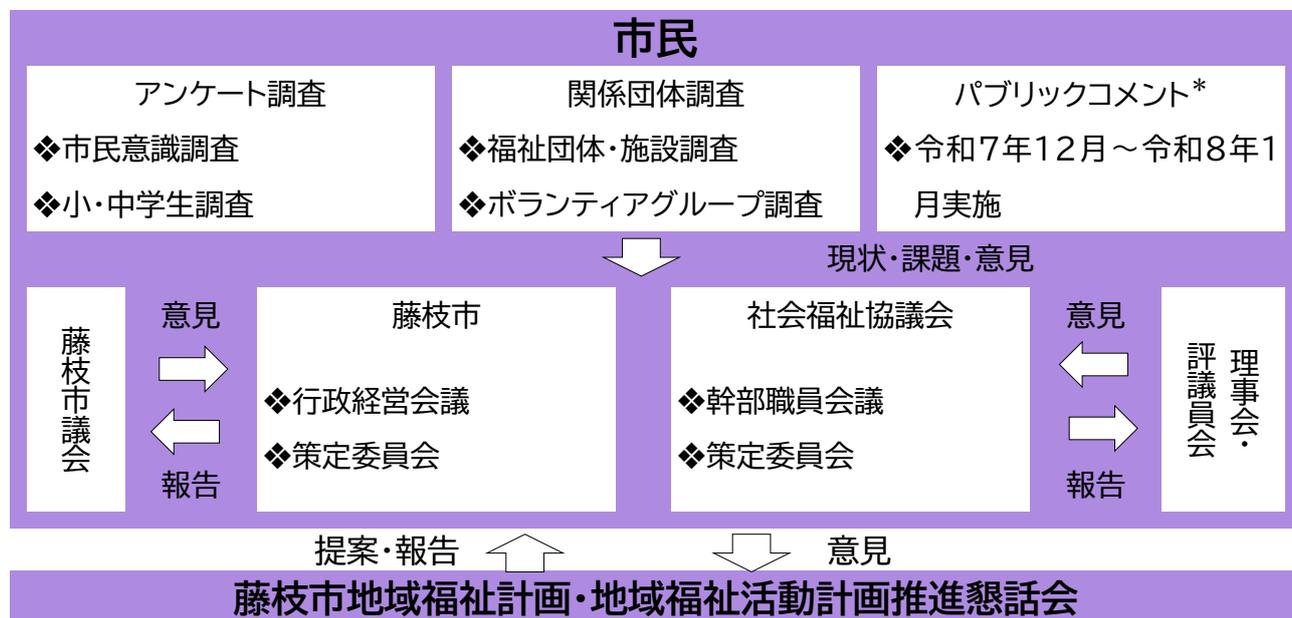
朝比奈りゅうせいサロン



赤ちゃん訪問

5 策定経過

(1) 策定体制



(2) 計画策定までの流れ

月日	実施事項	内容
令和6年度		
6月7日	第1回計画推進懇話会	・第5次計画の進捗確認
10月2日	第2回計画推進懇話会	・アンケート調査項目の検討
10月～11月	アンケート調査	・市民、小中学生、ボランティア団体、活動団体、施設を対象に実施
2月21日	第3回計画推進懇話会	・アンケート調査結果の中間報告 ・計画骨子の説明、意見聴取
令和7年度		
6月16日	第1回庁内策定委員会	・計画素案の説明、意見聴取
7月4日	第1回計画推進懇話会	・同上
10月8日	第2回庁内策定委員会	・原案の説明、意見聴取
10月10日	第2回計画推進懇話会	・同上

(3) (懇話会 会長 総括文)

令和8年3月

藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会 会長 西尾 敦史

(4) 藤枝市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進懇話会 委員名簿

(敬称略、順不同)

氏名	所属団体等	備考
池上 守	藤枝市自治会連合会	
勝山 啓次	藤枝市民生委員・児童委員協議会	
古川 豊和	さわやかクラブふじえだ連合会	
磯部 勝弘	藤枝市身体障害者福祉協会	
小池 操	藤枝市ボランティア連絡協議会*	副会長
福原 正規	社会福祉法人 富水会 地域包括支援センター 開寿園	
清水 厚紀	社会福祉法人 天竜厚生会 天竜厚生会 アクシア藤枝	
大石 有美	社会福祉法人ひよこ福祉会 ひよこ保育園	
佐貫 正明	岡部小学校	
佐藤 恵子	特定非営利活動法人 藤枝市民活動サポートぴゅあ	
西尾 敦史	愛知東邦大学 人間健康学部教授	会長
平野 玲子	大洲地区社会福祉協議会	
杉原 久雄	青島地区社会福祉協議会	

6 用語集

用語	解説
アルファベット	
DV	「Domestic Violence」の略称。配偶者や恋人等、親密な関係にある（あった）異性から受ける暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、暴言、侮辱、脅迫といった精神的な暴力や性的な暴力等を含む。
ICT	「Information and Communication Technology」の略称。コンピューター、インターネット、携帯電話等を使う情報処理や通信に関する技術のことを指す。住民の利便性向上を目的として、行政でも導入が進んでいる。
LGBTQ	性自認や性表現の多様性を表す言葉で、Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）、Transgender（トランスジェンダー）、自身の性のあり方がわからない Questioning（クエスチョニング）の頭文字を合わせたもの。近年では、自身の性を男女いずれかに限定しない X ジェンダー等、様々な価値観が注目されている。
NPO	「Non-Profit Organization（民間非営利組織）」の略称。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等様々な分野で活躍する民間の営利を目的としない組織のこと。特定非営利活動促進法によって法人の設立が認められている。
PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」の4段階を繰り返すことによって継続的な改善を図りながら、業務などの改善や効率化を図る考え方のこと。
SDGs	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27年の国連サミットにおいて採択された行動目標で、あらゆる主体の力を結集するという考えのもと、国という枠組みを超えて地域レベルでの取組や自治体の貢献にも大きな期待が寄せられている。
VCF	「災害ボランティア・コーディネーター藤枝」の略称。被災者の困りごとと、ボランティアにできることを精査し、活動地域や活動内容の調整を行う。
あ行	
アウトリーチ	福祉の分野では「訪問支援」と訳される。「アウトリーチ等を通じた継続的支援」とは、必要な支援が届いていない人に、訪問支援等により必要なサービスと情報を届け、継続的な関わりにより信頼関係の構築にむけた支援をいう。
安心すこやかセンター	本市における「地域包括支援センター」の通称。地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設をいう。
安全安心サポートネットワーク事業	高齢者の孤独死や不審者の出没、交通事故等周囲の気づかないところで発生している問題を早期発見、解決するため、検針・宅配など市内を巡回する事業所と連携して見守り活動を実施する事業。
居場所	地域住民の誰もが気楽に立ち寄ることができる場所のことで、自分らしく自由な時間を過ごすことができるほか、人との新しいつながりを生むことで、地域住民の孤立防止や生きがいづくりを支えるもの。
インクルーシブ教育	こどもの多様性を尊重し、障害の有無等にかかわらず、すべての子どもたちがともに学べる環境のこと。

用語	解説
か行	
学校サポーターズクラブ	学習支援及びクラブ活動支援のための講師派遣等により、地域の教育力を学校教育へ活用し、地域と学校が一体となり子どもを育む環境をつくる事業。
協働	市民、事業者、行政等、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うこと。
共同募金	毎年10月1日から12月31日まで、全国で展開される民間の福祉を支える募金運動。集められた募金は、民間福祉事業や更生保護事業を行っている施設や団体に翌年度配分される。
グループホーム	地域の住宅等において、共同で生活する数人の高齢者や障害のある人に対して、世話人による食事提供、金銭管理等の日常的な生活援助を行う施設。
子ども育成支援事業	ネグレクト家庭等の養育が十分でない子どもに対し、食事または学習等ができる居場所を提供し、大人とのふれあいや交流を図りながら子どもの健全な成長と自立を促すことにより、児童虐待の世代間連鎖を防止することを目的とした事業。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民が、知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。
コミュニティソーシャルワーカー	地域社会に共通するニーズや課題の解決を図るために、地域診断・社会サービスの開発・地域組織のコーディネート・機関や組織の連絡調整等を実施して、社会・地域福祉の取組を進めるための専門スタッフ。
さ行	
災害時避難行動要支援者	災害時に自力での避難が難しく、第三者の助けが必要な人のこと。平成25年の災害対策基本法の一部改正で市町村は名簿の作成が義務付けられ、令和3年の災害対策基本法の一部改正で、個別避難計画の作成が努力義務化された。
災害ボランティア・コーディネーター	災害が発生したとき、被災して支援を求める人と、被災者を支援しようとするボランティアを迅速かつ適切につなぐ役割、調整役のボランティアのこと。
災害ボランティアセンター	被災者・被災地支援のために活躍するボランティア活動を効果的・効率的に行うための災害復興支援に特化した臨時のボランティア活動の拠点。
児童相談所	児童の生活全般に関して保護者や学校からの相談に応じ、児童や家庭について調査や判定を行って、必要な指導や措置をとる県の機関。
市民活動	地域や社会に対して貢献を目的に、市民が自発的に行う活動。
市民後見人	一般市民による成年後見人等。家庭裁判所より選任され、判断することが不安な人に対し、適切な親族等がない場合に、本人に代わって財産の管理等を行う。
社会福祉施設	老人ホームや保育所等、社会福祉事業を実施する施設の総称。
社会福祉法人	社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された非営利法人をいう。
重層的支援体制	複数の支援事業を、各分野の制度や縦割りを超えて一体的に実施することで、地域で切れ目なく支援する仕組み。
障害者手帳	障害者として公的機関の認定を受けると発行される、障害の程度を証明するための手帳。身体に障害のある人が持つ身体障害者手帳、知的障害のある人が持つ療育手帳、精神に障害のある人が持つ精神障害者保健福祉手帳の3種類がある。
自立生活サポートセンター	生活保護に至っていない生活困窮者を早期発見・早期支援するための本市の支援窓口。

用語	解説
「制度の狭間」の問題	公的サービスの対象ではないが、軽度障害者等で消費者被害の対象になりやすい人や身寄りがなく孤立している人等が何らかの困難を抱えている問題。具体的には、孤立死、ヤングケアラー、虐待、こどもの貧困、生活困窮、ひきこもり、ニート等の問題を指す。
成年後見制度	判断することが不安で、自分自身の権利を守ることができない成人の財産管理等を支援する制度。
善意銀行	市民等からの善意による寄附金や物品をお預かりし、援助を必要とする方々につなげ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりに役立てる仕組み。
た行	
ダブルケア	1人の人や1つの世帯が、同時期に介護と育児の両方を担う状況をいう。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮すること。
地域共生社会	誰もが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる社会。
地域コミュニティ	日常生活でのふれあいや共同活動など、共通の経験を通して、連帯感や信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力で自主的に住みよくしていく地域社会。
地域支え合い出かけっCARサービス	住民が主体となって、高齢者の買い物等外出の支援を行う事業。運転及び乗降支援を行うボランティアに対し、市社協・地区社協が車輛の提供等バックアップを行い、事業を展開する。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会システムのこと。
地区交流センター	市役所の出先機関。自治体や町内会等の地域活動を支援するほか、地域の防災拠点業務や相談、窓口業務等を行う。
地区社会福祉協議会（地区社協）	地域福祉を主体的に進める住民組織。住民の生活により近い地域で福祉を実践するため、自治会・町内会や民生委員・児童委員、保健委員、ボランティア等によって構成されている。
ディーセントライフ	特技や趣味を生かし、社会貢献による市民活動を始めることで、生涯にわたり生きがいを持ちながら暮らすことを意味する造語。
デイサービス	通所介護。日帰りで施設に通い、食事や入浴等日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
テレワークオフィス	勤めている会社、職場とは異なる場所で仕事ができるよう、環境が整備された作業スペース。多様な働き方の実現に向けて、需要が高まっている。
な行	
日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障害等により判断をすることが不安な人が自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理の支援等を行う事業。
認知症サポーター	認知症の正しい知識や病気との付き合い方を理解し、自分のできる範囲で認知症の人やその家族を支援する人。 各地で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講すると、認知症サポーターの証としてオレンジリングが渡される。

用語	解説
は行	
パブリックコメント	公的な機関が規則や命令等を制定しようとするときに、広く公に意見・改善案等を求める手続きをいう。
バリアフリー	狭い意味では、障害のある人が安全かつ自由に行動できる空間や、支障なく扱うことができる物を指す。現在は、社会・制度・習慣・心理・教育等のすべての障壁の除去といった広い意味で用いられることが多い。
ピア・サポート（教育）	こどものコミュニケーション能力や、思いやりの心を育むことを目的とした、生徒自身が自発的に行う活動のこと。ボランティア清掃から友達への声かけといったさりげないものまで「人のためになる、仲間を助ける活動」のこと。
ピア・サポート（福祉）	同じ障害や病気などの苦しみや生きづらさを抱える当事者の仲間同士で支え合う活動のこと。
ひきこもり	様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念をいう。
ふじえだ交通安全マイレージ	事故防止を目的としたゆずりあい、時間に余裕を持った行動、車輛の安全点検等の取組をポイント化し、交通安全への積極的な参加を促す仕組みのこと。健康・教育・環境の分野でも同様の取組を推進している。
藤枝市成年後見支援センター	成年後見制度の周知や相談業務等を行う。福祉センターきすみれに窓口を設置している。
藤枝市ボランティア連絡協議会	ボランティア団体が集まって組織する機関。団体同士の交流や研修、行事、ボランティア活動の紹介等を行う。
藤枝ボランティア（Fボラ）	市などの公共団体が実施するイベントなどに対するボランティア活動をいう。
ふれあい会食会	主に一人暮らしの高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防のレクリエーションや会食を通して地域の人との交流を行う会。
ふれあいサロン	市社協、地区社協を中心に町内会、民生委員、老人クラブ、ボランティア等が主体となり、集会場等で開催している高齢者の介護予防とふれあいづくりの場。
ペアレントメーター	自らも発達障害のあるこどもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた養育者。
防災アプリ「藤枝市防災」	市が行っている各種防災情報を取得できるアプリ。同報無線の放送内容、防災気象情報、避難情報等、藤枝市に特化した防災情報を取得することができる。
法人後見	司法書士法人や市社協等の法人による成年後見人等。判断をすることが不安な人に親族等がない場合に本人に代わって財産の管理等を行う。
保健委員	地域における市民の自発的な健康づくりの推進や、市が行う保健事業の円滑な推進を図るため、市長が委嘱した市民。健康づくりに関する保健講座等を企画し開催することによる知識の習得や普及、市が行う保健事業の啓蒙や連絡協力等、行政と地域のパイプ役を務める。
ボランティア	自分の時間を利用して、自分の意志により行う、地域や社会のために役立つ活動。一般的な原則は「自主性・主体性」「連帯性・社会性」「創造性・開拓性」「無償性・無給性」。
ま行	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画であり、大雨等によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる防災行動を時系列で整理することで、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

用語	解説
民生委員・児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受け、社会調査や福祉行政に協力し、地域福祉の推進を図ることが職務。児童福祉に関する問題や、子育て支援の相談指導を行う児童委員も兼ねている。また、主任児童委員は、民生委員・児童委員の中から厚生労働大臣により指名され、主に児童福祉に関する相談に応じ、支援を行う。
や行	
ヤングケアラー	本来ならば大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている児童のこと。特に福祉の分野においては、病気や障害、依存症等のある家族の世話をする18歳未満のこどもを指し、社会的孤立を防ぐ観点から早期の支援が求められている。
ユニバーサルデザイン	まちづくりやものづくりを進めるにあたり、年齢・性別・身体・国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物・施設、製品等を設計していこうという概念。
要支援・要介護認定者	介護保険サービスを受ける際に、その人がどの程度の介護の手間がかかるのかを判定された人。要支援は2段階、要介護は5段階あり、各段階によって受けられるサービス支給限度が変わる。
ら行	
老老介護	高齢者が高齢の家族を介護する状態で、主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となる状況をいう。

(裏表紙 表面)

第6次藤枝市地域福祉計画
(第2期藤枝市成年後見制度利用促進基本計画)
(藤枝市重層的支援体制整備事業実施計画)
第6次藤枝市地域福祉活動計画

発行 令和8年 月
発行者 藤枝市／社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
編集 藤枝市健康福祉部福祉政策課
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山一丁目11番1号
TEL 054-643-3111 (代表)
FAX 054-643-3604
社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会
〒421-1131 静岡県藤枝市岡部町内谷1400番地の1
TEL 054-667-2940 (代表)
FAX 054-667-3319